





## 目 次

第1号（3月5日）

出席及び欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職、氏名	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
議案第2号 令和6年度錦町一般会計予算	6
議案第3号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計予算	6
議案第4号 令和6年度錦町介護保険特別会計予算	6
議案第5号 令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計予算	6
議案第6号 令和6年度錦町水道事業会計予算	6
議案第7号 令和6年度錦町下水道事業会計予算	6
議案第8号 令和5年度錦町一般会計補正予算（第9号）	13
議案第9号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	13
議案第10号 令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第4号）	14
議案第11号 令和5年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	14
議案第12号 令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第5号）	14
議案第13号 令和5年度錦町水道事業会計補正予算（第3号）	14
議案第14号 錦町大王原住宅の設置及び管理に関する条例	30
議案第15号 錦町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例	31
議案第16号 錦町空き家等の適正管理に関する条例	33
議案第17号 錦町振興計画審議会条例の一部を改正する条例	35
議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	36
議案第19号 錦町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	37
議案第20号 錦町起業支援条例の一部を改正する条例	38
議案第21号 錦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び錦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	39
議案第22号 錦町職員の分限の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例	41
議案第23号 錦町監査委員に関する条例の一部を改正する条例	42
議案第24号 錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	43
議案第25号 錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	44

議案第26号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴う関係条例の整理に関する条例	45
議案第27号 錦町介護保険条例の一部を改正する条例	47
議案第28号 錦町営住宅管理条例の一部を改正する条例	50
議案第29号 錦町給水条例の一部を改正する条例	52
議案第30号 錦町奨学金貸与条例の一部を改正する条例	52
議案第31号 錦町公民館条例の一部を改正する条例	54
議案第32号 水無川橋下部工工事請負変更契約について	54
議案第33号 水無川橋上部工工事請負変更契約について	56
議案第34号 町道山江錦線(木綿葉大橋)下部工補修補強工事(2期)請負変更契約について	58
議案第35号 錦町役場庁舎改修工事請負変更契約について	59
議案第36号 普通財産の減額及び無償貸付について	62
議案第37号 錦町農産物直売所等の指定管理者の指定について	63
議案第38号 教育長の任命について	64
報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について	65
休会の件	66
散 会	66

#### 第2号(3月11日)

出席及び欠席議員	67
職務のため議場に出席した者の職、氏名	67
説明のため出席した者の職、氏名	67
議事日程	68
本日の会議に付した事件	68
開 議	68
一般質問	68
3番 梶原 誠二君	68
5番 吉田 眞二君	74
6番 石松まゆ子さん	87
7番 竹田農利人君	98
散 会	102

#### 第3号(3月12日)

出席及び欠席議員	103
職務のため議場に出席した者の職、氏名	103
説明のため出席した者の職、氏名	103
議事日程	104

本日の会議に付した事件	104
開 議	104
一般質問	104
2番 丸小野聖一君	104
4番 早田 和彦君	114
議案第2号 令和6年度錦町一般会計予算	120
議案第3号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計予算	120
議案第4号 令和6年度錦町介護保険特別会計予算	120
議案第5号 令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計予算	120
議案第6号 令和6年度錦町水道特別会計予算	120
議案第7号 令和6年度錦町下水道事業会計予算	121
議員派遣の件	138
委員会の閉会中の継続調査申し出について	138
閉 会	138
署 名	139









令和6年 第1回 錦町議会定例会議録 (第1号)

招集年月日	令和6年 3月 5日	招集の場所	錦町議会議場		
開閉会日時及び宣告	開会 令和6年 3月 5日 散会 令和6年 3月 5日	午前10時00分 午後 4時36分			
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号 氏 名		
出席議員 12名	1	出 谷 口 一 也	10 出 金 山 民 幸		
欠席議員 0名	2	〃 丸小野 聖 一	11 〃 高 田 孝 徳		
	3	〃 梶 原 誠 二	12 〃 荒 川 孝 一		
凡例	4	〃 早 田 和 彦			
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二			
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子			
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人			
	8	〃 岡 田 武 志			
	9	〃 池 田 秀 晴			
会議録署名議員	6	石 松 まゆ子	7 竹 田 農利人		
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課 長	山 園 琢 磨	農林振興課 長	有 瀬 耕 二
副 町 長		保険政策課 長	吉 田 誠 二	地域整備課 長	上 野 陽 一
総務課長	深 水 英 雄	健康増進課 長	森 山 毅 宏	農業委員会 事務局長	高 波 昌 一
教育 長	毎 床 三喜男	税務課長	蓑 田 俊 哉	教育振興課 長	尾 方 良 一
会計管理者	白 川 裕 美	企画観光課 長	岩 尾 和 文		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

## 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第2号 令和6年度錦町一般会計予算
- 日程第5 議案第3号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第4号 令和6年度錦町介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8 議案第6号 令和6年度錦町水道事業会計予算
- 日程第9 議案第7号 令和6年度錦町下水道事業会計予算
- 日程第10 議案第8号 令和5年度錦町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第11 議案第9号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第10号 令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第11号 令和5年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第12号 令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第5号）
- 日程第15 議案第13号 令和5年度錦町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第14号 錦町大王原住宅の設置及び管理に関する条例
- 日程第17 議案第15号 錦町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例
- 日程第18 議案第16号 錦町空き家等の適正管理に関する条例
- 日程第19 議案第17号 錦町振興計画審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第19号 錦町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第20号 錦町起業者支援条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第21号 錦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び錦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第22号 錦町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第23号 錦町監査委員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第24号 錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第25号 錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第26号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第29 議案第27号 錦町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第28号 錦町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第29号 錦町給水条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第30号 錦町奨学金貸与条例の一部を改正する条例
- 日程第33 議案第31号 錦町公民館条例の一部を改正する条例

- 日程第34 議案第32号 水無川橋下部工工事請負変更契約について
- 日程第35 議案第33号 水無川橋上部工工事請負変更契約について
- 日程第36 議案第34号 町道山江錦線（木綿葉大橋）下部工補修補強工事（2期）請負変更契約について
- 日程第37 議案第35号 錦町役場庁舎改修工事請負変更契約について
- 日程第38 議案第36号 普通財産の減額及び無償貸付について
- 日程第39 議案第37号 錦町農産物直売所等の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第38号 教育長の任命について
- 日程第41 報告第1号 議会の委任による専決処分報告について  
専第1号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第42 休会の件

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第2号 令和6年度錦町一般会計予算
- 日程第5 議案第3号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第4号 令和6年度錦町介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8 議案第6号 令和6年度錦町水道事業会計予算
- 日程第9 議案第7号 令和6年度錦町下水道事業会計予算
- 日程第10 議案第8号 令和5年度錦町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第11 議案第9号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第10号 令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第11号 令和5年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第12号 令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第5号）
- 日程第15 議案第13号 令和5年度錦町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第14号 錦町大王原住宅の設置及び管理に関する条例
- 日程第17 議案第15号 錦町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例
- 日程第18 議案第16号 錦町空き家等の適正管理に関する条例
- 日程第19 議案第17号 錦町振興計画審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第19号 錦町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第20号 錦町起業支援条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第21号 錦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び錦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第22号 錦町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第25 議案第23号 錦町監査委員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第24号 錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第25号 錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第26号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第29 議案第27号 錦町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第28号 錦町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第29号 錦町給水条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第30号 錦町奨学金貸与条例の一部を改正する条例
- 日程第33 議案第31号 錦町公民館条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第32号 水無川橋下部工工事請負変更契約について
- 日程第35 議案第33号 水無川橋上部工工事請負変更契約について
- 日程第36 議案第34号 町道山江錦線（木綿葉大橋）下部工補修補強工事（2期）請負変更契約について
- 日程第37 議案第35号 錦町役場庁舎改修工事請負変更契約について
- 日程第38 議案第36号 普通財産の減額及び無償貸付について
- 日程第39 議案第37号 錦町農産物直売所等の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第38号 教育長の任命について
- 日程第41 報告第1号 議会の委任による専決処分報告について  
専第1号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第42 休会の件

---

午前10時00分開会

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第1回錦町議会定例会を開会し、直ちに開議いたします。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、6番、石松まゆ子議員、7番、竹田農利人議員を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、去る2月27日に議会運営委員会を開催し、御協議を願っております。結果について報告願います。議会運営委員長、岡田武志議員。

○議会運営委員長（岡田 武志君） おはようございます。議会運営委員長の岡田武志です。

去る2月27日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期については、次のとおり協議しましたので報告いたし

ます。

会期は、令和6年3月5日火曜日から3月12日火曜日までの8日間です。

5日火曜日は本会議、6日水曜日から8日金曜日は各常任委員会、9日土曜日から10日日曜日は休日のため休会、11日月曜日は各常任委員会の後本会議、12日火曜日は本会議となります。なお、一般質問は11日月曜日及び12日火曜日に行います。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 孝一君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12日までの8日間とすることに決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 孝一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

お諮りします。報告の中で、字句、数字、その他文言整理を要するものがありましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、整理については、議長に委任することに決定しました。

まず、議長から報告いたします。諸般の報告。報告議員、荒川孝一。

1、組合等名、球磨郡議長会。2、報告件名、下記のとおり。3、開催日及び場所、下記のとおり。4、内容（要点）。

(1) 12月議長・副議長合同会議、日時、12月21日（木曜）午後4時30分、場所、パルティール福寿庵。  
協議事項。①球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて。②令和5年度球磨郡町村議会議員研修会の開催について。③令和5年度熊本県町村議会議長会定期総会の開催について。④森林譲与税の現状について。

(2) 1月定例郡議長会議、日時、1月9日（火曜）午前10時、場所、球磨地域振興局。  
協議事項。①令和5年度熊本県町村議会議長会定期総会の開催について。②令和6年度球磨郡町村議会議長会一般会計予算（案）について。

(3) 2月定例郡議長会議、日時、2月22日（木曜）午後2時30分、場所、ホテル熊本テルサ。  
協議事項。①令和5年度熊本県町村議会議長会定期総会の開催について。②令和6年能登半島地震について。③熊本県知事選挙における推薦状の交付について。

(4) 熊本県町村議会議長会第74回定期総会、日時、2月22日（木曜）午後3時30分、場所、ホテル熊本テルサ。

協議日程。第1、会議録署名人の指名。第2、報告第1号、会務報告。第3、認定第1号、令和4年度歳入歳出決算。第4、議案第1号、令和6年度事業計画及び歳入歳出予算。第5、議案第2号、要望。第6、議案第3号、宣言。第7、議案第4号、決議。第8、議案第5号、実行運動方法。

以上で、議長会報告を終わります。

次に、人吉球磨広域行政組合議員、吉田眞二議員。

○人吉球磨広域行政組合議員（吉田 眞二君） 諸般の報告。報告議員、吉田眞二。

1、組合等名、人吉球磨広域行政組合。2、報告件名、下記のとおり。3、開催日及び場所、下記のとおり。4、内容（要点）。

（1）令和5年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会、日時、令和5年12月22日（金曜）午前10時、場所、人吉球磨クリーンプラザ大会議室。

議事日程。日程第1、一般質問。日程第2、議案第13号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第1号）。日程第3、委員会の閉会中の継続調査について。

（2）令和6年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会、日時、令和6年2月29日（木曜）午前10時、場所、人吉球磨クリーンプラザ大会議室。

議事日程。日程第1、会議録署名議員の指名。日程第2、会期の決定。日程第3、行政報告。日程第4、議案第1号人吉球磨広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。日程第5、議案第2号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）。日程第6、議案第3号令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算。日程第7、議案第4号令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額について。

以上、人吉球磨広域行政組合の報告を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 次に、人吉下球磨消防組合議員、竹田農利人議員。

○人吉下球磨消防組合議員（竹田農利人君） 諸般の報告。報告議員、竹田農利人。

1、組合等名、人吉下球磨消防組合。2、報告件名、令和6年3月第1回人吉下球磨消防組合議会定例会。3、開催日及び場所、日時、令和6年3月1日（金曜日）午後3時、場所、人吉下球磨消防組合消防本部会議場、4、内容（要点）。

議事日程。日程第1、会期の決定。日程第2、会議録署名者議員の指名。日程第3、議案第1号人吉下球磨消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。日程第4、議案第2号人吉下球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。日程第5、議案第3号人吉下球磨消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について。日程第6、議案第4号人吉下球磨消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の全部を改正する条例の制定について。日程第7、議案第5号令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第4号）について。日程第8、議案第6号令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出予算について。日程第9、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告。

以上であります。

○議長（荒川 孝一君） これで、諸般の報告を終わります。

---

日程第4. 議案第2号

日程第5. 議案第3号

日程第6. 議案第4号

日程第7. 議案第5号

日程第8. 議案第6号

日程第9. 議案第7号

○議長（荒川 孝一君） 日程第4、議案第2号令和6年度錦町一般会計予算から日程第9、議案第7号令和6年度錦

町下水道事業会計予算までの6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） おはようございます。

本日、令和6年第1回錦町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中に、御出席をいただき誠にありがとうございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、開会に当たり、町政に対する所信の一端を申し述べます。

まず初めに、令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、被災者の支援、被災地の復興のため御尽力されている方々に深く敬意を表しますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

令和2年から始まりましたコロナ禍は、感染症法上の位置づけが5類に移行し、一定の収束を迎えたことから社会経済活動もコロナ禍前に戻ってきつつあります。政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」で、30年ぶりの高水準となる賃上げ、企業の高い投資意欲など、今こそ前向きな動きをさらに加速させるときとして、「賃金と物価の好循環」「成長と分配の好循環」を目指し、長らく続いたデフレマインドを払拭することでデフレ脱却につなげ、経済の立て直し、財政健全化に向けて取り組むとされています。

また、日本全体で急速に進む少子化により、今後社会機能を維持できるのか瀬戸際の状況にあります。基本方針2023では少子化対策・こども政策の抜本強化による少子化トレンドの反転、教育や住宅など多様な施策と子ども施策の連携に取り組むとしています。

一方、本町の財政状況については、これまで経常経費の抑制や健全な財政運営の推進などの取組から一定の成果を上げてきましたが、新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨による大規模災害等への対応から、歳出決算額が90億円を超えるこれまでに経験したことのない規模となりました。令和5年度においては、そうした対応も収束に向かいつつあり、3月補正予算で約77億円規模となっています。

本定例会において、令和6年度当初予算を提案いたしますが、起債残高も増加し、財政指標の上昇は避けられない状況にあります。今年度も、財源の確保、経常経費の削減、事業の選択と集中を行いながら、豪雨災害、新型コロナウイルス感染症、物価上昇で停滞した地域の活力を取り戻す取組や国と連動した少子高齢化対策、住民生活の安全安心の確保、デジタル技術の活用など施策を講じてまいります。

以下、重点施策ごとに御説明を申し上げます。

まず、本町の基幹産業であります農業の振興について申し上げます。

近年の社会情勢等による影響で、依然として資材・燃料は高騰し、農業をめぐる情勢は厳しいものとなっております。

令和5年度においては、農業者全般を対象に負担緩和に向けた支援策を行ってきたところではありますが、今後も農業の経済環境を注視し、また、令和6年度改正予定の「食料・農業・農村基本法」に基づき展開される各種施策も活用しながら、引き続き持続可能な農業の展開と農業者の経営安定及び継続対策を進めてまいります。

認定農業者を中心とする担い手の確保につきましては、これまでどおり新規就農者への支援をはじめとして、農地を誰がどう使っていくかを明確化する「地域計画」を策定し、多様な担い手の育成・確保に取り組んでまいります。

また、高収益作物への転換による農業所得の向上やスマート農業の推進など労働力の軽減や低コスト化により、魅力ある農業の確立を図ってまいります。

畜産については、和牛子牛の価格が弱含みで推移しておりますが、畜産は地域環境型農業の要であり、今後とも関

係機関と協力して、飼養管理技術の向上、低コストで高品質な子牛生産に努めるとともに、優良子牛の自家保留牛助成事業や肥育素牛導入事業、また、新たに設立されました受精卵移植推進協議会を支援しながら優良牛を確保できるよう、畜産農家の育成と経営の安定を図ってまいります。

次に、林業の振興について申し上げます。

森林は様々な恩恵をもたらしてくれる不可欠な資源です。林道の早期復旧を進めるとともに、森林組合と連携の下、森林経営管理制度を活用した適正管理、森林環境譲与税を活用した森林及びライフラインの整備、また誘致企業である錦バイオマス発電所における未利用材の再利用に努めてまいります。

最後に、本町において、国が計画しております遊水地につきましては、署名を提出されました約1,300人の皆様の思いをしっかりと受け止めて対応してまいります。

商工業の振興、企業誘致、移住定住の促進について申し上げます。

商工業の振興については、商工業後継者支援制度等により後継者の育成に努めるとともに、起業者等に対する補助等継続し、活性化を推進してまいります。

次に、企業誘致につきましては、既存誘致企業の活動支援を引き続き行い、残り1室となっております就業センター内サテライトオフィスの活用をPRしてまいります。また、世界最大級の半導体製造会社が本年度県央で稼働予定であることから、人材の流出が懸念されますので、人材の確保の観点からも誘致活動を強化し、誘致目標達成に向けて展開してまいります。

さらに、移住定住の促進につきましては、昨年度リニューアルしたホームページなどを通じて周知を図るとともに、一昨年10月に開始しました「ふるさと住民票」制度を活用し、交流イベント「にしき会」を開催することにより、町の魅力発信等を行いながら、関係人口の創出に取り組みます。

ふるさと納税につきましては、本町の振興のための貴重な財源であることから、今年度も取組を継続しながら寄附額の確保に努めるとともに、企業版ふるさと納税についても取り組んでまいります。

観光面につきましては、人吉海軍航空基地資料館が令和3年3月にリニューアルオープンし、周辺環境整備を進めてまいりましたが、一昨年度、松根油乾溜作業所保存工事を完了し、さらには資料館周辺に建設されましたゼンカイミート、錦バイオマス発電所も稼働を開始したことから、連携を強化し、修学旅行や団体旅行の誘客につながるよう、また平和についての学びの拠点及び観光拠点として役割を果たしてまいります。

福祉施策の推進について申し上げます。

全国的に進む少子高齢化は、医療や介護、年金といった持続可能な社会制度を確立していくうえで、極めて重要な問題となっています。本町でも子育て世代への支援が最も重要な行政課題であり、子宝祝い金制度、子ども医療費助成、幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の無償化等を継続し、子どもを安心して育てられる環境づくりを進めてまいります。

障がい者福祉施策は、「錦町障がい福祉計画等」に基づき、地元地域で自立した生活を送ることができるよう支援を図ってまいります。

高齢者施策については、令和6年度から令和8年度の第9期介護保険事業計画を策定しております。高齢者人口の増加、介護給付費の増大により、介護保険財政は大変厳しい状況にあります。今後介護保険料の増加を最小限に抑えるためにも、健康寿命の延伸に向けて一人一人が意識していただき、介護予防に努めていただくことも重要になってまいります。元気で自立した生活を送り、心身ともに健康でいられるよう、錦町では基幹型介護予防拠点「ひだまり館」を活用した介護予防教室やいきいき百歳体操をプログラムとした地域での通いの場等を充実させ、認定者数の増



加を抑制できるよう介護予防事業を展開してまいります。

健康の保持増進について申し上げます。

本町の国保医療費及び介護サービス費は依然として増加傾向にあります。その要因は、生活習慣病の重症化による入院費等の増によるものです。生活習慣病の早期発見・予防には「健診」が重要であり、健診を継続的に受けていただくことが「健康の保持増進の第一歩」と考えますので、健診未受診者の受診勧奨を行いながら、受診後の保健指導を徹底するとともに、本年度から後期高齢者医療被保険者を対象とした人間ドック費用助成を実施してまいります。

「高齢者の保健指導と介護予防の一体的実施事業」により、フレイル予防や訪問指導を充実させるとともに、休日健診や施設健診など健診機会の充実や、中学生健診・19歳からの基本健診の取組により、より多くの町民の皆様を受診していただける体制づくりに努めてまいります。

今後も、町民一人ひとりが「自分の健康は、自分で守る」という意識を持つことが大事でありますので、町民の健康意識の醸成を図ってまいります。

教育の振興について申し上げます。

まず、学校教育についてであります。

子どもは未来を担う地域の宝であり、地域創生の活力の源でもあることから、地域に誇りを持ち心豊かにたくましく育てるため、外国語教育と伝統の文化に関するふるさと教育の充実に努めているところでございます。

昨年度から、時間的・金銭的な子育て世帯の負担軽減を図り、より多くの子どもたちに学習環境を提供するため、町営塾「にしき未来塾」を開設し、英語検定受験のための学習会を開催しており、今年度も継続してまいります。政府目標の中学生英検3級合格50%以上達成するために、英語力の向上、学習の習慣化に努めてまいります。

また、令和4年度から外国語指導助手を4人体制にし、日常会話を中心としたコミュニケーション能力の向上を図っており、継続してこれらの国際化社会に対応できる人材の育成に努めてまいります。

GIGAスクール事業におきまして、1人1台のタブレット整備が完了したことから積極的な活用を図り、子どもたちの学力向上に取り組みます。

昨年度から新たにスタートしたプログラミング教室については、プログラミング教材を購入し、小中学生全学年において活用を行っており、今後も積極的に取り組んでまいります。

小中学校全児童生徒を対象とした給食費補助は、昨年に引き続き全額を補助する無償化とします。

従来から実施しております就学援助費助成に加え、昨年度から取り組んだ入学祝い金支給や修学旅行費半額助成についても、子育て支援及び保護者の負担軽減策として継続してまいります。今後においても、子育て支援についてはより一層力を入れて実施してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

町民全てが「人の和を大切にし、老いても安心して暮らせる町、若人に夢と希望が持てる町」を目指して、生涯学習を推進しながら、人権教育の充実とさらなる啓発を図ってまいります。

町図書館につきましては、利用対象者が減少する中でありますが、移動図書車を更新し、巡回箇所を増加して運用しております。今後も、移動図書のさらなる利用啓発に努め、住民サービスを図ってまいります。

社会体育については、高齢化や少子化に伴い、近年参加が難しい分館もあることに鑑み、町民体育祭をはじめ町内の各種スポーツ行事を工夫改善しながら、軽スポーツやシニアスポーツを取り入れながら地域の連携と生涯スポーツの推進に努めてまいります。

消防・防災体制の整備について申し上げます。

町の地域防災計画に基づき、消防本部・消防団・自主防災組織など関係機関との連携や、災害・火災時において的確な行動ができるようにするため、引き続き防災訓練、消防訓練を実施いたします。昨年度は、自主防災組織の方を対象とした防災講話、救出救護・消火訓練、消防団については、小型ポンプの中継訓練・ボート操舵訓練を行いました。今後も訓練などを実施しながら、災害時における対応力向上、各団体との連携・協力体制を構築してまいります。

また、地域防災の要である消防団につきましては、人口の減少に伴い入団する若年層の減少は避けられない現実にあります。昨年度は初めて、女性消防団員3名の方に入団いただきました。今後も、機能別消防団員・女性消防団員の募集を継続するとともに、団員の身分補償の充実も図ってまいります。

さらに、本年3月には告知放送システムに係る更新業務が完了しますので、更新後におきましても円滑な防災情報等の提供を行ってまいります。

防犯灯については毎年各区より要望がございますので、今後とも整備を継続してまいります。

社会資本の整備について申し上げます。

令和2年7月豪雨の災害復旧については、水無川橋復旧を残すのみとなっており、令和6年度中の完了へ向け計画的に進めてまいります。日常生活が回復した今後においては、減災を目的とした町管理河川の浚渫をはじめ道路については、整備の必要性や効果を検証しつつ事業を計画的・効率的に進め、橋梁については、近接目視による点検結果に基づき補強・修繕を計画的に行い、社会インフラの機能保全と維持管理の徹底に努めてまいります。また、国の代行業業となった「球磨大橋架設」については、先般、本橋の着工式が行われたところであり、今後におきましても、早期完成に向け引き続き国・県に要望してまいります。

近年問題となっている児童生徒が通学途中に車に巻き込まれる悲惨な事故が全国で多発していることを受け、本町においても交通弱者である児童生徒や高齢者の安全確保に向け取り組むよう、関係機関と連携を取りながら進めてまいります。

水道事業については、昨年度策定したアセットマネジメントに基づき、合理的かつ持続可能な経営ができるよう経費の節減に努めるとともに、次期料金改定に向け検討してまいります。また、今後の施設更新を見据えた基金の確保のためにも、適正な料金体制の確立とより安定的な経営体制の整備を進めてまいります。

下水道については、今年度から企業会計導入元年を迎え、さらなる経営安定化及び施設の長寿命化計画の策定など、体制整備の強化に努めてまいります。

下水道区域外においては、引き続き浄化槽設置への取組を積極的に行い、生活排水環境の整備を図ってまいります。

公営住宅につきましては、建築から40年を経過した住宅が多数あることから、用途廃止となった空き家の解体や令和3年度に策定した長寿命化計画に基づき、屋上防水など住宅の維持管理・改善事業を計画的に進め、住宅環境の整備を図ってまいります。

住宅リフォーム補助制度については、地域経済の活性化と居住環境の向上に大きく寄与しており、引き続き実施してまいります。

また、令和6年4月に県から譲与予定の大王原公園仮設団地については、町有住宅として利活用するため、社交金を活用した改修を進めてまいります。

以上、所信を述べました。

今後も、国難というべき少子高齢化・人口減少は一段と進む中で、昨年10月からのふるさと納税制度見直しによる影響も避けられない状況にあり、本町の財政運営はさらに厳しさを増すものと思っております。令和6年度から、第6期

錦町総合計画基本計画も【後期】計画期間に入りますので、計画との連動性を確保しながら、町の将来像である「人の和を大切にし 老いても安心して暮らせる町 若人に夢と希望が持てる町」の実現に向け、職員と共に全力を捧げてまいり所存であります。どうか議員各位並びに町民の皆様のさらなる御理解と御支援を心よりお願い申し上げます、私の所信の一端といたします。

それでは、令和6年度各会計当初予算の提案理由について概要を説明いたします。

まず、一般会計であります。昨年度の当初予算において、統一地方選挙の関係で、骨格予算での編成としておりましたが、本年度の予算総額は歳入歳出それぞれ6億6,387,000円で、前年度予算に対し5億5,656万円、9.2%の増であります。

まず、歳入の1款町税から御説明いたします。

本年度1億4,833万8,000円で、前年度に対し6,523万円、6%増であります。法人町民税、固定資産税等の増を見込んでおります。

次に、2款地方譲与税は6,654万3,000円で、前年度に対し323万円、5%増であります。令和6年度地方財政計画においても、地方譲与税全体を5%増としております。

6款法人事業税交付金は1,700万円で、前年度に対し400万円、30.8%増であります。令和5年度の実績見込額を基に計上しております。

10款地方特例交付金は4,470万3,000円で、前年度に対し3,870万3,000円、64.5%増であります。町民税の定額減税分を増額計上しております。

次に、11款地方交付税は1億8,000万円で、前年度に対し6,016万1,000円、3.3%増であります。普通交付税については、地財計画などを基に計上しております。

次に、13款分担金及び負担金につきましては3,129,000円で、前年度比7,052万3,000円95.8%の減であります。減の要因は、主に木綿葉橋補修補強事業が完了したことに伴い、相良村負担金の減によるものであります。

15款国庫支出金は1億9,538万円であり、前年度に対し1億8,271万5,000円、20%増であります。増の要因は、主に地方創生臨時交付金1億1,015万6,000円、社会支援整備総合交付金7,721万9,000円、通学路緊急対策分5,000万3,000円などの増でございます。

次に、16款県支出金につきましては6億6,251万5,000円、対前年度比8,451万2,000円、14.6%増であります。増の要因は、林道施設の災害復旧に係る補助金の増によるものです。ほかに、障がい福祉負担金、保険基盤安定負担金、児童福祉負担金、社会福祉費、農業林業費などの県補助金などを計上しております。

次に、18款寄附金は2億500万1,000円、前年度に対し1億9,710万円、49%減でございます。主に、ふるさと錦寄附金の減であります。

次に、19款繰入金は6億3,460万4,000円、前年度に対し2億6,634万5,000円、72.3%増であります。内容は、公共施設整備や公債費償還、財源調整に係る繰入れ分を計上しております。

次に、22款町債は2億8,800万円、前年度に対し1億240万円、55.2%増であります。臨時財政対策債、道路整備事業債、公共土木施設災害復旧事業債などを計上しております。

以上が歳入の概要でございます。

次に、歳出について概要を説明いたします。

1款議会費は、本年度8,023万1,000円、前年度より490万1,000円、5.8%の減であります。

次に、総務費は11億3,238万4,000円、1億8,233万3,000円、19.2%増で計上しております。人件費をはじめ公共交通に係る経費、電算システムやIT関連経費、大王原仮設団地利活用事業などを計上しております。

次に、3款民生費は21億4,553万6,000円、6,032万3,000円、2.9%増で計上しております。障がい者福祉サービス事業、子ども医療費、児童手当等の扶助費、保育給付費や給付金支給事業のほか、各特別会計繰出金を計上しております。

次に、4款衛生費は4億4,715万8,000円、1,354万1,000円、2.9%の減であります。人吉球磨行政組合負担金、予防健診事業や母子保健事業などを計上しております。

次に、6款農林水産業費は3億9,042万3,000円、2,916万8,000円、8%増の計上であります。農業次世代人材投資事業補助などの農業施設費、畜産業費、農道整備費、公有林整備事業費等の通常経費のほか、令和2年7月豪雨に係る林業施設災害復旧事業などを計上しております。

次に、7款商工費は2億3,693万6,000円、1億6,018万1,000円、40.3%減の計上であります。減額の主なものは、ふるさと納税事業で、そのほか商工会補助金、人吉海軍航空基地資料館運営事業、教育旅行プログラム作成に係る事業などを計上しております。

次に、8款土木費は7億9,348万5,000円、2億3,917万円、43.1%の増であります。道路新設改良費、住宅管理費、住宅リフォーム補助、下水道事業会計繰出金などを計上しております。

次に、9款消防費は2億4,425万3,000円、600万5,000円、2.5%増の計上であります。人吉下球磨消防組合負担金、消防団員報酬、消防施設費等を計上しております。

10款教育費は5億2,264万4,000円、1億1,311万7,000円、29.1%増の計上であります。小中学校管理費、教育振興費、分館運営補助金、学校給食費補助、学校給食センターの管理運営費等であります。

12款公債費につきましては5億3,115万3,000円、2,253万6,000円、4.4%増の計上であります。

次に、14款予備費は1,300万円を計上しております。

以上が一般会計であります。

次に、特別会計の概要を説明いたします。

国民健康保険特別会計ですが、歳入歳出の予算総額は13億2,399万3,000円、前年度に対し729万8,000円、0.6%増の計上であります。

歳入につきましては、国民健康保険税2億1,442万8,000円、県支出金9億4,204万8,000円、一般会計繰入金1億3,667万2,000円、繰越金3,081万7,000円等を計上しております。

歳出につきましては、総務費2,275万3,000円、保険給付費9億1,957万9,000円、国民健康保険事業費納付金3億4,919万5,000円、特定健診等の保険事業費2,642万4,000円等を計上しております。

次に、介護保険特別会計を御説明いたします。

歳入歳出予算の総額は12億5,742万2,000円、前年度に対し2,081万1,000円、1.7%増の計上であります。

歳入につきましては、介護保険料2億6,094万2,000円、国庫支出金2億8,447万9,000円、支払基金交付金3億1,791万5,000円、県支出金1億7,305万3,000円、一般会計繰入金2億1,177万1,000円等を計上しております。

歳出につきましては、総務費4,848万9,000円、保険給付費11億5,856万3,000円、介護保険事業、包括的支援事業等を行う地域支援事業費4,856万1,000円、予備費150万円等を計上しております。

次に、後期高齢者医療特別会計を説明いたします。

歳入歳出予算総額は1億7,059万4,000円、前年度に対し2,448万9,000円、16.8%増の計上であります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料1億1,083万7,000円、一般会計繰入金5,431万6,000円等を計上しております。

歳出につきましては、主に後期高齢者医療広域連合納付金1億6,311万5,000円を計上しております。

次に、水道事業会計を説明いたします。

まず、収益的収支につきましては、水道料金1億2,766万8,000円を主な内容とする水道事業費を2億436万6,000円、原水及び浄水費、配水及び給付費等の営業費用1億6,887万8,000円を主な内容とする水道事業費を2億958万4,000円としております。

資本的収支につきましては、主に他会計負担金を内容とする資本的収入が8,194万5,000円、建設改良費、事業償還金を内容とする資本的支出を1億4,559万6,000円と定めております。

最後に、今年度から企業会計に移行した下水道事業会計について御説明いたします。

収益的収支につきましては、下水道使用料7,961万5,000円、ほか会計補助金8,819万4,000円を主な内容とする下水道事業収益を2億1,514万9,000円、流域下水道維持管理負担金等の営業費用1億8,300万6,000円を主な内容とする下水道事業費用を2億1,438万9,000円としております。

資本的収支につきましては、主に企業債を内容とする資本的収入が9,448万7,000円、建設改良費、企業債償還金を内容とする資本的支出を1億6,063万1,000円と定めております。

以上、各会計の概要を御説明申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症は昨年度から5類感染症に移行し、社会経済活動もコロナ前に戻ってきています。また、令和2年7月豪雨災害への対応も残る中、制度改正に伴うふるさと納税額の動向、災害対応等を含む公債費の増加、道路橋梁等をはじめとしたインフラ整備など、令和6年度においても対応すべき課題は山積しております。

今後とも、町民の皆様のニーズに応えるため、職員とともに知恵を出し合い、最大限の努力をしまいる所存でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりました。

本案につきましては、各常任委員会において調査及び審査をお願いしております。

なお、委員長報告及び質疑、採決は、12日に行います。

ここで10分ほど休憩します。休憩後は11時から開議します。

午前10時51分休憩

午前11時00分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

日程第10. 議案第8号

日程第11. 議案第9号

日程第12. 議案第10号

日程第13. 議案第11号

日程第14. 議案第12号

日程第15. 議案第13号

○議長（荒川 孝一君） 日程第10、議案第8号令和5年度錦町一般会計補正予算（第9号）から日程第15、議案第13号令和5年度錦町水道事業会計補正予算（第3号）までの6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第8号令和5年度錦町一般会計補正予算（第9号）、議案第9号令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第10号令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第11号令和5年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第12号令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第5号）、議案第13号令和5年度錦町水道事業会計補正予算（第3号）、以上6議案につきましては、令和5年度各会計の補正に関する案件でございます。

まず、一般会計補正予算（第9号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,063万3,000円を減額し、予算の総額を76億8,550万1,000円とする案件でございます。

補正の主なものは、保育園及び認定こども園の給付費ほか、各種事業の確定に伴う事業費を減額する案件と繰越明許費の追加、債務負担行為の設定、地方債の変更及び廃止でございます。

次に、国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,021万8,000円を追加し、予算の総額を14億1,717万4,000円とする案件でございます。

次に、介護保険特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ96万7,000円を減額し、予算の総額を12億7,195万円とする案件と債務負担行為の設定でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ117万7,000円を減額し、予算の総額を1億4,492万8,000円とする案件でございます。

次に、下水道特別会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ110万4,000円を減額し、予算の総額を2億6,002万6,000円とする案件と地方債の補正でございます。

次に、水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入及び支出の補正で、収入支出をそれぞれ400万円減額する案件でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） それでは、議案つづり10ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費ですが、翌年度へ繰越し予定の一般会計22の事業となります。

事業名、繰越金額の順に読み上げて御説明いたします。

1番目の錦町くま川鉄道経営安定化補助金災害復旧費1,188万4,000円は、令和2年7月豪雨で被災したくま川鉄道球磨川第4橋梁建設工事に伴う補助金で、橋脚新設、トラス桁製作など期間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越すものです。

次に、役場庁舎改修事業6,023万円は、打診検査の結果、想定以上の箇所補修が必要となったこと、施工内容も見直す必要があり、年度内完了が困難なための繰越しです。

次に、戸籍情報システム及び戸籍附票システム改修業務1,031万2,000円は、改修に係る仕様書の改定により、完了が困難なための繰越しです。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業、均等割のみ課税世帯分3,116万2,000円、次の欄の子ども加算分1,010万4,000円ですが、こちらは年度内に給付の完了が見込めないための繰越しです。

次の介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金669万8,000円は、公民館3ヶ所分の改修補助金ですが、国・県からの補助金内示の遅れから、年度内での工事完了が困難なための繰越しです。

次の新型コロナウイルスワクチン接種事業費10万6,000円は、健康管理システムのプログラム改修について、年度内完了が見込めないための繰越しです。

次の緊急自然災害防止事業3,477万円は、町道風月野線法面対策工事について、仮設工事に不測の期間を要したため、年度内完了が困難なことからの繰越しです。

次の町道松里永野線道路改良事業（松里工区）844万3,000円は、建物移転補償費分で、移転者が行う建物建築業者の選定、家屋の設計などに不測の日数を要したため、完了が見込めないことからの繰越しです。

次の道路改良事業（永野工区）6,746万8,000円は、黒辺田野橋架け替え検討及び実施設計業務について、河川管理者、漁協等の関係機関協議に不測の期間を要し、年度内完了が見込めないことからの繰越しです。

次の道路側溝改修事業、町道新立第一線排水対策400万5,000円は、側溝の排水能力向上のための事業ですが、受注者の感染症蔓延の影響などにより着手が遅れ、年度内完了が見込めないことからの繰越しです。

次の橋梁長寿命化計画事業1億1,368万円は、木綿葉大橋下部工補修補強工事、下篠橋橋梁補修工事で出水期を避けての工事となるため、10月に入札を行い、現在施工中のところですが、年度内竣工が見込めないことからの繰越しとなります。

次のページをお願いします。

町道狩政線道路改良事業1,020万円は、12月補正予算にて予算を組み替え、1月に入札を行いました。年度内完了が困難なことから、工事費を繰り越すものです。

次に、町道一丸久保線（久保工区）道路改良事業1,120万円は、設計の変更や排水対策の検討に不測の期間を要したため、年度内完了が見込めないことからの繰越しです。

次に、町道平野線道路改良事業（平良工区）2,982万7,000円は、数年にわたり難航していた用地取得が完了したものの、工事発注が2月となったため、年度内完了が困難なことから繰り越すものです。

次に、町道平野線道路改良事業（平野工区）1,187万4,000円は、現在、第1期の用地測量業務を実施中のところ、令和5年度国補正予算を財源とする第2期の用地測量業務の年度内完了が困難であることから、工事費、用地購入費を繰り越すものです。

次に、河川等災害関連事業2,450万円は、令和2年7月豪雨により被災した水無川橋災害関連事業で、年度内完了が困難であることからの繰越しです。

次に、Jアラート受信機修繕96万6,000円は、2月にJアラート受信機が故障し、現在修繕を行っておりますが、修繕期間に3ヶ月程度を要するため、年度内完了が見込めないことからの繰越しです。

次に、農業用施設災害復旧費2,520万円は、上井新田における災害復旧工事で計画協議に期間を要し、3月に入札となったことから、完了を見込めないための繰越しとなります。

次に、林業施設災害復旧費4,329万1,000円は、令和2年災・令和4年災と同一路線での工事箇所が多数あり、長期の工期を要するため、年度内完了を見込めず、繰り越すものです。

次に、現年災害復旧費450万円は、令和5年6月豪雨により被災した一武地区町道山の手線の災害復旧事業で、用地取得に係る登記に期間を要し、年度内完了が困難なため繰り越すものです。

繰越明許費最後になります。過年災害復旧費216万円は、水無川橋の災害復旧事業で、こちらも年度内完了が困難なことからの繰越しとなります。

次に、12ページをお願いいたします。

こちら第3表、債務負担行為となります。11件分です。期間は、いずれも令和5年度から令和6年度となります。それでは、事項、限度額の順に読み上げて説明をいたします。

まず一番上から、議会だより印刷業務87万円は、年4回発行する議会だよりの印刷業務です。

次に、行政事務補助業務363万円は、行政事務補助として、1人分の人材派遣委託料です。

次は、定額減税に伴う個人住民税システム改修業務183万1,000円です。

次に、広報「にしき」印刷業務353万8,000円は、毎月発行する広報「にしき」及び行事予定表の印刷業務です。

次に、歯科衛生士業務335万円は、歯科衛生士1人分の人材派遣委託料です。

次に、ゴミ収集業務1,112万1,000円は、町内一円のゴミ収集業務委託料です。

次が、プラスチック製容器包装選別及び梱包業務66万円となります。

次に、生ゴミ処理業務348万5,000円は、生ゴミの収集処理業務となります。

次に、小学校教師用教科書購入業務2,163万円は、4年ごとに改訂される小学校教科書が、令和6年度から新しい教科書になるため、教師用の指導書やデジタル教科書等の購入費となります。

次に、外国青年派遣業務528万円は、外国語の語学指導を行う語学指導助手1人分の業務委託料です。

次に、学校給食センター調理等業務3,941万9,000円は、学校給食調理及び配送業務委託料です。

以上11件の業務につきましては、いずれも年度開始前に契約などを行いたいことから、債務負担行為の設定を行うものです。

次に、13ページをお願いします。第4表、地方債補正、変更が2件、廃止が2件です。

まずは、変更分から御説明します。

道路整備事業（公共事業等債）は、起債の限度額を10万円減額し、1億20万円とするものです。内容は、町道路線の道路改良事業の確定などに伴い、借入額を調整するものです。

次に、消防施設等整備事業（緊急防災・減災事業債）は、起債の限度額を30万円減額し、570万円とするものです。内容は、事業費確定に伴い、借入額を減額するものです。

以上2件について、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更はありません。

次に、廃止分です。

まず、農道整備事業（公共事業等債）は、起債の限度額を140万円とし、借入額を予定しておりましたが、県営事業として実施される錦南部5期地区農道整備事業について、入札不調による事業進捗の遅れから、本町負担分が少額となったため、財源として予定していた地方債全額を廃止するものです。

次に、農村地域防災減災事業（公共事業等債）は、起債の限度額を490万円とし、借入額を予定しておりましたが、県営事業として実施される相良地区特定農業用管水路等特別対策事業について、事業計画見直しによる事業進捗の遅れから、年度内の事業着手が困難となり、本町が負担する事業負担金が全額不用となったため、財源として予定していた地方債全額を廃止するものです。



第4表、地方債補正については以上です。

次に、議案つづり18ページ、19ページをお願いします。

まず、歳入から御説明をいたしますが、5万円未満の補正につきましては、以降の各課長からの説明は、原則として割愛させていただきますので御了承をお願いいたします。

まず、歳入から総務課関係を御説明いたします。

一番上です。11款1項1目1節地方交付税88万4,000円は、普通交付税分で補正予算所要額の財源として計上しております。

次に、22ページ、23ページをお願いします。

16款2項1目総務費県補助金3節生活交通維持活性化総合交付金、減額の70万8,000円は、バス事業者への補助金に対する県から町への交付金で、交付決定による減額となります。

次に、12節平成28年熊本地震復興基金交付金1,604万5,000円は、熊本地震復興基金から市町村創意工夫分の追加分として交付をされるものです。

次のページをお願いします。

一番上の欄になります。17款1項2目1節利子及び配当金142万2,000円の主なものは、財政調整基金の利子分137万2,000円となります。

一番下の欄になります。19款2項3目1節ふるさと錦ゆかり基金繰入金、減額の4,690万円は、昨年10月の制度改正による寄附額の減少や来年度以降の影響を考慮しまして、繰入金を減額調整するものです。

次のページをお願いします。

真ん中の欄になります。21款4項1目1節雑入12万円のうち、県市町村振興協会交付金53万7,000円、市町村振興宝くじ交付金13万8,000円は、いずれも宝くじの収益金を財源として交付されるものです。

次に、5目1節クリーンエネルギー自動車導入促進補助金55万円は、今年度購入した公用車が対象となるもので、クリーンエネルギーの自動車促進補助金が交付されるものでございます。

一番下の22款町債については、地方債補正で御説明をしたとおりとなります。

それでは、30ページ、31ページをお願いします。歳出となります。

まず、全般的なことを申し上げますと、今回の補正予算では、職員の給料、手当、共済費など、人件費について不用額の調整を行っておりますので、その部分の説明については割愛させていただきます。

また、歳入と同様、歳出も5万円未満の補正につきましては、説明を割愛させていただきますので御了承をお願いしたいと思います。

では、一番上からです。1款1項1目議会費1節報酬、減額の15万6,000円、17節備品購入費、減額の30万1,000円は、いずれも不用額の減額となります。

下の欄、2款1項1目一般管理費3節職員手当等15万6,000円は、被災地支援に派遣する職員2名分の時間外手当を計上しております。

18節負担金補助及び交付金2万1,000円のうち、県人事交流職員負担金は、県からの派遣職員分の人件費所要額の増額となります。

次に、くま川鉄道再生協議会負担金45万3,000円は、再生協議会事務局負担金分の増額となります。

くま川鉄道経営安定化補助金は、鉄道事業の経常損失分に対する補助金については、422万4,000円の減、施設整備分については、349万8,000円の増となります。

次に、5目財産管理費10節需用費50万円は、庁舎電気料の所要見込額の増額となります。

次に、9目財政調整基金費24目積立金137万3,000円は、財政調整基金の定期預金、国債、県債の利子などの積立金となります。

次のページをお願いします。

上の段の真ん中辺りとなります。16目諸費18節負担金補助及び交付金、減額の296万4,000円は、地方バス運行等特別対策補助金で補助金額の確定による減額となります。

次に48ページ、49ページをお願いします。

下の欄となります。9款1項2目非常備消防費1節報酬74万6,000円は、操法指導会実施に伴う所要額分を増額するものです。

次に、4節共済費、減額の21万5,000円は、消防補償等事務負担金確定に伴う減額となります。

次に、17節備品購入費、減額の34万4,000円は、こちらは不用額の減額となります。

次に、54ページ、55ページをお願いします。

一番下の欄となります。12款1項1目元金22節償還金利子及び割引料11万5,000円は、利率見直しによる公債費の増額分となります。下の2目利子22節償還金利子及び割引料、減額の471万4,000円は、こちらは不用額の減額となります。

総務課関係は、以上です。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 住民福祉課関係について御説明をいたします。

まず、歳入です。

18、19ページをお願いします。

下段です。15款1項1目民生費国庫負担金1,055万4,000円のうち、1節障がい者福祉費負担金136万7,000円は、障がい者自立支援・補装具給付費の歳出見込みの額を増による負担金の増額です。

3節児童福祉費負担金938万2,000円のうち、子どものための教育・保育給付交付金、保育園334万7,000円、こども園598万5,000円は、給付費単価改定に伴う負担金の増額です。

療養医療給付事業負担金5万円は、歳出見込みの増による負担金の増額です。

20、21ページをお願いします。

2段目です。15款2項1目総務費国庫補助金93万2,000円のうち、3節社会保障・税番号制度システム整備費補助金192万5,000円は、マイナンバーカードの氏名、ローマ字表記対応業務に係るもので、10割補助です。

16款1項1目民生費県負担金360万4,000円のうち、1節障がい者福祉費負担金68万3,000円は、障がい者自立支援・補装具給付費等の歳出見込みの増による負担金の増額です。

3節児童福祉費負担金380万4,000円のうち、子どものための教育・保育給付交付金、保育園109万7,000円、こども園268万2,000円は、給付費単価改定に伴う負担金の増額です。

22、23ページをお願いします。

2段目です。16款2項2目民生費県補助金、減額218万円のうち、2節児童福祉費補助金、減額200万5,000円は、子どものための教育・保育給付費補助金で、歳出金額の減に伴う補助金の減額です。

次に、歳出です。32、33ページをお願いします。

下段です。2款3項1目戸籍住民基本台帳費83万6,000円のうち、次ページをお願いします、12節委託料192万5,000円は、戸籍附票システム改修業務委託料で、令和6年度からマイナンバーカードの海外利用開始に伴うマイナンバーカードにローマ字を表記するための戸籍附票システムの改修です。

36、37ページをお願いします。

2段目です。3款1項1目社会福祉総務費286万6,000円のうち、18節負担金補助及び交付金13万2,000円は、主に人吉・球磨地域障がい者相談支援事業負担金で、事業費の増による負担金の増額です。

19節扶助費273万4,000円は、障がい介護給付費等福祉サービス費が不足する見込みのため、所要額を増額するものです。

38、39ページをお願いします。

2段目です。3款2項1目児童福祉総務費19節扶助費10万円は、療養医療給付事業で療養医療費が不足する見込みのため、所要額を増額するものです。

同項4目保育所費18節負担金補助及び交付金3,063万8,000円は、子どものための教育・保育給付費で給付単価改定に伴う増額です。

40、41ページをお願いします。

3段目です。4款1項3目環境衛生費、減額36万1,000円は、7節報償費、減額29万3,000円、8節旅費、減額5万9,000円で、新型コロナウイルス感染症のため、予定しておりました研修会を中止したため減額するものです。

以上で、住民福祉課関係の御説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 企画観光課関係を御説明いたします。

歳入からです。20ページ、21ページをお開きください。

2段目です。15款2項1目総務費国庫補助金22節デジタル田園都市国家構想推進交付金、減額の99万3,000円は、情報技術の推進による持続可能なまちづくり事業の事業費確定見込みに伴う減額です。

次に、26、27ページをお開きください。

上段です。19款2項13目1節錦町情報通信施設整備基金繰入金、減額の1,600万円は、熊本地震復興基金交付金の充当に伴う減額です。

歳入は以上です。

次に、歳出です。34、35ページをお開きください。

下段です。2款7項1目企画費12節委託料、減額の216万5,000円は、町勢要覧及び総合計画印刷製本業務の入札残の減額です。

18節負担金補助及び交付金、減額の188万5,000円は、情報技術推進協議会補助金の事業費確定見込みに伴う減額です。

次に、2目広報費10節需用費、減額の79万4,000円は、広報「にしき」印刷製本費の入札残及び事業費確定見込みに伴う減額です。

次に、5目錦ネット通信事業費11節役務費11万円は、インターネット申込みが想定を上回っていることから、初期設定手数料を増額するものです。

企画観光課関係は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） 保険政策課関係を説明いたします。

まず、一般会計の歳入からです。議案つづり18ページ、19ページをお開きください。

15款1項1目民生費国庫負担金2節保険基盤安定負担金、減額19万5,000円は交付決定に伴うものです。

次のページをお開きください。

16款1項1目民生費県負担金2節保険基盤安定負担金、減額88万3,000円は交付決定に伴うものです。

次のページをお開きください。

2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金、減額17万5,000円は、高齢者住宅改造助成事業費補助金の交付決定に伴う減額3万6,000円と、熊本県権利擁護人材育成事業補助金の交付決定に伴う減額13万9,000円です。

歳入は以上です。

次に、歳出です。36ページ、37ページをお開きください。

3款1項2目老人福祉費、減額134万円。内訳として、7節報償費、減額24万3,000円は、金婚夫婦表彰事業及び敬老会執行費用補助事業に係る執行額の確定によるものです。

12節委託料、減額14万7,000円は、金婚夫婦表彰事業に係る執行額の確定によるものです。

18節負担金補助及び交付金、減額12万7,000円は、高齢者住宅改造助成事業及び敬老会執行費用補助事業に係る執行額の確定によるものです。

27節繰出金、減額82万3,000円は、人件費及び事務費の補正に伴うものです。

次のページをお開きください。

5目後期高齢者医療事業費27節繰出金、減額117万7,000円は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の交付決定に伴うものです。

一般会計については以上となります。

次に、国民健康保険特別会計です。

まず、歳入です。68ページ、69ページをお開きください。

4款1項3目1節保険給付費等交付金普通交付金3,006万9,000円は、療養給付費と高額介護合算療養費の普通交付金分です。

7款1項2目1節その他繰越金16万1,000円は、前年度繰越金で財源調整です。

歳入は以上です。

次に、歳出です。次のページをお開きください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費3,000万円と、2項3目一般被保険者高額介護合算療養費6万9,000円、5項1目葬祭費10万円は、いずれも、18節負担金補助及び交付金で不足が見込まれる分を計上するものです。

次のページをお開きください。

9款1項3目22節償還金利子及び割引料6万円は、令和4年度の保険基盤安定負担金の返還金です。

国民健康保険特別会計については以上となります。

次に、介護保険特別会計です。78ページをお開きください。

まず、第2表、債務負担行為です。事項欄の要介護認定調査員派遣業務から、認知症地域支援事業推進員派遣業務の6業務につきましては、地域包括支援センター職員として、令和6年度に予定している人材派遣委託料となります。

期間は、令和5年度から令和6年度、限度額は、6業務で2,898万6,000円です。

以上6件の業務につきましては、いずれも年度開始前に契約を行いたいことから、債務負担行為の設定を行うものです。

債務負担行為の説明は以上となります。

次に、歳入です。82ページ、83ページをお開きください。

3款2項4目1節介護保険事業費補助金、減額14万2,000円は、介護保険システム改修費補助金の内示に伴うものです。

6款1項4目その他一般会計繰入金、減額82万3,000円は、人事異動に伴う1節職員給与費等繰入金108万9,000円と事務費の減額による2節事務費繰入金、減額191万2,000円です。

歳入は以上です。

次に、歳出です。次のページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、減額96万5,000円のうち、12節委託料、減額205万4,000円は、介護保険システム改修業務委託料の令和5年度実施分の確定に伴うものです。

2款2項3目地域密着型介護予防サービス給付費、減額25万円、7目介護予防サービス計画費25万円は、いずれも18節負担金補助及び交付金で、今後見込まれる過不足額を計上するものです。

介護保険特別会計については以上となります。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

まず歳入です。98ページ、99ページをお開きください。

3款1項2目1節保険基盤安定繰入金、減額117万7,000円は、保険基盤安定負担金の交付決定に伴うものです。

歳入は以上です。

次に、歳出です。次のページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金18節負担金補助及び交付金、減額117万7,000円は、保険基盤安定負担金の交付決定による納付金の減額に伴うものです。

以上で、保険政策課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 森山健康増進課長。

○健康増進課長（森山 毅宏君） 健康増進課関係の説明をいたします。

歳入からです。議案つづり18、19ページをお開きください。

最下段の枠です。15款1項3目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金、減額の408万2,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業における接種費用のみにかかる負担金で、概算交付決定により減額を行うものです。

次のページをお開きください。

中段です。同款2項3目衛生費国庫補助金2節保健衛生費補助金、減額の196万6,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で、接種費用以外の経費の減額に伴うものです。詳細は歳出予算で説明いたします。

次に、26、27ページをお開きください。

中段です。21款4項1目1節雑入12万円のうち、健康増進課関係分は、説明欄2行目の各種健康診査受診者負担金、減額の54万7,000円です。これは、各健診の受診実績により減額するものです。

歳入は以上です。

次は、歳出です。議案つづり38、39ページをお開きください。

下段の枠になります。4款1項1目保健衛生総務費、減額の241万4,000円です。内訳の主なものは、1節報酬、減額の197万9,000円、次のページをお開きください。3節職員手当等、減額の39万7,000円です。これは、パートタイム保健師の雇用を予定しておりましたが、応募がなかったことと、ほか2名分の給与改定分を再計算して不用額を減額するものです。

次に、2目予防費、減額の286万7,000円です。内容としまして、12節委託料、減額の300万円は、予防接種業務委託料の不用見込額を減額するものです。

18節負担金補助及び交付金、減額の20万円は、償還払い補助金の不用見込額を減額するものです。

次に、22節償還金利子及び割引料33万3,000円は、令和4年度の風しん対策事業補助金の国庫返納金です。

次に、5目母子保健事業費、減額の235万4,000円です。

12節委託料、減額の140万円は、妊婦健診事業における健診業務の不用見込額です。

17節備品購入費、減額の15万4,000円は、乳幼児健診事業における視力検査機器購入費の入札残です。

18節負担金補助及び交付金、減額の80万円は、不妊治療費助成事業における補助金の不用見込額を減額するものです。

次に、7目健康増進事業費12節委託料、減額の300万円です。これは、基本健診やがん検診などの各種健診委託料で、不用見込額を減額するものです。

次に、11目感染症特別対策事業費12節委託料、減額の604万8,000円です。新型コロナウイルスワクチン接種事業は、全額国費として実施していますが、ワクチン接種そのものに係る負担金事業と、それ以外の全ての経費に係る補助金事業に分かれています。当初予算では、8,000人分の接種に係る費用として計上しておりましたが、接種者が大幅に下回る見込みとなったため、負担金事業に係る経費と補助金事業に係る経費を併せて減額するものです。

令和5年度は、65歳以上や基礎疾患を有する方を対象とした春開始接種が、5月8日から9月19日まで実施され、9月20日からは希望する全ての人を対象とした秋開始接種が、今年度末まで実施されておりますが、1月末までで延べ人数約5,100人の方がワクチン接種を済まされております。

以上で、健康増進課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） 農林振興課関係を説明いたします。

議案つづり22ページ、23ページをお願いします。

下から2番目です。16款2項4目1節農業費補助金、減額の213万6,000円のうち、経営所得安定対策推進事業費補助金88万2,000円は、畑地化促進事業に伴う土地改良区地区除外決済金に係る補助金です。

次に、攻めの園芸生産対策事業補助金、減額の6万6,000円、中山間地域等直接支払交付金、減額の17万8,000円、就農準備資金・経営開始資金補助金、減額の300万円は、事業費の確定による減額です。

次に、農業水利施設省エネルギー化推進事業10万円、農業水利施設電気料金高騰対策事業12万6,000円は、水利組合等が管理する水利施設の電気料金高騰に伴う補助金で、詳細は歳出で説明いたします。

次に、歳出です。議案つづり42ページ、43ページをお願いします。

下段です。6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金、減額の306万3,000円のうち、攻めの園

芸生産対策事業補助金、減額の6万6,000円、就農準備資金・経営開始資金補助金、減額の300万円は、実績に伴う減額です。

次に、5目農地費12節委託料、減額の8万4,000円は、中山間地域等直接支払事業に伴う傾斜度測定業務委託料で実績に伴う減額です。

次に、18節負担金補助及び交付金、減額の505万4,000円のうち、県営事業負担金、減額の573万円は、錦南部農道整備事業及び相良地区防災減災事業の事業費の確定によるものです。

次に、農業水利施設省エネルギー化推進事業補助金10万円は、電力料高騰に伴う水利組合に対する補助金で、省エネルギー化コスト削減の取組を実施する省エネルギー化推進計画を策定することにより、電力料高騰分の7割を補助するものです。対象施設は、本別府地区水利組合になります。

次に、農業水利施設電気料高騰対策事業補助金12万6,000円は、土地改良区が管理する水利施設の電力料高騰に係る補助金で、令和3年度から5年度までの高騰分の2分の1を補助するものです。対象施設は、一丸開田地区となります。

次に、6目水田農業構造改革対策事業費18節負担金補助及び交付金88万3,000円は、土地改良区決済金等支援補助金で、畑地化促進事業に伴い、土地改良区の地区除外のために土地改良区に支払う決済金に対する補助金で、西対象地区の4筆分となります。

次のページをお願いします。

2段目です。2項2目林業総務費12節委託料、減額の145万円は、橋梁PCB塗膜調査業務委託料で、事業費の確定によるものです。

次に、18節負担金補助及び交付金25万5,000円は、県治山林道協会負担金で、町で実施した治山林道事業費の割合により算出される特別負担金になります。

以上で、農林振興課関係を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 地域整備課関係を御説明いたします。

歳入からです。18ページ、19ページをお開きください。

2段目です。13款2項2目土木費負担金1節道路橋梁費負担金1,648万9,000円は、木綿葉大橋補修補強事業に係る相良村負担金で、令和4年度事業の前払い金分と今年度事業の変更分となります。負担割合は、覚書により事業費から国費を差し引いた2分の1です。

次の段です。14款1項5目1節住宅使用料、減額63万2,000円は、調定額の減が見込まれるため、見込額を減額するものです。

歳入は以上です。

次に、歳出です。42、43ページをお開きください。

2段目になります。次に、4款3項1目上水道費27節繰出金、減額400万円は、水道事業会計繰出金で、詳細については、後ほど水道事業会計補正予算にて御説明いたします。

次に、46、47ページをお開きください。

8款2項2目道路新設改良費、減額1,633万4,000円のうち、12節委託料、減額568万4,000円、13節使用料及び賃借料、減額182万1,000円、16節公有財産購入費、減額の327万1,000円及び21節補償補填及び賠償金、減額の715万8,000円は、いずれも今年度の事業費確定に伴う執行残となります。

14節工事請負費160万円は、下篠橋橋梁補修工事の補修面積増加等に伴う増額補正となります。

次のページをお開きください。

4項1目下水道費27節繰出金、減額81万4,000円は、後ほど下水道特別会計補正予算にて説明いたします。

次に、54、55ページをお開きください。

2段目です。11款2項1目現年災害復旧費12節委託料、減額11万5,000円は、山ノ手線災害復旧事業測量設計業務の執行残です。

次の2目過年災害復旧費178万7,000円のうち、14節工事請負費216万円は、ただ今施工中の水無川橋災害復旧事業に係ります所要額の不足分を増額補正するものです。

21節補償補填及び賠償金、減額37万3,000円は、事業費確定に伴う執行残です。

一般会計は以上です。

次に、下水道特別会計補正予算について御説明します。106ページをお開きください。

第2表、地方債の補正です。起債の目的は流域下水道事業で、起債の限度額を250万円から30万円減額し、220万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じです。内容は、球磨川上流流域下水道県営事業負担金の減額に伴うものとなります。

次に110、111ページをお開きください。歳入です。

4款1項1目1節一般会計繰入金、減額の81万4,000円、7款1項1目1節町債、減額の30万円、それから次のページ、歳出になりますが、1款1項1目総務管理費18節負担金補助及び交付金、減額の111万4,000円は、先ほど地方債補正で説明しましたように、球磨川流域下水道県営事業負担金の減額による財源補正及び減額補正となります。

次に、水道事業会計補正予算を御説明いたします。別冊の水道事業会計補正予算書2ページをお開きください。

議案第13号令和5年度錦町水道事業会計補正予算(第3号)になります。

第2条で収益的収入及び支出の補正を計上しています。収入支出それぞれ400万円を減額するものです。内容については、予算実施計画明細書により御説明します。

それでは、5ページをお開きください。収益的収入です。

1款2項2目1節一般会計負担金、減額の400万円は、歳出の財源調整に伴うものです。

6ページを御覧ください。収益的支出です。

1款1項1目原水及び浄水費27節動力費、減額の400万円は、取水ポンプ・送水ポンプ等に係ります電気料金で、当初より減額が見込まれることから所要額を減額するものです。

以上、地域整備課関係の説明を終わります。

○議長(荒川 孝一君) 尾方教育振興課長。

○教育振興課長(尾方 良一君) 教育振興課関係を御説明します。

歳出になります。議案つづり50、51ページをお開きください。

10款1項2目事務局費、減額126万9,000円です。1節報酬、減額111万7,000円、8節旅費、減額10万7,000円は、パートタイム会計年度任用職員の報酬及び通勤手当並びに校医報酬の執行見込みによる不用額の減額です。

次に、3項2目教育振興費1節報酬14万1,000円は、パートタイム会計年度任用職員である中学校部活動指導員7名分の出務実績に基づく不足額の増額です。



次のページをお開きください。

2段目です。4項3目コミュニティセンター費12節委託料、減額10万円は、敷地内除草業務の執行残の減額です。

次に、4目図書館費10節需用費光熱水費、減額15万円は、電気代の実績見込みによる減額です。

次に、5目外国青年招致事業費、減額38万1,000円は、入退去時のアパート清掃業務委託料の執行残9万円と、研修等各種負担金の執行残29万1,000円の2件分になります。

次に、5項2目体育施設費、減額248万3,000円です。10節需用費光熱水費、減額229万円は、町民グラウンド費及び武道館費の電気代の実績見込みによる減額になります。

次に、12節委託料、減額19万3,000円は、勤労者体育センター周辺の除草・剪定業務委託料の執行残の減額になります。

次のページをお開きください。

6項1目学校給食センター費、減額102万9,000円です。3節職員手当等時間外勤務手当、減額10万円は、徴収等の時間外手当の執行残の減額です。

12節委託料、減額92万9,000円は、調理及び配送業務委託料において、今年度から受注業者が変更となったことによる請負契約額の減額によるものです。

以上、教育振興課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで昼食のために休憩します。休憩後は午後1時30分から開議します。

午前11時58分休憩

午後1時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

議案第8号から議案第13号まで6議案の提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。

質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 34ページです。広報費の件についてお尋ねします。広報にしきが79万4,000円減額になって403万8,000円となっていますけど、403万8,000円は、全部、広報にしきの分でしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

広報にしきばかりではなく、その他の需要費以外の経費も含んだところの403万8,000円ということがございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） なぜかといいますと、債務負担行為で353万8,000円上がっているんですけど、約50万円ほど下がっているものですから、それに対しての差額が50万円ほどあるものですから、広報にしき以外外のことも入っているのかなと思いましたので。分かりました。ありがとうございます。

それと、45ページ、農林水産業費の林業費の中で、節の12、PCBの塗膜調査業務委託料、145万円減額になっています。PCB、猛毒の品物だと思いますけれども、林業といいますと、どういうところに使われているんで

すか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

林道に設置してある橋梁になります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 橋梁の中の、生コンか何かですか。それとも塗膜ですから鉄骨の橋梁ですか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） 鉄骨の塗装部分になります。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 4点ほどお尋ねします。

まず、12ページです。債務負担行為、今回、11件計上してありますが、その中の一番下、学校給食センター調理等業務、限度額3,941万9,000円と、1,000円単位まで上げてありますが、5年度の当初は限度額が4,064万2,000円でした。お尋ねしたいのは、5年度の契約金額は幾らでしたでしょうか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

令和5年度につきましては、令和4年度前の業者から変更になっておりますが、そのときに若干減額になっております。契約額としては3,970万円ほどでございました。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 5年度は3,970万円だったと。6年度はそれよりも低い限度額になっているわけですね。御承知のとおり、人件費とか物件費、ここは人件費が主と思いますが、高騰して、引上げ等々があっているような今日ですが、これでいきますと、限度額が去年の実績よりも低いということは、これは会社との請負契約の関係になってくるんでしょうけれども、この数字からいけば、賃金のベースアップは全然ないように見えるわけですが、これで6年度は賄いつくという計上ですか。お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

令和6年度の見積りに関しましては、調理員15名を予定しております。うち10名が正規職員、5名がパートということで予算計上を行っております。正規職員につきましては、月額給与の令和6年度、4,000円ほど値上げをしております。したがって、人件費自体は令和5年度よりも多くなっております。しかしながら、受注業者さんの努力によりまして、管理費等の率を下げているということで、総額的には昨年よりも若干下がっているというような状況でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 説明を聞いて納得するわけですが、ただ、書類上だけで見れば、このような世の中で、これのできるかなと、私はちょっと考えたものですから、質問した次第です。1年間を通じて、児童生徒の給食のために精いっぱい働いておられると思いますので、その辺のところも、今後、頭に置いていただければと思います。

次に、2点目ですが……。

○議長（荒川 孝一君） 金山議員、最後になります。3回目です。

○議員（10番 金山 民幸君） この件は終わります。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） すみません、4点と言いましたので、1点はここで終わります。

2点目です。ページの40ページですが、先ほど説明いただきましたが、ゴミ対策推進事業費、予算額は36万1,000円と少額であります。これはコロナの関係で研修を行わなかったためのということで、全然執行されておられません。御承知のように、この事業費の目的は、ゴミの分別とか資源回収物の推進、それから環境美化、目的は大変貴重なものでございますので、できれば、少しは執行してほしいという気がしますが、次年度においては開催されますようお願いをしておきます。

次、議長、ようございますか。

○議長（荒川 孝一君） 今、3回目ですよ。続けて質疑だと、1挙手3回目まで。

○議員（10番 金山 民幸君） 1件で3回でしょう。

○議長（荒川 孝一君） 1挙手3回までです。

○議員（10番 金山 民幸君） だから、今、1件で1回で終わり。

○議長（荒川 孝一君） 1挙手3回まで。手を挙げられて3回やって、ほかの方にまた……。誰もいなかったら、また結構ですけども、ほかの方の質疑もありますので、1回終わります。3回までやられたので。

○議員（10番 金山 民幸君） ちょっと待ってください。確認しますが、私が確認不足ですが、1件につき3回以内で、4回したいと思って質問したんですが、もう1回で終わりですか。

○議長（荒川 孝一君） それはそれで、一つ一つ切っていただかないと、ほかの方もまだ挙手をされて質疑される方もいらっしゃると思いますので、1挙手3回までが一応ルールです。

○議員（10番 金山 民幸君） 後からまた追加で。

○議長（荒川 孝一君） またよろしいですよ。

○議員（10番 金山 民幸君） 一緒じゃなかですか。

○議長（荒川 孝一君） いや、でも1回はほかの方もまた回さないといけないので。そこはそういう決まりで決まっていますので。

○議員（10番 金山 民幸君） 了解。

○議長（荒川 孝一君） ほかにいらっしゃいませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 31ページをお願いします。総務ですかね。くま川鉄道の再生協議会負担金が45万3,000円増額、経営安定化補助金施設整備分が349万8,000円、その上の経常損失分が減額の422万4,000円。これはどういった具合で……。施設というと、駅とかいろんな関係の施設になるのでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

施設整備分については、線路、電路、車両などの整備費に係る部分になります。経常損失分については、それぞれの年度の収支によりまして、その不足分を補填する補助金で支出する制度となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかにありませんか。10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） ページの52ページです。先ほどの説明で保健体育費、教育振興課長にお尋ねしますが、体育センター剪定委託料の不用額を19万3,000円減額したと説明されましたよね。そこでお尋ねですが、私は四、五日前、たまたま体育館の前を通ったんです。御存じのとおり、体育館の周りにマキの木が十数本あります。もう、生い茂るととです。それで、ここで19万3,000円を減額するのであれば、そのお金を使って、まだ3月いっぱいありますので、体育館のマキの木の剪定ぐらいはできなかつたのか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

勤労者体育センター、その他施設、グラウンド等も同じですけれども、業務委託する時期というのが、各種大会等をやる前に、できるだけやりたいということで業務委託をやっておりまして、その際に、やった後、今の状態、マキの木も道路沿いのところにずっと立っているわけですけど、その辺のところ、毎年、ローテーションでやっているということもありまして、執行残があったからということで、新たにまた追加するということは今回やっていないということになります。ですから、5月ですとか、8月とかの大会前とかのときに、除草と併せて剪定もできればということで、シルバーさんのほうにはお願いしておりますので、できますれば、定期的の実施できればと思っています。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） シルバー人材センターに委託ということは知っておりますが、現実的に、もしシルバー人材ができないのであれば、私の考えとしては、できる業者に委託してもいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがなものでしょうか。再度お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

剪定業務に関しましては、やはり私ども職員ではなかなか対応はできませんけれども、除草に関しては、グラウンドも含めてですけれども、職員でできる範囲内はやろうということで対応しております。そういった部分のところの委託分の残が出ているというのも現状でございます。また、業者を選定ということになると、やはり見積額で選ぶとなると、シルバーさんが一番安いというような状況もございますので、その辺のところは、今後状況を見ながら対応できればと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 言われる趣旨、意味は私も理解しますが、ただ、この書類上を見て、現に体育館のを見てください。分かっているでしょう。茂るととです。だから、これを減額するのならば、それで使って切ったらどうだろうかという私の気持ちでございます。理解いただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ございませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 33ページをお願いします。諸費の中の地方バス運行特別対策補助金、これが296万4,000円の減額になっておりますけれども、これはもう次の9月の決算まではこの状態でいけるわけですか。翌年度が3,095万6,000円を見てあるわけです。当初の予算からすると、230万円ぐらい上がっているわけです。この2,569万4,000円とすると、530万円近く下がっているものですから、そこを教えてくださいたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

この地方バスの対策補助金は、産交バスに対する補助となります。当初予算の計上におきましては、産交バスからの見込額が町に来ますので、それに基づいて計上しております。実際に執行額は2,568万9,000円ということで、約300万円ほど下がっておりますけれども、こちらは産交バスの当初の見込みよりも輸送人員が増えたりでありますとか、あとは費用の削減をされたということで、2,500万円ほどの実際の執行額になっております。新年度につきましても、計上については産交バスから見込みで計上しておりますけれども、実際の執行は、これまでも、ここ数年は見込みよりも減っている状況ですので、そうなければいいかなというふうにと考えるとところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 最後ですが、78ページ、介護保険特別会計のところをお願いします。78ページですけれども、これも先ほど質疑しましたが、介護保険関係の債務負担行為、要介護認定調査員派遣業務から最後の認知症地域支援事業推進派遣業務、限度額をそれぞれ計上されております。これも先ほどと同じような質問になろうかと思いますが、6年度は前年度に比べてトータル的にどのくらいの引上げの額になるか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えいたします。

本年度、令和6年度の限度額としましては、先ほど説明の中で申しましたとおり、2,898万6,000円となっております。昨年度は2,445万4,000円ということで、453万2,000円の増となっております。主な要因としましては、会計年度任用職員と併せて勤勉手当が支給されるということで増額となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 分かりました。終わります。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 35ページをお願いします。住民福祉課長にお尋ねします。委託料の中で戸籍附票システム改修業務委託料192万5,000円、これはどういった具合のシステム改修業務ですか。35ページです。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えします。

この内容につきましては、現在のマイナンバーカードは海外に転出しますと使えなくなるというふうになっておりますけれども、6年度の年度中といいますか、7年3月までの間に海外でも使えるようにしようということで国が考えております。それに伴いまして、マイナンバーカードにローマ字表記をするためのシステム改修でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第8号令和5年度錦町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第9号令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第10号令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第11号令和5年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第12号令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第13号令和5年度錦町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 議案第14号

○議長（荒川 孝一君） 日程第16、議案第14号錦町大王原住宅の設置及び管理に関する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第14号錦町大王原住宅の設置及び管理に関する条例でございます。

本案件につきましては、令和6年度からの球磨村大王原公園仮設団地の譲与に当たり、今後の使用方法や維持管理について定めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） それでは、議案つづり114ページからになります。

議案第14号錦町大王原住宅の設置及び管理に関する条例について御説明いたします。

大王原公園仮設団地につきましては、球磨村で被災された方々のために熊本県が建設した応急仮設住宅ですが、今年度末までに入居されていた全ての方が退居されるということです。町では、令和6年4月に県から譲与を受け、改修設計後、改修工事を行い、令和7年度から町有住宅として利活用を予定しています。ただし、県から譲与を受けるには、条例を整備する必要があるため、地方自治法の規定に基づき、設置及び管理に関する条例を定めるものです。仮設団地の構造につきましては、木造平屋の長屋建てで、1棟当たり1DK1戸、2DK2戸、3DK1戸の4戸から成り、15棟60戸の譲与を受ける予定としております。

それでは、議案114ページからになります。

第1条で条例の趣旨を、第2条では施設名称及び位置について、第3条で入居者については公募を原則とし、公募の方法と、第4条で公募の例外を規定しております。第5条から入居者の資格、入居の申込み、入居の手続など規定をしております。次の115ページの第11条では、住宅使用料について規定をしております。詳細は別表第2に規定しております。

119ページをお願いいたします。

下の別表第2になります。1DKは月額2万2,000円、2DKは2万6,000円、3DKは3万2,000円となります。使用料は以上です。

それでは、116ページに戻っていただきまして、真ん中の第14条では敷金について、次のページの上の段の第19条では迷惑行為の禁止について、こちらは住宅敷地内での動物の飼育の禁止などを規定しております。

次の118ページをお願いします。

真ん中辺りから、第27条から第30条では駐車場の使用に関して規定をしております。

次のページの一番上になります。第32条では、町内の事業者等については借り上げ住宅として使用できる旨、規定をしております。

最後に、附則として、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第14号錦町大王原住宅の設置及び管理に関する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第17. 議案第15号

○議長（荒川 孝一君） 日程第17、議案第15号錦町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例に

ついてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第15号錦町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例でございます。

本案件につきましては、全国的にも問題が生じている太陽光発電設備における災害への懸念や環境への影響について、事業との調和を図り、町民の安全と安心、地域社会の発展に寄与することを目的として制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 議案つづり120ページをお開きください。

議案第15号錦町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例について御説明いたします。

全国的に太陽光発電設備の設置に伴う災害の発生や景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じていることから、本町における太陽光発電設備の設置と自然環境との調和を図るため制定するものです。

まず、第1条では、目的を、第2条では、本条例での用語の定義、第3条から次のページの第6条につきましては、町、事業者、土地所有者、町民、それぞれの責務を規定しております。第7条及び第8条では、届出が必要な太陽光発電設備の適用範囲と、その際の事前協議について規定しており、第9条では、届出の際の地域住民への周知及び説明会の開催について、第10条では、地域住民が事業者に対し、その事業計画について意見を述べたり、災害の防止及び良好な自然環境・生活環境等の保全に関する必要な事項について協定の締結を求めることができる旨、規定しております。

次のページの第11条から第15条では、事業実施及び工事に係る着工等の届出と事業完了後の検査、異常発生時の対応、設置事業が終了する際の届出等について規定しております。

次のページの第16条及び第17条では、設置事業の実施主体が地位の承継等により変更となった場合の手続、また、事業者が所在不明となった場合等における特例について規定しております。第18条では、立入調査等について、第19条及び第20条では、必要がある場合の指導助言または勧告についてと、勧告に従わない場合、公表することについて規定しております。第21条では、この条例の施行に関し、必要な事項を規則で定めることとしております。

次のページをお願いします。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行します。附則第2項の適用については、この条例の施行の日以降に申請をしようとする事業者に適用することとしますが、附則第3項の経過措置では、現に経済産業大臣の認定を受けている事業者であっても、本条例第4条、第10条、第11条第2項、第12条、第14条から第16条まで及び第18条から第20条の規定を適用します。附則第4項では、第11条第1項に規定する届出及びこれらに関し必要な手続等について、本条例の施行前においても行うことができる旨を規定しております。

議案第15号の説明は以上となります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） お尋ねしますが、現時点で把握されている町内の空き家数は……。

訂正します。取り消します。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第15号錦町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

### 日程第18. 議案第16号

○議長（荒川 孝一君） 日程第18、議案第16号錦町空き家等の適正管理に関する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第16号錦町空き家等の適正管理に関する条例でございます。

本案件につきましては、町内の空き家等の適正管理に関し、特別措置法に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、町民の生活環境の保全や地域振興に寄与することを目的として制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 議案つづり125ページをお願いいたします。

議案第16号錦町空き家等の適正管理に関する条例について御説明いたします。

本条例は、町内空き家等の適正管理に関し必要な事項を定めることにより、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民の生命・財産の保護及び生活環境の保全を図ると共に、空き家バンクへの登録と空き家の利活用を促進し、地域振興に寄与することを目的とし、制定するものです。

まず第1条では、本条例の目的を、第2条では、本条例での用語の定義、第3条では、紛争が生じた場合、当事者間で解決する旨を、第4条から次のページの第7条では、町及び所有者等の責務及び役割を規定しております。第8条から第10条では、特定空き家等の認定、また、その場合に町が講ずる措置等について規定しております。第11条から次のページの第14条では、空き家等対策協議会の設置及び関連事項について規定しております。第15条では、この条例の施行に関し必要な事項を規則で定めることとしております。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行します。

議案第16号の説明は以上となります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 先ほどは大変失礼いたしました。改めてお尋ねします。現在把握されている、この条例でいう空き家等は何件ありますか。お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

現状で空き家等の実数を詳細まで把握はできていないところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 以前聞いたときには200から二百五、六十あったかなという記憶があるんですけども、大体でも把握されておられませんか。お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

その数というのが令和2年の国勢調査時での数だったかと記憶しておりますので、もう3年ちょっとたっておりますので、実際のところの今の空き家の件数というのを詳細まで把握はできていないところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） この条例を制定されるに当たっては、そこら辺の把握をされているのかなと思いましたが、お尋ねした次第です。終わります。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 第10条に、町長は緊急安全措置、町長は空き家等が危険な状態にあり、かつこれを放置することにより、町民等の生命、身体または財産に被害を及ぼすことが明らかである場合であって、所有者等に措置等を行う時間的余裕がないと認めるときに限り、原則として、所有者等の同意を得て、当該空き家の危険な状態を緊急に回避するために必要な最低限度の措置を取ると。自ら拘束ができると書いてありますが、これから先は、恐らく高齢化になって、そういう空き家が多くなってくるんじゃないかなと思うんですけども、そのところに対しての、要するに解体する費用も持っていないというときには、もう町費で負担することになるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

町の強制執行に関しましては、必要な手順を踏んで、特措法に基づいてしていく必要がございますので、即々、強制執行で幾らかかったというのを請求するというものでもないのかなというところです。

この条例を制定した大きな意味としては、6年度から空き家等の管理に対しての周知・啓発、その辺の周知のチラシや空き家等対策協議会が設置されますので、その中で有効な活用であったり、皆さんに対して空き家の管理をしっかりしていただかないと、最終的にはそのような処分というか、勧告につながりかねませんので、その辺の意識改革というか、そのようなものを目的としております。あと、併せて、空き家等の実数も把握していくという予定にしているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 10年前ですか、前町長のときに空き家に暴力団が入ったということで、いろんな町民の方に相談がありました。これから先は、ほとんどそういうところが増えてくるんじゃないかなと思いますけれども、解体すれば土地の固定資産税が上がるとか、いろんな形でいろんな諸問題が生じるとは思いますけれども、利活用できる場所は、もう町で利活用できるような条例をつくってやっていくのもいかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） ただ今貴重な提言をいただきました。おとといでしたか、日経新聞でございますけれども、これを読んでみますと、国の住宅、それから土地統計調査によりますと、2018年時点で使用目的のない空き家は、全国に350万戸あるそうです。私どもが今度制定しようとするのは、やはりこういう空き家というのは、早め早めに手を打つことによって空き家が少なくなるという、そういう大きな目的を持って皆さん方の住環境を整備するというところでございます。今、御指摘のありました件につきましても、そういう問題が生じないように、今後しっかりと対策をしていこうと思っておりますので、今回の制定でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 11条の中に協議会を置くとありますが、この協議会の構成メンバーというのはどのような方なのでしょう。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

町で要職を担っていらっしゃる、例えば町内の区長会長様であったりとか、そのような方々を想定しておりますが、勧告を出したり、そのような強制執行につながるような手続をする場合には、さらにプラス専門的な識見者の方を追加で委嘱しまして、協議会を開催する予定としております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 空き家問題は、大変日本全国で問題になっておりますけれども、これからは特に空き家予備軍といえますか、将来的には空き家になるのではないかと、そういった物件もたくさんあるのではないかなど。そういった中で、空き家になる前に、次の所有者なり、責任者なりをきちんと決めていただくと。そういった工面も必要ではないかと思えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第16号錦町空き家等の適正管理に関する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19. 議案第17号

○議長（荒川 孝一君） 日程第19、議案第17号錦町振興計画審議会条例の一部を改正する条例についてを議題と

します。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第17号錦町振興計画審議会条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、本町の最上位計画となる錦町総合計画の名称に合わせ、その審議会の名称についても同様に改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 議案つづり128ページをお願いいたします。

議案第17号錦町振興計画審議会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本町におきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、本町における行政運営の最上位計画を審議する機関として、錦町振興計画審議会を設置しているところですが、現在では錦町総合計画と名称が変わっていることから、必要な改正を行うものです。

それでは、新旧対照表の3ページをお開きください。

条例の名称、第1条及び第2条中に振興計画とありますのを総合計画に改めるものです。

議案つづり128ページにお戻りください。

附則として、この条例は交付の日から施行します。

議案第17号の説明は以上となります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第17号錦町振興計画審議会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20. 議案第18号

○議長（荒川 孝一君） 日程第20、議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、新たに設置する空き家等対策協議会の委員と名称が変わった総合計画審議会の委員につい

て改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 議案つづり129ページをお願いいたします。

議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

先ほど議案第16号及び議案第17号で可決いただきました錦町空き家等の適正管理に関する条例の制定及び錦町振興計画審議会条例の一部改正に伴い、必要な改正を行うものです。

新旧対照表5ページをお願いいたします。

左上の新たに錦町空き家等対策協議会委員を追加し、左下と右下、振興計画審議会委員を総合計画審議会委員に改めます。

議案つづりは132ページをお願いいたします。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行します。

議案第18号の説明は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第21. 議案第19号

○議長（荒川 孝一君） 日程第21、議案第19号錦町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第19号錦町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、あいねっと放送を4月より新たなシステムへと切り替えることに伴い、サービス内容についても異なるところが生じるため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 議案つづり133ページをお願いいたします。

議案第19号錦町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本年度、あいねっと機器更新事業を実施し、その更新に伴い、従来の情報通信施設も新たなシステムに更新することとしており、本年度末をもちまして、現在実施しております通話等サービス及びラジオ配信につきましてもサービスを終了することから、必要な改正を行うものです。

それでは、新旧対照表7ページをお開きください。

まず、第3条、用語の定義の第2号、センター施設が従来の放送サーバー設備一式を配備した建物及び建物に附属する機器から放送システム及び放送システムに必要なサーバーに変更します。第4条、サービスの種類及び次のページの第17条、使用料では、今回の整備により通話等サービス、ラジオ等の再送信のサービスを終了するから、その文言を削除いたします。別表第1、第11条関係及び新旧対照表11ページの別表第2、第17条第1項関係の改正も基本的には通話等サービスの終了に伴います文言の削除及び整理となります。

議案つづりは134ページをお願いいたします。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行します。

議案第19号の説明は以上となります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） お尋ねします。当初の予定が1,650台でしたか。あいねっとの設置は、もうこれで終わりですか。次に要望が多かったら、また設置をするんですか。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 当初におきましては1,200台で契約いたしまして、それを変更で1,500台に増大したところです。今現在、タブレットの希望が1,330台、まだ170台ほどの余裕があるところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第19号錦町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22. 議案第20号

○議長（荒川 孝一君） 日程第22、議案第20号錦町起業者支援条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第20号錦町起業者支援条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、統計法第28条の規定に基づき、新たに日本標準産業分類における告示がなされたため、引用を改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 議案つづり135ページをお開きください。

議案第20号錦町起業者支援条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

昨年7月27日に統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件が告示され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、本条例で引用されております告示が廃止されることから、改正を行うものです。

新旧対照表の12ページをお開きください。

第2条中、平成14年総務省告示第139号とあるのを、令和5年総務省告示第256号に改めるものです。

議案つづり135ページにお戻りください。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行します。

議案第20号の説明は以上となります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第20号錦町起業者支援条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

ここで10分ほど休憩いたします。休憩後は午後2時40分から開議いたします。

午後2時28分休憩

午後2時40分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

### 日程第23. 議案第21号

○議長（荒川 孝一君） 日程第23、議案第21号錦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び錦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第21号錦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び錦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当の支給ができるよう改められたため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） それでは、議案つづり136ページをお願いいたします。

議案第21号錦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び錦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

令和5年5月に地方自治法が改正され、会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給が可能となりましたので、関連する条例について所要の改正を行うものです。

新旧対照表の13ページをお願いします。

まず、一番上からです。第3条は、会計年度任用職員に支給する給与について規定をしております、こちらに勤勉手当を追加いたします。

次に、第10条の2は、今回新たに設けた規定で、フルタイムの会計年度任用職員について、一般職の職員に対する勤勉手当の支給に準じて支給する旨の規定です。

次の第18条では、パートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給するようになるものの、1週間当たりの勤務時間が著しく短い者については除外する旨の規定となります。

次のページをお願いいたします。

下線がございます。第18条の2も、こちらにも新たに設けた規定でございまして、パートタイムの会計年度任用職員についても、同じく一般職の職員に対する勤勉手当の支給に準じて支給する旨の規定となります。

15ページをお願いします。

こちらは、錦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例となります。

第7条第2項では、育児休業中の職員について勤勉手当を支給する場合を規定しておりますが、今回の改正で、会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給するように改正することから、会計年度さんの除外規定を削除するものでございます。

次、第8条は、第7条第2項での改正の関係で、会計年度任用職員の引用法令である地方公務員法を追記するものでございます。

最後に、附則として、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。



それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第21号錦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び錦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第24. 議案第22号

○議長（荒川 孝一君） 日程第24、議案第22号錦町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第22号錦町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、職員の失職について、現在は職務上の過失のみ例外対象としておりますので、職務上に限らず、地域活動等も対象とするよう改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） 議案つづり138ページをお願いいたします。

議案第22号錦町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職等の手續、また効果を定めるものですが、失職の例外についても規定があり、現状は職務上の過失による事故のみ例外対象となっております。

新旧対照表の16ページをお願いいたします。

改正前の第5条では、3行目に、過失による事故であり、かつその罪となった事実が職務上生じたものと規定されており、失職の例外は勤務中の事故に限定をされております。職員においては、職務上に限らず、地域活動やPTA活動、ボランティア活動など多様な活動に参加する機会も数多く、過失により事故を起こす側となる危険性も高いと言えます。そのため、今回の改正で、職務上の条件を削除し、職務外での活動における過失による事故についても失職の例外対象とするものです。

ただし、前提として、裁判において情状酌量され、執行猶予判決が言い渡されていること、また、町の審議会においても諮った上で、職を失わせないことが特に必要と認められて、初めて失職の例外規定が適用となります。

最後に、附則として、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第22号錦町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第25. 議案第23号

○議長（荒川 孝一君） 日程第25、議案第23号錦町監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第23号錦町監査委員に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、地方自治法の改正により、条例にて引用する条文が繰り下がったため、引用を改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） 議案つづり139ページをお願いいたします。

議案第23号錦町監査委員に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本条例は、錦町監査委員に関して必要な事項を定めてございます。

第12条で引用している地方自治法の条項が、地方自治法の改正により条ずれしたことに伴い改正をするものです。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第23号錦町監査委員に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第26. 議案第24号

○議長（荒川 孝一君） 日程第26、議案第24号錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第24号錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、内閣府令によりアナログ規制の見直しが行われたため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この条例は、基準となる内閣府令を参酌して条例を定めており、今回基準となる内閣府令が改正されたことから条例の改正を行うものです。

改正点は、次の2点です。

1点目は、施設の重要事項の書面揭示義務を見直し、書面揭示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととされたことが1点です。

2点目に、重要事項の電子媒体交付についての表現に、磁気ディスクやCD-ROMの表現が用いられておりましたが、技術の中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体という表現に改めるものです。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行します。

新旧対照表で御説明いたします。

18、19ページをお願いします。

第5条第2項第2号中、「磁気ディスク、CD-ROM等」の表現を「電磁的記録媒体」に改めます。

第23条、「揭示」を「揭示等」に改め、条文後半に、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない旨の条文を加えるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第24号錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第25号

○議長（荒川 孝一君） 日程第27、議案第25号錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第25号錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令により限度額等が改められたため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 箕田税務課長。

○税務課長（箕田 俊哉君） 議案第25号錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案つづり141ページをお願いします。

今回の改正については、国民健康法施行令の一部を改正する政令が令和6年1月26日に公布されたことに伴い、錦町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、新旧対照表にて説明いたします。

新旧対照表20ページをお願いします。

第2条第3項では、後期高齢者支援金等課税額の限度額が「22万円」から「24万円」に引き上げられ、同様に第23条第1項でも「22万円」から「24万円」に引き上げられます。よって、国民健康保険税の限度額が「104万円」から「106万円」になります。

新旧対照表21ページをお願いします。

同項第2号中では、国民健康保険税の減額に用いる金額「29万円」を「29万5,000円」に引き上げられます。

新旧対照表22ページをお願いします。

同項第3号中では、同様に「53万5,000円」を「54万5,000円」に引き上げられます。

議案つづり141ページをお願いします。

附則として、第1条では、改正後の錦町国民健康保険税条例は令和6年4月1日から施行します。第2条、経過措置では、この条例による改正後の錦町健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

以上、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第25号錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は、原案のとおり可決しました。

#### 日程第28. 議案第26号

○議長（荒川 孝一君） 日程第28、議案第26号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第26号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

本案件につきましては、令和6年4月に公布された省令に伴い関係条例を整理し、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） 議案つづり142ページをお開きください。

議案第26号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴う関係条例の整理に関する条例について説明いたします。

まず、第1条は、錦町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、150ページをお開きください。

第2条は、錦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

164ページをお開きください。

第3条は、錦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

170ページをお開きください。

第4条は、錦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例となっております。

今回、令和6年1月25日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が交付され、介護保険法により町の条例で定められている本条例は、厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの、標準として定めるもの及び参酌するものとして定められております。よって、省令の改正が行われる場合には、町はその従うべき基準等に基づき条例改正を行う必要があることから、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、6点あります。

まず、1点目、管理者の兼務範囲の明確化。2点目に、身体的拘束等の適正化の推進。3点目に、書面掲示規制の

見直し。4点目に、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置。5点目に、協力医療機関との連携体制の構築。6点目に、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携。

以上の6点の改正点につきまして、主に説明をさせていただきます。その他につきましては、説明を割愛させていただきますので、御了承ください。

それでは、新旧対照表により説明をいたします。

まず、1点目の管理者の兼務範囲の明確化です。

新旧対照表27ページをお開きください。

第4条で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えない旨を明確化するための改正を行っております。

次に、2点目の身体的拘束等の適正化の推進です。

34ページをお開きください。

第14条に、第2号の2、第2号の3として、利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけることを追加しております。

93ページをお開きください。

第92条に、第7号として、身体的拘束等の適正化のため、委員会の開催や指針の整備、研修の定期的な実施を義務づけることを追加しております。

次に、3点目の書面掲示規制の見直しです。

前に戻っていただきまして、46ページをお開きください。

第23条に、第3項として、運営規定等の重要事項について、事業所内での書面掲示に加えて、原則としてウェブサイトに掲載するよう義務づけることを追加しております。

次に、4点目の利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置です。

95ページをお開きください。

第106条の2として、現場における課題を抽出・分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら、事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するための委員会の設置を義務づけることを追加しております。

次に、5点目の協力医療機関との連携体制の構築です。

98ページをお開きください。

第125条に、第2項第1号として、入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していることを、第2号として、診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していることを、第3項として、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について当該事業所指定を行った自治体に届けなければならないことを、第6項として、入所者が協力医療機関等に入院した後に病状が軽快し退院が可能となった場合において速やかに再入所させるよう努めることを追加しております。

次に、6点目の新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携です。

同じく98ページの第4項として、あらかじめ第2種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取

り決めるよう努めることを、第5項として、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応について協議を行うよう義務づけることを追加しております。

議案つづりの175ページにお戻りください。

附則として、第1条では、施行期日を令和6年4月1日から施行することとしております。第2条では、重要事項の揭示に係る経過措置を、第3条では、身体的拘束等の適正化に係る経過措置を、第4条では、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置を、第5条では、協力医療機関との連携に関する経過措置を設け、第2条と第3条は、施行日から令和7年3月31日までの間、第4条と第5条は、施行日から令和9年3月31日までの間を経過措置期間としております。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第26号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第29. 議案第27号

○議長（荒川 孝一君） 日程第29、議案第27号錦町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第27号錦町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、第9期介護保険事業計画に基づき、保険料の改定を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） 議案つづり177ページをお開きください。

議案第27号錦町介護保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、第9期介護保険事業計画に基づき算定した介護保険料基準額の設定により所要の改正を行うものです。

新旧対照表176ページをお開きください。

まず、所得段階ということで、第2条において、これは国が定める標準段階を基に各市町村において設定するものでありますが、第8期においては国の標準の9段階としておりましたけれども、今回、国が定める標準段階である

1 3段階に見直すもので、これまでの9段階の部分を所得の水準に応じて細分化するものです。

次に、第8期介護保険事業計画においては、第2条第1項第5号の保険料基準額第5段階、ここが標準となります。月額5,600円、年額6万7,200円でしたが、第9期介護保険事業計画においては、1月1,300円の増となり、月額6,900円、年額8万2,800円となります。

今回、標準月額で1月1,300円の増となった主な要因として、認定率は低いものの平均介護度が高いこと、また介護給付費の伸びが第8期介護保険事業計画で見込んだ給付費を上回る実績であったことなどが上げられます。

配付しております介護保険料比較表の一番右端の列を御覧ください。年額の比較となります。

第1段階では3,480円、第2段階では6,600円、第3段階では9,720円、第4段階では1万4,040円、第5段階では1万5,600円、第6段階では1万8,720円、第7段階では2万280円、第8段階では2万3,400円、第9段階では2万6,520円、第10段階では4万3,080円、第11段階では5万9,640円、第12段階では7万6,200円、第13段階では8万4,480円の増となります。

議案にお戻りください。

なお、附則として、第1条では、施行期日を令和6年4月1日から施行するとしております。第2条では、改正後の第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 今説明の中であったんですけども、錦町は介護保険は保険料が安いというふうに言われておりましたけれども、今回の第9期の策定によりまして、介護保険料が基準額、第5号なんですけれども、1,300円上がるということでしたけれども、近隣市町村と比較して、錦町の基準額についてはどういうふうになっておりますか。お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えいたします。

人吉球磨管内、一番安いところで6,100円という状況です。一番高いところで7,500円という状況になります。6,900円というのが、その7,500円の次に高いということになります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） その理由は分かりましたけれども、先ほど課長の説明の中で、上がる理由といたしまして、要介護認定者というのが増えているからという説明を受けましたけれども、数字で、もし何人というふうに分かれば、教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

平成28年から令和4年の数字になりますけども、一番伸びているのが、要介護3、要介護4の方が伸びている状況です。平成28年の要介護3の認定を受けられた方が89名、要介護4を受けられた方が58名に対しまして、令和4年度、要介護3の方が167名、要介護4の方が104名です。

これに対しまして、要支援1、平成28年20名の方でしたけども、令和4年は6名、要支援2は、平成28年



45名の方が受けられましたけども、令和4年は23名ということで、介護度の低い方は減ってきているが、要介護3、要介護4の方が増えているという状況です。

要支援の方が減っているというのは、町のほうに取り組んでいる介護予防事業、これの成果が出ているのではないかなと思っております。要介護3、要介護4の方が、最近多い、私を感じるのは、入院をされて、骨折であったり脳疾患で、それから介護の申請につながっている、で要介護3、要介護4が出ているというような感じがしております。以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。やはり、要介護3、要介護4というのが増えているということで、理由は分かりましたけれども。

今回、人吉新聞のほうに、やはり6,100円、人吉の策定のところで載ってございましたけれども、据え置きということを書いてありましたけれども。

やはり、今、非常に物価とかいろんなところが高くなっております。そういう中で、この基準額が1,300円というふうにいきなり上がるということは、非常に町民の方の負担増になっておりますので、できれば段階的にしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 今の回答の中で、要介護度3以上が増えているということでしたけども、要介護3以上は施設サービス対象になりますけども、内容として施設サービスが増えているんですか。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えいたします。

施設サービスのほうは、そこまで伸びてはおりません。居宅サービスのほうが予想を上回る伸びを示しております。以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） これからの対応として、施設サービスじゃなく在宅サービスで重度化といえれば大変な状況ですので、そういったサービス体制、支援体制も是非整えていただければと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 先ほど改正の説明がありまして、介護認定者数の増加による給付費の増加費用に充てるための改定案だということと、それから介護施行令の区分の保険料率の区分を9から13に分けたということがあります。

基準が先ほども言われましたように、月額5,600円、年額6万7,200円が月額6,900円、それから年額8万2,800円で月に1,300円、年に1万5,600円になるということで、先ほどもありましたが、急に高くなっているようでございます。

言われましたように、その前の前の年あたりでも若干見直してあれば、結果的には上げ幅が緩和されたかなと思いますけども。それがなかったために、今回はそういった給付費用増加に充てるために、こういう料金改正になったかと思っております。これは致し方ない、一生懸命、介護予防等々に努力をされておりますけども、結果としてこういうことですので、これは致し方ない改正かなと思います。

そこで、65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2被保険者がおられますが、本条例に適用され

ます第1号被保険者数と、それと保険料の13段階ごとの対象者数といえますか、数と割合をお尋ねしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えいたします。

第1号被保険者の数につきましては、令和6年3月1日時点で3,536人となっております。

また、介護保険料の段階ごとの、数はちょっと把握しておりませんが、割合につきましては、介護保険料の比較表を御覧いただいてよろしいでしょうか。左から2番目、課税状況という欄があるかと思えます。その中の世帯非課税、本人非課税、要は第1段階から第3段階まで、この方の割合が約33%。課税状況の欄で、世帯が課税、本人が非課税、要は第4段階と第5段階、この割合が約33%。世帯が課税、本人が課税の中で、第6段階から第8段階、ここまでの割合の方が約30%。第9段階から第13段階、こちらの割合が約4%という状況でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 分かりました。

それでは、次に、条例では4月1日から施行となっております4月1日から上がるような条例でございますけれども、現在申告所得の時期でございます5年分の所得がまだ確定しておりませんので、この新しい保険料の納入の時期といえますか、それをお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えいたします。

本算定の時期が7月になりますので、8月の保険料、こちらから適用になるという形になります。そこで、今度の保険料で計算をするということになります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第27号錦町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は、原案のとおり可決しました。

---

### 日程第30. 議案第28号

○議長（荒川 孝一君） 日程第30、議案第28号錦町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第28号錦町営住宅管理条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正と、住宅に困窮する低所得者に対する公営住宅が供給されるよう保証人制度等について改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 議案つづりは、178ページをお開きください。

議案第28号錦町営住宅管理条例の一部を改正する条例について御説明します。

今回の改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴う改正と、保証人の確保が困難であることを理由に町営住宅への入居ができないといった事態が生じないようにする必要があるため、保証人に関する規定を削除する改正を行うものです。

その他、敷金の運用について、近年の利子の受入状況に合わせた運用ができるようにする改正に併せまして、条例ずれ等、所要の改正を行うものです。

新旧対照表の178ページをお開きください。

第7条第1項第8号イの条項の起算日を、改正後のそれぞれの法令の規定に定める「保護が終了した日」に改め、同号ロの条項中第10条第1項の次に、「または第10条の2」を加えます。

次のページです。

第12条第1項第1号の条文を、「連帯保証人2人」から「緊急連絡人2人の連署した請書を提出すること」とし、町長が認める場合には緊急連絡人の連署を必要としないこととします。同条第3項を削除し、以降を繰り上げ、新たに第5項として、町営住宅の入居については通知された日から30日以内に入居することとする条文を加えます。

次のページです。

第21条第2項の敷金の運用については、努力規定に改めます。

議案つづり178ページにお戻りください。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第28号錦町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は、原案のとおり可決しました。

### 日程第31. 議案第29号

○議長（荒川 孝一君） 日程第31、議案第29号錦町給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第29号錦町給水条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、機能強化のため水道法に関する権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） それでは、議案つづり179ページをお開きください。

議案第29号錦町給水条例の一部を改正する条例について御説明します。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の成立に伴い、水道行政の所管については、厚生労働省から整備・管理全般については国土交通省へ、水質基準及び水質検査基準策定等については環境省へ移管されることになりましたので、今回所要の改正を行うものです。

新旧対照表の181ページをお開きください。

第5条、第32条第2項ただし書及び第35条第1号中、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めます。

次のページです。

第38条の4第1項第6号中、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めます。

議案つづり179ページにお戻りください。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第29号錦町給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第32. 議案第30号

○議長（荒川 孝一君） 日程第32、議案第30号錦町奨学金貸与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第30号錦町奨学金貸与条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、大学や専門学校への進学のため本町を離れた若者がUターンなどを促す施策として、現在の奨学金減免制度を半額から全額に拡充するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 議案つづり180ページをお願いいたします。

議案第30号錦町奨学金貸与条例の一部を改正する条例について御説明します。

今回の一部改正は、奨学基金の有効活用と、少子高齢化が進む本町において若者のUターンなどによる定住促進を図り、人口減少の歯止めとなるような施策となるよう、今年度において審議会委員と3回の検討会議を行い、これまでの条例を見直すこととしました。

内容としましては、返還免除額の増額と定住期間の見直しの2点を行っております。現在返還を行われている若者の負担軽減を行うとともに、一人でも多くの若者の定住を促すよう改めたものです。

詳細につきましては、新旧対照表183ページにて御説明いたします。

第13条、奨学金の返還免除において、まず、第1項の第2号と第3号を入れ替え、第3号においては、改正前、「父または母もしくは両親を欠いた者」であったものを、改正後においては、「両親を欠いた者」に改めます。

また、第1項の返還免除額を、改正前においては、第1号及び第2号において「2分の1免除」、第3号で「全額免除」であったものを、改正後においては、第1号の錦町に定住した場合及び第2号の亡くなった場合に「全額免除」とし、第3号の両親を欠いたときに「2分の1免除」と改めます。第3項においては、「定住期間8年」であったものを、改正後においては、「第10条第1項に規定するそれぞれの借り入れた方々の返還期間」に改めます。

議案つづり180ページにお戻りください。

附則としまして、第1項で、この条例は令和6年4月1日から施行します。第2項において、経過措置として、この条例による改正前の錦町奨学金貸与条例の規定により返還を行っている者については、なお従前の例によることとし、改めて新条例による免除申請を行った場合には、新条例による規定を適用することとします。

以上、説明終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第30号錦町奨学金貸与条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

### 日程第33. 議案第31号

○議長（荒川 孝一君） 日程第33、議案第31号錦町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第31号錦町公民館条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、第5分館上井手口公民館の新築移転に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 議案つづり181ページをお願いいたします。

議案第31号錦町公民館条例の一部を改正する条例について御説明します。

今回の一部改正は、西上井手口地区にある第5分館公民館が令和5年5月に建て替えられたことに伴い、所在地の変更があったことから改正を行うものです。

新旧対照表の184ページをお願いいたします。

第2条関係、別表の6段目になります。第5分館ですけれども、所在地について「西1115番地7」から「西1025番地」に変更するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

以上、説明終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第31号錦町公民館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

ここで10分ほど休憩します。休憩後は15時50分、午後3時50分から開議します。

午後3時41分休憩

-----  
午後3時50分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

### 日程第34. 議案第32号

○議長（荒川 孝一君） 日程第34、議案第32号水無川橋下部工工事請負変更契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第32号水無川橋下部工工事請負変更契約についてでございます。

本案件につきましては、令和4年第4回定例会において、地方自治法第96条第1項第5号並びに錦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事請負契約に際しての議決をいただいたところでございますが、契約金額の変更が生じたため、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 議案つづりは182ページになります。

議案第32号水無川橋下部工工事請負変更契約について御説明します。

1、契約の目的、水無川橋下部工工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、変更前、一金1億3,464万円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額1,224万円、変更後、一金1億7,291万8,588円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額1,571万9,871円。4、契約の相手方、住所、熊本県人吉市西間上町2479番地1、商号または名称、丸昭建設株式会社、代表者氏名、代表取締役松村陽一郎。

契約金額3,827万8,588円を増額する変更契約となります。

変更の主な内容につきましては、P1橋脚の土留め工として施工します鋼製矢板設置について、ウォータージェット工法から掘削機による矢板設置に変更となったほか、敷鉄板、鋼矢板など、仮設工のリース期間の延長及び賃料等の追加などが主な増額要因となります。

工期につきましては、令和6年6月を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。今、変更工期が6月って言われましたけども、5月31日で恐らく国交省が河川の工事をするなという指示が来ると思うんです。そのところはいかが考えていらっしゃるんですか。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

水無川橋につきましては、県の管理河川ということで、一応、6月までは可能かというふうに協議はしているところです。

木綿葉大橋においても、去年の第1期工事については6月までかかったということもございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。税込みで3,827万8,588円。そうした時に、設計変更に対する3,800万円ですので、変更に対するヒアリング等、課内または他の課長さんたちとも話がされたんでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

ほかの課との打ち合わせというか、そういったのはしてございません。あくまでも地域整備課内の担当者と係長、課長への協議というか、そういったので決めております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。要するに30%を超えたら変更できないような規定があると思うんですけど、今、これパーセンテージを弾きますと28.4%、もうギリギリの線で増額になっているというように私は感じますけども。

やっぱり金額的に大きい変更契約になりますんで、我々、ここにいる議員は、全員内訳書もないし、図面もないしという形で対応しなくちゃいけないという観点からすると、ちょっと大きいのかと思いますけども、今後、そういうところの検討をしていきながら進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第32号水無川橋下部工工事請負変更契約については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第35. 議案第33号

○議長（荒川 孝一君） 日程第35、議案第33号水無川橋上部工工事請負変更契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第33号水無川橋上部工工事請負変更契約についてでございます。

本案件につきましては、令和5年1月定例会において、工事請負契約に際しての議決をいただいたところでございますが、契約金額の変更が生じたため、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 議案つづりは183ページになります。

議案第33号水無川橋上部工工事請負変更契約について御説明します。

1、契約の目的、水無川橋上部工工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、変更前、一金1億2,210万円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額1,110万円、変更後、一金1億4,319万8,201円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額1,301万8,018円。4、契約の相手方、住所、福岡県北九州市若松区大字安瀬62番地3、商号または名称、松田建設工業株式会社、代表者氏名、代表取締役松田正市。契約金額2,109万8,201円を増額する変更契約となります。

変更の主な内容につきましては、橋桁の搬入時などにヤード及び進入路が必要なため、敷鉄板のリース延長及び賃



料等の追加したこと、また、出水期前後の河川内作業路の設置、撤去費用の追加などが主な増額要因となります。

工期につきましては、令和6年度中の完成を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。お尋ねします。

金額が税込みの2,109万8,201円と、17.3%ですけども、要するに、下部工の、今、敷鉄板があります。

それも利用したような形になるんですか。それとも、上部工は上部工という形で計画されているんですか。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

下部工の仮設工についても利用はするんですけども、出水期前後においては、やはり撤去、設置の手間がかかってきますので、その分については上部工のほうでしたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。次に、前回、既設の橋桁に水道管が通っていたんです。本管が。これは、この上部工の中で水道管の工事も検討されるんですか。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

水道については、水道事業のほうで配管のほうはしますけれども、工事に当たっては、水道の支持金具、それについては上部工の時に同時に施工したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。私、最初に増額の話が出た時に、まだ仮設していないのに何でかと考えたんです。上部工がかかっていないのに。これは、恐らく図面とか、内訳書が来た時点で、ヒアリングされておれば、敷鉄板なんかも計上できたんじゃないかと思っておりますので、今後の課題としてお願いいたします。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第33号水無川橋上部工工事請負変更契約については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第36. 議案第34号

○議長（荒川 孝一君） 日程第36、議案第34号町道山江錦線（木綿葉大橋）下部工補修補強工事（2期）請負変更契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第34号町道山江錦線（木綿葉大橋）下部工補修補強工事（2期）請負変更契約についてでございます。

本案件につきましては、令和5年6月臨時会において、工事請負契約に際しての議決をいただいたところでございますが、契約金額の変更が生じたため、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 議案つづりは184ページになります。

議案第34号町道山江錦線（木綿葉大橋）下部工補修補強工事（2期）請負変更契約について御説明します。

1、契約の目的、町道山江錦線（木綿葉大橋）下部工補修補強工事（2期）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、変更前、一金1億1,165万円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額1,015万円、変更後、一金1億2,978万6,763円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額1,179万8,796円。4、契約の相手方、住所、熊本県人吉市西間上町810番地1、商号または名称、三和建设株式会社、代表者氏名、代表取締役佐藤圭。

契約金額1,813万6,763円を増額する変更契約となります。

変更の主な内容につきましては、P2橋脚部分の軟弱地盤対策として、大型土のうによる土留めの追加設置のほか、水替え工のポンプ設置日数及び交通誘導員の追加配置などが主な増額要因となります。

工期につきましては、令和6年6月を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。今の金額で、大型土のうに変更されたちゅうこと、それは、相良役場の担当の方と合同で確認されてからの変更になっているんですか。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

相良村さんは合同で立ち会ってはおりません。あくまでも工事については、錦町のほうで実施するというので、その確定金額をお知らせして負担金をいただくということになっております。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。普通の掘削から大型土のうに変更されたちゅうことになれば、やっぱり掘削して現地で確認して本当にずれるんだということで変更されたと思うんですけども、金額的に1,000万円近く相良役場さんも出されますんで、そういうところは電話かなんかで連絡して立ち会っていただくのも1つの方法じゃなか

ったかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

一応、協定といいますか覚書のほうを締結しておりまして、工事については町のほうで実施するというような形になっております。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第34号町道山江錦線（木綿葉大橋）下部工補修補強工事（2期）請負変更契約については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

### 日程第37. 議案第35号

○議長（荒川 孝一君） 日程第37、議案第35号錦町役場庁舎改修工事請負変更契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第35号錦町役場庁舎改修工事請負変更契約についてでございます。

本案件につきましては、令和5年5月臨時会において、工事請負契約に際しての議決をいただいたところでございますが、契約金額の変更が生じたため、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） 議案第35号錦町役場庁舎改修工事請負変更契約について御説明いたします。

まず、契約内容です。

1、契約の目的、錦町役場庁舎改修工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、変更前、一金6,567万円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額597万円、変更後、一金8,032万7,071円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額730万2,461円。4、契約の相手方、住所、球磨郡錦町大字木上西1007番地、商号または名称、マルナカ工業有限会社、代表者氏名、代表取締役中山正明。

こちら、工事につきましては、庁舎の周囲に足場を組みまして、外壁部など打診等により全面を検査しましたところ、設計段階における目視では確認できなかった改修箇所が多く確認され、改修箇所の増加に伴い工事費も増額となることから、変更契約を締結したく上程するものです。

資料を御覧いただければと思います。

1枚目を御覧ください。すみません。小さい図面でなかなか見にくいですが、よろしくお願いします。

こちら、1枚目の下の段が当初発注時の図面となりまして、上の段が打診検査後の図面ということになります。赤い囲みの部分がタイル浮きの箇所、また小さくて見にくいんですけど、緑の部分が爆裂補修する箇所、黄色の部分がタイル研り箇所となります。

2枚目を御覧いただきたいと思います。

こちら、真ん中の上のほう、凡例を載せております。1枚目が南側になります。2枚目が北側となりますが、図面上で比較しますと、南側の改修箇所が多いのが見てとれるかと思います。

次に、資料の一番最後の劣化状況写真を御覧ください。

写真の左側、上下のEとDがタイルが浮いた部分となります。外壁タイルが浮いた箇所につきましては、タイルを剥がして設置し直す方法を予定しておりましたが、目視確認では把握できず、改修が必要となった箇所が多く確認されました。当初の工法の場合、工期も大幅に伸びると共に工事費も増大すること、また、補修材の注入により対応可能な箇所も多かったということで、タイル浮きの部分に補修材を注入する方法に一部変更をしております。

黄色の箇所のタイル研り部につきましては、写真は右下の部分となります。こちらがタイル浮きがさらに進んだ状態で、こちらも下地調整やタイル張替えが必要となるような状況になります。こちらのタイルの補修で、直接工事費で約730万円の増額の状況となります。

また、写真の右上が、こちらが爆裂という状態になります。爆裂は、コンクリート内部の鉄筋が押し出されることで、コンクリートの剥離を発生させるものです。写真は爆裂の最も進んだ状態となりますが、こちらも下地調整、タイル張り替えなどの箇所が必要となりまして、このような箇所が78ヶ所ございました。このような状態に至らないまでも、モルタル補修する箇所も155ヶ所ございました。こちらの補修で約300万円の直接工事費の増額分となります。

そのほか、樹木の支障木処理の追加などを行いまして、合計で1,465万7,071円、22.3%の増額変更となります。

工期につきましても、施工箇所増加に伴いまして繰越しをお願いしたく、繰越明許費補正も併せて上程をしているところです。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 目視の時、課長、大体270万円ぐらいを使った目視なんです。これは双眼鏡か何かで見たんですか、それとも、何か別な方法であるんですか。高さが十五、六メートルありますもんね。

私だったら、高所作業車を使って打音検査したほうがよかったんじゃないかと思うんです。そうすると、変更の幅が、度合いが少なくて済んだんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

高所作業車の方法も確かにあるかとは思いますが、こちらの壁面が全部で2,700平米程度ございます。それも1階部から3階部まで上下に渡るもので、検査も動く範囲で綿密にしていけないといけませんので、高所作業車による検査も相当日数がかかるかと思っております。

工事におきましては、足場を組みまして、綿密にまた検査ができますので、そちらのほうが二度手間にはならない

といいますが、トータル的な工事費用も安く済むのではないかとこのところ、こういった方式にしております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。私が言いたいのは、要するに、高所作業車を使うと、当初8,400万円ぐら  
いあった予算が6,500万円に落札されているんです。そして、今、8,000万円に変えたわけです。だから、当  
初、高所作業車を使ってやったら、恐らく1億円ぐらいの工事費になっていたかもしれないです。この270万  
円を使って、100万円ぐらいう超過しても、そっちのほうが変更幅が少なくて済んだんじゃないかと私なりに考えて  
いますが、そのところはどうかお考えですか。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

設計の段階で、綿密に積算ができておれば確かに変更幅は小さくはなったかと思えますけども、金額的には、最終  
的にはこのような金額に落ち着いたのではないかと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 最後です。自分が心配したのは、要するに、8,400万円が6,500万円に落札さ  
れて、そして、元に戻らせんかという感覚で私は思っていたんです。そしたら、400万円ぐらいの差で増額になっ  
たと。将来的にまた、今は築30年ですんで、あと10年後、15年後、またそういうふうな補修が出てくるんじ  
ゃないかと、そこんところを心配したもんですから、一応、この次にされる時はタイルではなくて、もう全部剥いでし  
まって、リシン吹き付けとかって、そういうふうなことも、安く仕上げる方法もあるんじゃないかと思えますけど。

今後の課題として考えておいてみてください。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ございませんか。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 私も池田議員の意見に賛成であります。

それと思ったのが、これは指名競争入札でしたので、ほかの業者さん、何件かありましたけども、ほとんど同じ額  
の、近い金額が8,000万円前後の金額が出たと思います。そうすると、結果的に安く受注した人が仕事を取って、  
そういうことにならないように、やはりちゃんとした仕事を、当然、この業者さんもやってもらいますけれども、指  
名入札の制度がおかしくならないかと、ちょっと心配したところであります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御意見に関連してですけれども、入札の時には、最終的には、この受注された  
業者さんが打診検査で工事費用を算定していくということも見積もりの中に入れておりますし、図面のほうでも、あ  
くまでも参考の図面ということで、目視による確認しかしていないということで積算をお願いしておりますので、つ  
け加えさせていただければと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第35号錦町役場庁舎改修工事請負変更契約については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第38. 議案第36号

○議長（荒川 孝一君） 日程第38、議案第36号普通財産の減額及び無償貸付についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第36号普通財産の減額及び無償貸付についてでございます。

本案件につきましては、普通財産の貸付に関する案件でございます。適正な対価なく普通財産を貸し付ける場合は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めることとなっておりますので、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） 議案つづり186ページになります。

議案第36号普通財産の減額及び無償貸付について御説明いたします。

旧町立4保育所の土地などにつきましては、現在、貸付けを行っておりますが、令和6年3月末をもって貸付期間が満了となります。それに伴い、旧一武保育所を除き、期間更新による借受けの申請が出ております。併せて、その貸付料について、錦町財務規則第90条の2第1項に規定する額より低い価格で、また、旧中央保育所建物については無償で貸付けを行いたいということから、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めます。

議案の表を御覧ください。

所在、地籍、地目、面積については、記載のとおりとなります。

上の欄から、西保育園の土地となります。貸付料は、年額20万4,230円。契約の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。貸付の相手方は、錦町大字西18番地、社会福祉法人堀の口福祉会、理事長那須愛子です。

次の欄は、木上ひかり保育園の土地となります。貸付料は、年額10万7,350円。契約の期間は、先ほどと同様の期間。貸付の相手方は、錦町大字木上西145番地、社会福祉法人見真会、理事長浦本秀正です。

次の土地、建物につきましては、児童発達支援放課後等デイサービス、パステールの土地、建物となります。土地の貸付料は、年額14万980円。建物については無償となります。契約の期間は、2件とも先ほどと同様の期間となります。貸付の相手方は、2件とも、錦町大字一武2659番地24。有限会社パステール、代表取締役星原誠人です。

貸付料の算定に当たっては、土地の場合、固定資産評価額の4%と条例では定めておりますが、福祉目的というこ

とから、固定資産税相当額の1.4%で算定をしております。

建物につきましても、老朽化し、こちらも福祉目的ということから、これまで無償にて貸付けを行ってきているところで、今回も無償にて貸付けを行いたいというところ です。

以上で説明を終わります。

○議長(荒川 孝一君) 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 孝一君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 孝一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第36号普通財産の減額及び無償貸付については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 孝一君) 異議なしと認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

### 日程第39. 議案第37号

○議長(荒川 孝一君) 日程第39、議案第37号錦町農産物直売所等の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長(森本 完一君) 議案第37号錦町農産物直売所等の指定管理者の指定についてでございます。

本案件につきましては、農産物直売所等の指定管理が3月31日をもって期間満了となるので、新たに指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めするため、提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(荒川 孝一君) 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長(岩尾 和文君) 議案つづり187ページをお願いいたします。

議案第37号錦町農産物直売所等の指定管理者の指定について御説明いたします。

1、管理を行わせる施設の名称、錦町農産物直売所等。2、指定をする団体等の名称及び事務所の所在地、錦町農産物等直売所出荷協議会、熊本県球磨郡錦町大字一武1544番地1。3、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までです。

錦町農産物等直売所出荷協議会を指定管理者として指定いたします理由としましては、21年前の直売所新設当初から施設の運営に関わっておられ、本町の産業の発展に寄与されていること、また、年々売上げを伸ばしておられることはもとより、くらんどつながる市の開催やSNSを活用した情報発信、商品陳列の見直し、販売スタッフのマネジメントやミーティングを取り入れるなど、収益向上のための運営見直しを図られていること、併せて、新規会員も増加しており、今後の伸び代も十分見込めることから、前回に引き続き錦町農産物等直売所出荷協議会を指定管理者として選定するものです。

議案第37号の説明は以上となります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第37号錦町農産物直売所等の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第40. 議案第38号

○議長（荒川 孝一君） 日程第40、議案第38号教育長の任命についてを議題とします。

毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） この議案につきましては当事者でありますので、審議が終了するまで退席を許可願います。

○議長（荒川 孝一君） ただ今毎床教育長から申し出がありましたので、本件の審議が終了するまで退席を許可いたします。

〔教育長 毎床三喜男君 退場〕

○議長（荒川 孝一君） それでは、議案第38号教育長の任命について提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第38号教育長の任命についてでございます。

教育省の任命につきましては、地方教育行政への組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得て行うこととなっております。

現教育長であります毎床三喜男氏は、錦町大字西1948番地8にお住まいで、昭和33年7月8日生まれの65歳でございます。令和3年4月1日より教育長に就任いただき、令和6年3月31日をもって任期満了となりますが、毎床氏は人格高潔にて、教育、学術、文化に対し識見高く、教育長として最適任者であり、再任をお願いしたく提案をするものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第38号教育長の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は、原案のとおり同意されました。  
毎床教育長の入場を許可します。

〔教育長 毎床三喜男君 入場〕

---

#### 日程第41. 報告第1号

○議長（荒川 孝一君） 日程第41、報告第1号議会の委任による専決処分の報告についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 報告第1号議会の委任による専決処分の報告について、専第1号和解及び損害賠償額の決定  
についてでございます。

本案件につきましては、議会の委任による町長の専決処分に関する条例第2条の規定により専決処分いたしました  
ので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものでございます。

内容につきましては、担当課長が説明申し上げます。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） それでは、議案つづりの190ページをお願いいたします。

専第1号和解及び損害賠償額の決定について御説明いたします。

内容につきましては、第三者への損害に関し、損害賠償額を定め、和解をするものです。

まず、和解の相手方は、錦町一武にお住まいの方です。

和解の内容は、（1）本件事故における過失割合は本町を40%とし、相手方に対する損害賠償の額を4,884円  
とするものです。（2）として、今後、本件事故に関し、双方とも異議の申し立て、訴訟などは一切行わないことと  
しております。

事故の概要ですが、事故の発生日は、令和6年1月6日の午前6時50分、事故の発生場所は錦町一武上忠ヶ  
原の町道本別府線となります。

事故の状況ですが、相手方が仕事のため、町道本別府線を走行中、対向車と離合する際、町道陥没箇所  
でタイヤがパンクしたものでございます。

報告第1号については以上となります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許可します。質疑ありませんか。9番、池田議  
員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 道路管理者としての責任はなかったのですか。40%は本町が出すと言うんですけど、  
道路管理者からすると、道路の範囲であれば、そういう貫没というのは、要するに町で補修していないからパンクし  
たのであって、そのところはどうかお考えですか。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

議員におっしゃいますように、町の責任があるということで、町は40%の過失割合で定められたということ  
です。ただ、道路を通行する上では、道路の状況に応じた通行を相手方も必要ということで、相手方が60%の責任とい  
うことで過失割合が認定されたかと思えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） パンクされた方は素人の方で、道路管理者に対しての感覚もなかったんじゃないかと思うんです。これがパンクだからいいんですけど、もし人身事故になった時に大きな問題になってくるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） お答えいたします。

本町の過失割合がゼロというわけではございません。40%認定されておりますので、町の道路管理の上では、そういう形で、事故がないような形の管理は引き続きしていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。その道路の陥没した箇所は、その後、補修されましたか。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えいたします。

補修を以前お願いをしておりますが、まだ完了しているかどうか、今のところ確認はしておりません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

---

#### 日程第42. 休会の件

○議長（荒川 孝一君） 日程第42、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日6日から10日までを各常任委員会のため休会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、明日6日から10日までを休会とすることに決定しました。

---

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和6年第1回錦町議会定例会1日目の会議を散会します。

午後4時36分散会

---





令和6年 第1回 錦町議会定例会議録 (第2号)

招集年月日	令和6年 3月 5日	招集の場所	錦町議会議場		
開閉会日時及び宣告	開議 散会	令和6年 3月11日 令和6年 3月11日	午後 1時30分 午後 4時56分		
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号 氏 名		
出席議員 12名	1	出 谷 口 一 也	10 出 金 山 民 幸		
欠席議員 0名	2	〃 丸小野 聖 一	11 〃 高 田 孝 徳		
	3	〃 梶 原 誠 二	12 〃 荒 川 孝 一		
凡例	4	〃 早 田 和 彦			
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二			
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子			
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人			
	8	〃 岡 田 武 志			
	9	〃 池 田 秀 晴			
会議録署名議員	6	石 松 まゆ子	7 竹 田 農利人		
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課 長	山 園 琢 磨	農林振興課 長	有 瀬 耕 二
副 町 長		保険政策課 長	吉 田 誠 二	地域整備課 長	上 野 陽 一
総務課長	深 水 英 雄	健康増進課 長	森 山 毅 宏	農業委員会事務局長	高 波 昌 一
教育 長	毎 床 三喜男	税務課長	蓑 田 俊 哉	教育振興課 長	尾 方 良 一
会計管理者	白 川 裕 美	企画観光課 長	岩 尾 和 文		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

## 議事日程

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

午後1時30分開議

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第1回錦町議会定例会7日目の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、ただ今から一般質問を行います。

質問の順序は抽選により決定しております。

3番、梶原誠二議員、5番、吉田真二議員、6番、石松まゆ子議員、7番、竹田農利人議員、2番、丸小野聖一議員、4番、早田和彦議員の順となります。

本日は、3番、梶原誠二議員、5番、吉田真二議員、6番、石松まゆ子議員、7番、竹田農利人議員の予定です。

3番、梶原誠二議員の一般質問を許可します。3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 皆様、こんにちは。3番議員の梶原誠二です。ただ今議長より質問の許可をいただきましたので、令和6年第1回錦町議会定例会一般質問を行います。

今日は東日本大震災が発生した日です。13年前の2011年3月11日14時46分頃に発生した大規模地震は、最大震度7を記録し、東北3県を中心に甚大な被害をもたらしました。地震と津波、原発事故が重なる未曾有の災害で、2万2,000人以上が犠牲となり、いまだ避難生活を送られている方たちもおられます。各種産業は震災以前の水準には戻っていないと言われております。

また、西日本には近い将来に南海トラフ地震の発生が予想されております。その南海トラフ地震は、今後30年以内に70%から80%の発生確率で、被災範囲は静岡県から四国、宮崎県にかけてかなりの広範囲に被害が及ぶとされております。

この球磨地域においても震度5強が予想されております。消防署等の常備消防の充実により、火災等の対応はできていますが、風水害や地震等の広範囲の災害には即応体制が困難であることが、近年の大規模災害で実証されていることは皆様も御承知のことと思います。

これからは特に地域を熟知した地域の消防団の必要性はますます高まってくると思います。しかし、人口減少、少子高齢化による消防団員減少は全国的な課題となっており、錦町においても、2018年に8分団24部制から8分団17部制に再編されております。今後も、大規模化する災害時には不可欠な組織として、質問事項、消防団のこれからの在り方について、質問要旨1、地域防災の要としての組織体制及び運営についてお尋ねします。

質問内容としましては、2018年に8分団17部制に再編された経緯と、再編後の団員数において、各部当たりの人数が8名から37名とかなりの人員構成に違いがありますけれども、どのような理由及び目的をもって再編されたかをお尋ねし、あとは質問席にて行います。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず消防団の再編についてですが、他町村と同様、町においても人口減少が進んでおり、今後さらなる人口減少が見込まれること、特に若年層の町外への流出が顕著であること、就業構造が変化していることなどを背景に、分団によっては、特に新入団員の確保が困難な状況となりました。

そのため、平成21年度から消防団再編について検討が進められ、消防団幹部における協議、各区長への説明などを経てまして、平成27年度は第6分団が1部制に、29年度に1分団が2部制に、31年度に7分団と8分団が1部制に再編をされております。

再編については、限られた人員の中で地域の方から期待される、迅速で効率的な消防活動が今後も継続して行うことができるようにするため実施をされたものですが、また各部それぞれが地域との深いつながりがございまして、同じ分団内で各部の連携、協力のもと活動を行ってきた歴史的背景もございまして、また消防分団からの要望もございまして、現在の形で再編が行われております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 地域の実情に応じて再編されたということで分かりました。これからもますます人口減少が進んでくると思いますので、さらなる再編の検討とかそういったことも必要かと思えます。

全国的に消防団再編のことは、多くの市町村で検討されております。防災対応において安定した指導体制確保のための組織体制づくりは非常に重要かと思っております。また消防団は地域住民と密接な関係がありますので、本町においては、前回された再編方法と同様に、分団ごとの管轄行政区は変更することなく、部の統合で出動体制を確保していく方法がいいかと思えます。つまり、地域の方との密接な意見交換によって、地域に密着した体制がいいかなと思っております。

人口減少に伴う団員減少はますます今後進んでいくと思えます。大幅な再編は指揮命令系統の組織運用にも影響しますので、私の案としては、当分の間は6・7・8分団のような部の統合がいいかなと思っております。再編の提案については、この後、7番議員からもされますので、そちらにお願いしたいと思います。

次に、各分団の運営についてお尋ねいたします。

全国的にも課題になっておりますが、各分団運営費として各地区で負担していただいている状況、地区活動費、地区助成金、後援会費など地域ごとに名称は違いますが、これらが寄附行為に当たるということで、消防団員は非常勤特別職の地方公務員になるので、地方財政法上の規定に抵触するというので、今後、地区助成金等が影響を受け、これから費用面で非常に厳しい状況になることが見込まれております。その消防団員の非常勤労働に対する年間報酬は3万6,500円です。これは労働者の賃金を例えれば、熊本県の最低賃金が898円ですけれども、これで割ると年間約40時間の労働対価となります。これではほぼボランティアというような金額ではないかと思えます。まさに消防団はボランティア精神で地域を守る組織とも言えるのではないのでしょうか。

近年の大規模化、多様化している災害においては、救助活動、避難誘導や避難所支援等、多彩な役割が求められます。地域で機動的に動けるマンパワーとしての消防団は欠かせないものと思っております。これからの災害対応における必要性の高まりに反して、減少を予想される運営費、このままでは団員の結束力の低下を招くことになるかもしれないというふうに思っております。各分団の運営経費を精査され、分団助成金の在り方を検討するか、地区からの活動助成金や後援会費等の法的整理による存続の可能性を図るなどの対応を早急に行っていただきたいというふうに

思っております。

施政方針に、地域防災の要である消防団とあります。その消防団の組織力が低下することのないような運営の在り方を検討されることを重ねてお願いしたいと思います。

それと、団員の活動負担の軽減のための行事見直しも必要かと思っております。例えば操法大会や年末警戒の見直しなどです。

以上を述べましたけれども、これに対する組織編成及び分団運営費の在り方についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

組織の再編につきましては、ただ今議員がおっしゃいましたように、分団単位の再編があればそういった形になるかと思っておりますけれども、現在のところ、特に各部でありますとか分団から再編についての要望等は出ておりません。ただ再編から5年程度経過しておりますので、今後、その再編についての要望については注視していく必要があるかなと考えているところです。

消防団の運営につきましては、各必要な装備や活動に係る資機材は町で準備して、あとは団員への報酬、出動手当など、そちらも個人支給に今年度の末から正式に移行しております。分団においては、そういった個人の報酬なども運営の一つとして考えられていた部分がありますけれども、そういったところも今後の見直しの重要なポイントになるかなというふうに考えているところです。

現在、詰所など必要な維持管理についても各分団で運営されているということなので、そういったところも含めて見直しが必要な時期かなと思っているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 回答ありがとうございます。

今一つ質問の内容としましては、現在、各分団で収入源になっております後援会費とか、或いは分団によっては活動助成金とか、そういった名称で各地区から助成金がなされています。それも貴重な、重要な分団運営の財源になっていますので、その付近の取扱いも、ネットでも見ましたけれども、寄附金の取扱いで、法律上ではちょっと厳しいかなということが書いてありましたので、その寄附金の取扱いについてどういうふうに考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） お答えいたします。

ただ今の各地区からの後援会費等の取扱いですけれども、確かに非常に整理がなかなか難しい部分はございますけれども、特に町が本来、支出すべき経費については、そういった地域からの助成はあまり好ましくないかなとは思いますが、ただ普段活動される中で、その支援として後援会からの助成金もある程度必要な部分はあるかと思っておりますので、そこら辺の整理は併せてしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 分団運営費の内容をもう少し精査していただければと思います。

あとは寄附行為としての取扱いですね、この解釈に対する法的な整備をしていただいたほうがいいかなと思ってい



ます。そうしないと、このままではなかなか寄附金も、寄附金というか助成金というか、後援会費が受けられない状況になってくれば、非常に困った状況になりますので、その付近の行政として法的な解釈の整理といいますか、名称を変えればできるとか、或いはそういったその付近をちょっと検討願えればと思いますので、よろしくお願ひします。回答お願ひします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

今そういった事例を見ますと、完全にその地域からの助成金が完全にだめという形ではないのかなというふうに思っておりますので、そこは法的な整理をちゃんとしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） それと、もしもこの運営費の内容が減少することになれば、それと併せて消防団の行事、非常に負担がかかっている、操法大会とか年末警戒、この付近を運営費の増減によって、その辺の調整も是非お願ひできればと思いますので、これは提案として申し上げます。

次に、質問事項2、自主防災組織と機能別団員についてお尋ねいたします。

まず、自主防災組織はいつから組織されたのか、それと組織率ですね、それについてお尋ねします。2つ目に、自主防災組織員はどのようなメンバーかということと、令和5年度の自主防災組織の研修及び訓練内容、次に町民において自主防災組織の認知度はどれくらいあるかと思ひますかということの4点について質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

自主防災組織は平成8年から各行政区ごと全26区全てに組織をいただいております。組織員としましては、地区の役員の方々を中心として組織をいただいております。

令和5年度の研修訓練内容でございますが、昨年11月12日に防災訓練を実施しております。防災訓練では球磨村防災管理官の中渡様に防災講話をしていただきまして、その後、消防署や日本赤十字社など関係機関の御協力のもとに救出救護班、消火班に分かれて訓練に参加をいただいております。そのほか、県防災課からの御協力により各区に参加いただきまして、各区の防災計画を作成いただいております。また、地区独自に活動されている組織もあります。

自主防災組織の認知度についてでございますが、各行政区で組織いただいておりますので、現在の組織員の方も相当数いらっしゃいます。また、各区の役員の方々交代される際には、次期役員の方に組織メンバーも交代をさせていただきます。平成8年から組織されておりますので、役員経験者の方もかなりの方々がおられまして、役員をされた方は認知が進んでいるのかなと思ひます。ただ、こういった活動に特に参加されたことがない方については、御存じない方もいらっしゃるのかなと思ひます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 私も今、地区の役員をしていますので、昨年、自主防災組織で防災訓練に参加させていただきました。ただ、参加を呼びかける中に、そういった役をしていたのかといった認識のない方が非常におられましたので、やっぱりこう年2回の訓練で呼びかけるだけなので、そういったことかと思ひます。

次に、これを関連に併せて、令和6年度の当初予算の消防費の中に、防災士認証登録負担金、これが計上されていますけれども、現在、防災士は何人養成されていますか。それと、それは職員なのか、一般町民なのか、それについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

防災士につきましては、消防団に所属する職員が10名、町民の方が5名の、15名の方が専門課程を受講いただきまして、試験に合格されて登録されています。ということで、15名ですね。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） それらの防災士は現在、どのような活動をされていますか。また、今後どのような活動を考えておられるかお尋ねしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） お答えいたします。

防災士の活動と申しますが、地域における防災に関する啓発活動でありますとか、災害時におきましては避難誘導や救助活動、避難所の運営などが想定されるものでございます。今のところは職員が10名で、職員は各部署、町内の災害対応に当たるという関係で、なかなか地域で活動できる場面はなかなか少ないかと思っておりますけれども、町民の方も5人いらっしゃいますので、そういった方がどんどん増えていけば、地域の活動に貢献していただけるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 今のところ、主だった活動はないということをお伺いしましたけれども、地域における防災体制は、常備消防による公助と消防団及び自主防災組織による共助から成り立っております。その共助のベースとなる自主防災組織ですが、先ほど申しましたように、本町のメンバーは、構成が行政区の役員であり、そのリーダーである区長が2年に1回交代、或いは地区役員が毎年交代という組織構成です。だから、余計、構成メンバーの認知度も低くなるのではないかと考えております。

活動の活性化を図ることの提案として、地域を熟知されている、今の機能別消防団員というのもおられると思っておりますけれども、この方たちにできれば防災士の資格を取っていただいて、管轄の地区の、機能別消防団員は団ごとの区分されているんですね。その団ごとの区分されていますので、できればとっていただいて、その地区の自主防災組織のリーダーとして配置させていただくことはいかかなものでしょうか。防災体制では消防団は自主防災組織の中核的な組織としても位置づけられております。その防災士としての機能別団員が、平時は自主防災組織の研修・訓練の指導役になったり、災害時には自主防災組織の指揮を執るなどの経験に基づいた役割として進めていただけますので、それについてのお考えをよろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

一般の町民の方で、防災士の登録されている方の中にも消防分団長経験者の方もいらっしゃいますし、また議員言われるように、機能別消防団員の方がこういった防災士の登録をしていただければ、そういった地域の防災活動により貢献していただけるのではないかと考えておりますので、それは検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 是非機能別消防団員イコール防災士という役割を自主防災組織に生かしていくような取組をお願いしたいと思います。

それと、自主防災組織との関連がありますけれども、木上地区の備蓄倉庫ですけれども、これ本町のハザードマップで見ますと、土砂災害特別区域にあるというふうに図面上、見受けられますけれども、当地域が被災した場合、この備蓄倉庫が使えない可能性が非常に大きいと思います。よって、この備蓄倉庫の移転の考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） お答えいたします。

今のところ備蓄倉庫についての移転の予定は検討しておりません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 先ほど申しましたように、ハザードマップ上、土砂災害の特別警戒区域にあることを再度認識されて、いざという時のために検討をお願いしたいと思います。

次に、質問要旨3、大規模災害時の通信手段についてお尋ねいたします。

近年の大規模災害、東日本大震災、人吉球磨の7月豪雨など、そのときに携帯及びインターネット回線が一時不通になり、災害時に重要な被災情報収集に支障をきたしたことがあっております。電源さえあれば全国どこにでもつながるアマチュア無線の活用が現在、災害時にも有効ということで見直されております。近年の大規模災害時の通信障がいを起こさない機器として、I P無線機も多額の費用を投じて導入されておりますが、これもアクセスが集中した場合にはつながりにくくなるとか、またインターネット環境下外では使用不可となっております。現在の通信機器をカバーするものとして、アマチュア無線の活用を取り入れていただきたいというふうに思っております。本町役場にはクラブ局があります。コールサインはJ E 6 Z Rです。なお、基地局の固定器とアンテナも保管されているということですので、あとはFMトランシーバーを5台ほど導入していただければ稼働できるものと思います。

また、人吉球磨地域には人吉球磨アマチュア無線災害ネットワークが存在しますので、それと連携することにより広域的な情報通信網として活用できると考えますので、是非検討をお願いいたします。

アマチュア無線クラブ局の再開について、前向きな答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいますように、現在、消防団との通信手段につきましては、I P無線機を配備をしているところで、I P無線機につきましては、複数人で通話ができる、また電話を取らずに通話ができること、あとGPSなど拡張機能が可能であること、また免許がなくても使える利点がございまして、非常に便利かなと思っております。

ただ、おっしゃいましたように、携帯電話の基地局がない場所では使えないことなど、デメリットもあります。原則は、このI P無線機を使用しながら、デメリットを補う意味でも、色々なチャンネルに応じた通信手段の活用も検討できればいいかなと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 再度申しますが、この役場にはクラブ局がありますので、課題な投資をする必要もなく運用できますので、できれば、ただ免許が要りますので、免許所持者が役場では4名ほどおられるということと、この議員の中にも3名ほどおられます。町内当たればかなり人がおられると思いますので、せっかく基地局が開局してあるので、活用を前向きにお願いしたいと思います。それについて、ちょっと答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） お答えいたします。

先ほどと同じような答弁になりますけれども、IPの無線機にもそういったデメリットがございますので、補完的な活用を検討していければと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 消防団と併せて、色々なことを地域防災について申し上げましたけれども、是非前向きに検討をお願いしたいと思います。

消防団活動は災害時の活動が非常に重くなっております。格言に、天災は忘れた頃にやってくるとありますけれども、現在のようにどこかで毎年災害が起きていることから、天災は忘れる前にやってくると言われております。今後とも南海トラフ地震の懸念など大きな災害が予測されておりますので、是非消防団運営費補助、或いは通信機の利用拡大とか、そういったことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原誠二議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後2時10分から開議します。

午後2時01分休憩

午後2時10分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

5番、吉田眞二議員の一般質問を許可します。5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 皆さん、こんにちは。5番議員の吉田眞二です。議長の許可を頂きましたので、令和6年第1回錦町議会定例会一般質問をさせていただきます。

先ほど、梶原議員の中にもありましたけれども、13年前の3月11日、東日本大震災で多くの方々が犠牲になりました。また、今年1月1日、元日にも能登半島地震が発生、多くの方々がお亡くなりになりました。災害が起きないように、ないようにとお祈りしますが、改めて災害は、時と場所を選ばないと強く思った次第です。

そこで、今回は災害が発生したときの地域住民を守ると対策について、備えと防災についてを中心に、質問、要望をさせていただきます。

それでは、通告書に沿って、これより質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） それでは、自然災害から地域住民を守るについて、要旨1、球磨郡全体での治水対策が必要と考える。球磨川に流れ込む水を減らすため池（公共施設にため池）と、そしてダム等の考えはないかについてお尋ねいたします。

そこで、3点についてお尋ねいたします。

1点目に、球磨川に流れ込む支流域にため池を、熊本県に要望はできないかについてお問い合わせいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

球磨郡全体での治水対策としては、熊本県が芦北、八代、人吉地域を含む球磨川流域全体を対象とした緑の流域治水を推進しており、その取組内容はハード事業として、河道掘削をはじめ流水型ダム、市房ダムの再開発、遊水池、雨水貯留雨水浸透施設、いわゆる雨庭の整備のほか、水田の貯流機能向上、森林整備など、それからソフト事業としては、河川監視カメラの設置、個別受信機や防災マップの配布、防災訓練の実施などを治水対策の事業として進めています。

その中の水田の貯流機能向上では、ため池の補強、有効活用などの取組もありますが、現在のところ、主に田んぼダムの推進が図られているところです。

質問議員が言われます支流へのため池や遊水池の整備については提案として受け止め、国や県へおつなぎしたいと思えます。

また支流ダムについては、県が行います砂防事業が進められており、本町においては、令和6年度に高柱川の最上流部にある堰堤に流木捕捉施設の設置が計画されています。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。ハード面、ソフト面の事業として取り組んでいただいているということでございます。ため池遊水池等整備については、あれば要望いただくということでございますけれども、2月1日に私どもの土地改良区のほうで、土地改良区南部のほうの会議が、現地視察がありました。

その折、私ども、今まで錦町土地改良区は入っていなかったんですけども、参加をできるということで、水無川中流域の遊水池、これは、私、何回か質問させていただいているわけでございます。そこで土地改良区といえば農林水産関係ですけども、県庁のほうから土木部の方も出席を頂きまして、色々、私ども、本来は取り入れ堰、今回補正で出ていますけれども、そういう関係をお願いするべきなんですけれども、どうしても中流域の遊水池ということで、要望ということでできないでしょうか。ため池等ということでお願いしたら、まずもって町のほうにお願いしますということで、何回かは要望はしているんですけども、町を通しての要望は重々分かっておりますので、その点については、もう町のほうにお伝えしておりますので、どうか災害から守るということをお願いしたいということで、土木関係のほうにはお願いはしたわけでございます。

色々取り組んでいただいているということでございます。色々、今までも述べているわけですけども、どうしても下流域のことを守ることが第一ですので、そういう地権者の方も、もう数回にわたって災害を受けているので、そういうところもお願いできるなら、していただいてもいいよというようなお話も頂いておりますので、どうかその点も酌んでいただいて、先ほどありましたように県への要望、強くお願いをしたいというふうに思いまして、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目に、これ、総合グラウンドを大雨時に一時的に遊水池にできないかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

熊本県が計画した緑の流域治水においては、学校施設のグラウンドや公共施設のグラウンド等にも、一時貯留施設としての機能を持たせる計画が策定されているようですが、現在のところ、県からの事業内容の説明は行われていま

せん。

どのような対応策となるのか、どのような財源手当があるのかなど、未知数のところでありますので、今後において説明がなされた場合には、本町に限らず球磨管内全域の公共施設での貯留施設対策を検討することになると思われま

す。御提案のありました、総合グラウンドを一時貯留施設として活用するためには、幾つかの対策が必要と思われま

す。一方、一時貯留施設として整備した場合には、排水機能が悪くなり、グラウンド利用者の方々への利用機会の低下などのデメリットもあると思われま

すので、あくまでも健康づくり、スポーツ推進の場所としての社会体育施設です

ので、目的外の利用に対する対応については慎重に検討する必要があると考えております。

以上です。  
○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。  
○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。私もグラウンド、町民の方の健康増進と、色々そういうので、今、言われたように目的外に使うのは、ちょっといかなものかということでございますけど、これ、また3点目の後に申し上げますけども、どうにかしてこの水を、下流域の球磨川のほうに持っていかないための一つの案といた

すか、公共施設、先ほどありました雨庭、もう12月議会のときに要望もしておりますけども、色々な面で努力をしていただける、公共施設もやっているんだというような姿勢を見せていただければなというような思いです。

もちろん、グラウンドに水をためたら、排水をさせるのが一番でございます。それを真逆のことをやろうということ

ですので、本当にデメリットがあるかと思っておりますけども、私、先ほどから述べていますように、球磨川に行く水を

遅らせるという意味の要望でございますので、もしも、そういう検討があるということであれば、積極的と言いま

すか、グラウンドの提供のほうも考えていただきたいというふうな思いでの質問でしたのでよろしく願いいたします。

続いて3点目でございますけども、くらんど公園を大雨時に一時的に遊水池にできないかについてお尋ねいたしま

す。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

くらんど公園の現状を申し上げますと、グラウンドゴルフなどをされる芝生広場、その東側に調整池がございます。大雨時には、芝生広場にも相当量の水がたまり、南東側の集水桝から一旦調整池へ流れ込み、芝生広場と調整池の間

にございます排水溝に流れ込むようになっております。

御質問のため池としての一時利用は考えられないかでございますが、例えば現在の調整池を浚渫し、ためる容量を増やすことなど考えられますが、既存の排水溝の排水能力或いは調整池の周囲に安全柵がないこと、また幅広い利用、活用が行われておりますので、その辺も懸念いたしますと、慎重に考えていく必要があると考えま

す。

以上です。  
○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。慎重に考える、これは本当、当然でございます。先ほどのグラウンドの件でもですけども、10センチでも20センチでも、それと、くらんど公園、これは本当に、もう今、答弁

いただきましたように、排水が大変悪うございます。

排水を、本来なら出す努力をしなきゃならないところなんでしょうけども、あそこに排水のところに、田んぼダム

で使う穴空きの板では通用しませんので、コンクリート製でもいいですので、そういうのをつけていただいて、言わ

れました調整池ですか、そこに浚渫してということもありますけども、これ、先ほども言っておりますけども、何回も言いますけども、球磨川に水を行くのを減らすために、どうにかあそこにためて、全て埋まるようにとは言いません。50センチでも、あそこにためていただいて、どうにか水を止めることができないかということでございますので、よろしくお願ひします。

先ほどの総合グラウンドの件ですけども、体育館側だと思っております。あちらのほうにコンクリート、或いは移動ができるようなやつで、10センチでも20センチでもということもありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

先ほど、1点目のため池等できないかということですが、先ほど言いましたように、土地改良区のほうで行ったとき、そのときに百太郎溝さんです。百太郎溝さんが、水無川で大雨時には、一回、あそこで落水されます。そしてサイホンを通して山仁田のところで、また今度は大谷川から来る水を、今度は百太郎を両方閉め切って入らないようにされるわけでございます。

そこを閉め切る関係で、今度は一武地区のところが崩れたり、大雨で来ると途中が、流入してくる水がはけないということがあります。

それで、一武地区の忠ヶ原辺りが災害に遭うのかなというふうに思っているわけですが、そこで県のほうに御提案が、その会議の場であったんですけども、16分館、原村辺りで、もう一回水無川のほうに戻すことはできないだろうかと、そういうことです。

なるほどなというふうに聞いていたんですけども、そうすることによって、一武地区の忠ヶ原辺りの災害も少なくできるのかなというふうに思っておりますけども、そうすることによって、やはり、今度は水無川に行く水というのは増えてくるということもありますので、先ほどの1点目のため池、或いは、私、個人的でございますけども、上流域にダムというのは、以前からお願ひしているわけでございますけども、そういうのもダムに抵抗のある方もいらっしゃるんですけども、守るためにはそういうのも必要じゃないかなというふうに思っております。

球磨川の大水、どうしても球磨村、或いは人吉が災害に遭うということが報道されて、現実になんですけども、我が町、錦町も、西地区の7分館、8分館、一武地区の9分館、それに木上地区の24分館も被害に遭っております。

特に、その3地区の7分館、8分館、9分館の浜川地区、24分館の十日市辺りが被害に遭っているわけでございますけども、そういう被害をなくすというための取組でお願ひをしたいというふうな思いでございますので、そのところも酌んでいただいて、被害を、絶対もう出さないんだという思いでできたらなというふうに思っております。

今現在、五木のほうでダムをお願ひしますというようなことでお願ひしているわけでございますけども、流域でございますので、錦町もそういう努力、もちろんされていると思っておりますけども、さらなる努力をやっていただきたいと、そして災害を減らしていただきたいと、二度とああいうのがないようにお願ひしたいと、令和2年の豪雨災害のときに、中央線の球磨川の球磨川鉄道の先の空き地のところで、夕方だったかと思ひます。浜川地区の方がおられて、本当に肩を落としておられました。本当に湖だなというふうに思ったんですけども、この水を、本当どうにか少なくしなきゃならないという思いですので、農家の方も田んぼダムで協力を頂けるといふふうに確信をしておりますし、個人の方も、バケツ1杯でもいいんだというような思いで協力いただければと思ひますので、どうか行政のほうも、そういう、十二分に理解されて努力はされているとは思ひますけども、そのところも酌んでいただいたの要望、お願ひでございますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

これは、3点です。今、述べさせていただきました。町長にお尋ねいたします。この3点についての町長の御意見をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） ただ今の3点ほど質問がございましたが、すいません。土曜日の日に、我々首長、それから地域の代表者を呼ばれてっていいですか、五木の現地の視察がございました。私は、もうあれで今回2回目で見に行くわけですけども、要は、今、質問議員おっしゃいましたけれども、令和2年7月の豪雨によって、いわゆる国土交通省が流化能力を大幅に変えた。従来は、毎秒の5,700トンでございました。それが、先ほど言いますように雨が降ったことから、計画流量、計画の目標流量を毎秒1,900トン増やして7,600トン、毎秒7,600トンの計画目標流量を定めたわけです。

結局、それを流すためには、下流の人吉、球磨村、芦北、八代ですけども、その流化能力が5,700トン、600トン流れると球磨村のほうも7,600トンあれば、もう何ら調整する必要もなかわけですけども、その中で人吉地点の流化能力というのは3,000、極端な言い方だと3,600トンほどしかありません。4,000トン、7,600引く3,600、4,000トン、この4,000トンを、人吉の以前で調整して、そして3,600トンに合わせるような形で流していくというのが計画です。

その大きな柱となるのが川辺川の流水型ダムです。これが3,100トン調整、カット能力がある。あとの900トンほど残りますけれども、あとの900トンも、今、反対の署名運動もあっておりますけれども、遊水池とか市房ダムの再開発とか、或いは河川のかさ上げとか、或いは掘削とかです。そういう田んぼダムも含めてですけども、そういうのを含めて900トンありますので、それをやりましょうというのが全体の流化能力を、経過能力を、流量を流すための方策なんです。

今、問題になっておりますが、まだ柱となります8割ほどが川辺川ダムが、流化調整能力の8割は川辺川のダムですから、これができないことにはどうしようもないわけですから、これもまだ、できるかできないかも分からない。

結局、五木それから球磨、相良、今、反対されておられますので、これができるかできないかも分からない。だから、その段階で余り先行して、がたがた言う必要もないしって私は思っているところでございます。

今回、その例の、今おっしゃった西下須から浜川、それから平岩の一部、そして対岸の十日市付近です。約180から200ヘクタールほどありますけれども、あの地域を遊水池として一時的にためましょうというのが今の計画なんです。

私は、先ほど言いますように全体で900トンですので、遊水池も含めてですので、全体で、今おっしゃったような緑の流域治水をみんなでいただければ、そうは、そのグラウンドを一時的にためたりする必要は、私は今のところないんじゃないかなと私は考えております。

ただ、今おっしゃったように、みんなで協力してカットしていく。特に田んぼダムです。これは効果があると思いますので、そういうようなやり方をしていかなければならないと思っております。

今後においては、先ほど言いますように、全体で緑の流域治水、山も含めて、これはしっかりと真剣に考えていくということが一番大事と思っておりますし、何をさておいても一番の8割以上のカット能力を持つ、このダム、これをしっかりと皆さんで考えていただければなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。

ただ今頂きましたけれども、ダムができてからのことかなと。900トンということはですね。ダムができるのが、すぐすぐにできるということは限りませんので、先ほどもありましたように、災害はいつやってくるか分からないと



ということです。今年降るかもしれません。

そういう関係での、私は、そのグラウンド等を申し上げたわけでございます。それまで、ダムができるまで大雨等がなければ、それは幸いで、それにこしたことはないんですけども、ダムが仮に、五木、相良さんの了解が出て、できてからなら、私もそのグラウンド、或いはくらんど公園をため池にというのは、余り考えておりません。

それまでにできることということでのお願いだということ、私はお願いしたということでございますので、できるまでというか、先ほども言いましたように、五木、或いは相良村の了解が得てからですけども、それと同時に、先ほど町長のほうからもありました遊水池、これも遊水池にならないために、令和2年も本当に田んぼが沈んで、国土交通省のほうは農作物を作っているですよということですけども、私もあちらのほうに、稲刈りのほうに行ったわけですけども、見た目は全然どうもないんですけども、稲の葉っぱ、産毛等がついて、土がひっついております。それがコンバインの中で熱を持ち、粘土状になって、大分な修理費を出したというのが私も経験しておりますので、見た目じゃないよというのを私も言いたいんですけども、先ほども言いましたように、ダムができるまでのそういう思いでの私の要望、或いは質問でございましたので、そのところをお酌みいただきたいというふうに思っております。

それでは、要旨2に入りたいと思います。

消防団員・住民への小型車両系建設機械、整地等或いは解体ですけども、運転特別教育修了証取得に支援はないかについてお尋ねいたします。

地域住民の生命・財産を守っていただいております消防団員の皆さんと、希望される住民に、小型車両系建設機械（整地等・解体）運転特別教習の修了証の取得についての考えはないかについてのお尋ねでございます。

冒頭も申し上げました、1月1日に石川県の能登半島地震が発生しました。たくさんの方々が住宅の倒壊等で命を亡くされたというのは、テレビ報道などで皆さんも御存じかと思っております。

その中で報道を見てみますと、道路上に住宅が倒壊して道路を塞ぐ等の映像が流れておりました。本当、改めて自然の力というのは強いんだなというふうな恐怖を感じたわけでございます。

そこで、住民の声として、道路を通って先のほうの住宅に行きたいんだが、住宅、倉庫が路上に倒壊して通れない。どうかして先に行きたいが、自分たちではどうすることもできないという、その中に高齢者の方々がおられました。

もちろん倒壊している住宅についても、個人の財産というのは重々に理解しているわけでございますけれども、行政の支援でやっていただくというのも、緊急の場合は無理のところもありますけれども、地震等の広域で、すぐすぐの対応というのは困難かなというふうに思っております。

そこで、こういう地震というのが能登半島で起きているわけですけども、本町にも活断層があるとお聞きしております。

改めてお聞きします。どこに活断層があるか、どこからどこまでが断層があるのかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

活断層につきましては、ちょうど一武地区であります。私の住んでいるところでありまして、その南側の、今、ちょうど南部農道がありますけれども、そちらに沿うような形で、錦から湯前のほうに南縁断層が走っております。それが活断層かと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。私も活断層があるという不安をあおるつもりは、毛頭ございません。地域の方も活断層があるんだというのは、もう重々理解をしておられるということでございます。

そこで、人吉・球磨全体が地震に見舞われたときに、町内の道路上にも撤去しなければならないような事態が起こるというふうに思っております。

そこで、2点ほど伺いたします。

1点目に、災害等で活動いただく消防団員の方、先ほどの質問にもありましたけれども、本当に一生懸命頑張っております。そこで団員の方に、先ほど言いました小型車両系建設機械の整地或いは解体の特別教習の修了証の取得に支援はできないかということでお尋ねいたします。

写真をよろしいでしょうか。これは修了証の写真で、次に小さくて見えないんですけども、整地と解体の免許証と言いますか、特別教育の修了証でございます。

私も人吉市の職業訓練校の跡地で、この講習を受けたわけですけども、お金もかかりますし、1点につき2日ぐらいの教習の日程がかかっております。

本当にこれを持っていたら、先ほどもありましたけれども、無免許ではできないと思いますので、こういうところについての支援はできないかということについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

自然災害などが発生した場合の建設機械の土砂撤去、あと整地等の作業が必要となった際には、錦町あんしん安全協力会の御協力で、資格専門知識、あとは経験をお持ちの方々に派遣をいただいております。作業に当たっていただいております。

現在、協力会のほうに依頼しまして、円滑に御対応いただいておりますので、今のところ、そういった支援の考えはございません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。私が言っているのは広域で、人吉球磨が能登半島のように交通の全部、よそから入ってくる道路が壊れたという場合、本当、あんしん安全協力会の方々は、やはり、もうちょっと大きなスケールで対応していただけるのかなと思っております。

ここで、2月29日の熊日の記事なんですけれども、消防の重機が半数超が使用できなかったというふうに載っております。

本当に道路が壊れていて行けなかったということでございますけれども、なぜかという、行けなかったことは手作業による慎重な操作が必要だったなどということが要因として上がっていると。運用の仕方が問われることになっているという記事が載っているんですけども、中でも発生直後から障害物で通れない道を開通させるなどして活躍したところもあったというふうに伺っております。

そういうふうに活動できなかったということでございますけれども、早くから専門技術を持ったボランティア集団が重機で活動して、現地で活動したボランティアの一人が言われるには、消防が十分に重機を使えていれば、もっと助かった被災者がいたのではないだろうかというふうな記事もあります。

その消防関係の大きな車等が通る場合、広域に災害が発生した場合は、あんしん安全協力会の方々が本当に一生懸命やっただけなんですけれども、小さいところ、消防団、地域のことを十分に理解して、ここが通れなかったら

この農道があるよとか、そういうのも本当に隅々まで知っておられるのが消防団じゃないかなというふうに思っておりますので、その方たちが重機を使って先に行けるような先導役を早くからやっていただければ、被害も最小限に食い止められるんじゃないかなというような思いでございます。

町内には、リース会社さんもございます。そういうところで酌んでいただいての対策支援というのも考えていただきたいというふうに思っているわけでございます。

消防の方です。本当に一生懸命頑張っておられるということは、先ほどの一般質問にもありましたように理解しているわけでございますので、そのところも酌んでいただければというふうに思っております。

2点目ですけども、同じような観点ですけども、自然災害時に早く撤去して生命・財産を守るためにも必要と考えております。

その中で、今、農業関係では農地水の多面的機能支払交付金事業で、農地の法面補修や水路の土砂上げ撤去、多面的支払交付金事業にも重機等を使用する機会が増えていていると思います。

そのときも、やはり資格というのが必要でありますので、農地は維持管理をしていかなければならないのですけども、やはり、こういうところでも高齢化が進み、自分の住む地域は自分たちで守るという思いを持っていても、なかなかそういう力仕事は困難になってくることもあるかと思えます。

そこで消防団もですけども、希望する地域住民に小型車両系建設機械、同じく整地解体の修了証の支援はできないかについてお尋ねいたします。これも消防団と同じかと思えますけども、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

そういった技能講習を受講されることで、町内にはそういった資格をお持ちで作業に取りかかることができる方が増えるというのは、大変便利なことであるかと思えますけども、ただ、今のところ、具体的にそういった取得について支援を検討はしている段階でございません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） どちらも今のところ支援をするのではないと。言われてみれば、自分の免許でございますので、自分で取得してくださいということかなと思えますけども、私が取ったときは、そういうふうな出張での講習等がありましたけども、今現在は、なかなか熊本市内等に出かけていかなければ、そういうのが取れないということでございます。

そういう免許があれば、もしも仕事を探している人が錦町のあんしん安全協力会の会社に入ることもスムーズにいくのかなとは思いますが、何よりも免許を持たなければ動かせないというのがあるかと思えますので、今後、そういう他の地域でもそういうことがあるようであれば、お考えのほうを頂きたいというふうに思って、次の質問事項2のほうに入らせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 吉田議員、ちょっとよろしいでしょうか。

ここで暫時休憩とします。

午後2時45分休憩

.....  
[東日本大震災黙祷]  
.....

午後2時47分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 続きまして、質問事項2、錦町のリユースの取組についてをお伺いいたします。

要旨1といたしまして、リユースの現状についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） リユースの現状についてお答えいたします。

2000年に地球温暖化、資源の枯渇、ゴミ対策に対応するため、国は循環型社会を目指して循環型社会形成推進基本法を制定しました。

リユースは形を変えずに繰り返し使うことで、生産に必要な資源やエネルギーを減らすことができます。

普段の暮らしの中では、郡内のリサイクルショップ、インターネット上のオークションサイトで中古品の販売が行われております。町内では、西校区婦人会によるフリーマーケットが定期的に開催されております。

民間の事業活動としては、中古車販売や農機具販売、中古不動産販売などがあり、個人の消費活動では、ベビーベッド、子ども服、学校の制服、通学用自転車などは兄弟のお下がりなどで、日常的にリユース活動は行われていると思います。

町が主体となる取組につきましては、保管場所の問題や住民のニーズにあったリユース品の収集、リユースされずに余ったリユース品の廃棄処分の費用などの問題も考えますと、人口規模からして、現在のところ実施する予定はございません。

循環型社会形成の取組については、各行政区でのリサイクル事業を継続して支援しているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。私も西校区婦人会さんによるフリーマーケットは、よく耳にするわけでございます。

私も、今、答弁いただきましたけれども、リユースとは一度使用したものを捨てずに繰り返し使うこと、捨てようと思っていたものを欲しい人に譲って使ってもらうのがリユースというふうに調べたわけでございます。

その中では、フリーマーケットやリサイクルショップ、寄附などが含まれる。リユースと中古品の違いは、リユースは一度使ったものを再利用するということでございますので、大事に使うということでございます。

色々保管したり、色々なことがあるので難しいというのは重々に理解しておりますけれども、地域で交換、或いは譲るというので、相談できる方は大丈夫だと思うんですけども、なかなか途中で転校して来たり、誰に相談しているのかも分からないというときに、優しく手を伸ばさせていただくというのも大事なんじゃないかなという思いでの質問でございました。

そういう関係で、そういうのできるようであれば、検討のほどをお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、要旨2といたしまして、今後、学生服或いは学用品のリユースの考えはないかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

学校における現状としては、特段の取組を行っているわけではございませんが、学校から呼びかけを行って、制服

と体操服の数着を予備として学校でストックし、必要に応じて活用を行っています。

例えば年度途中、3年生が転入した場合など、限られた期間必要となった場合に対応するなどのために保管している状況です。どちらかといえば、地区ごとの先輩後輩の間柄を通じて、または知人や友人、集落や分館内の保護者間でのやり取りにより、制服等の譲り受けが行われている現状がありますので、町として積極的に実施する計画はございません。

また、今現在、錦中学校においては、生徒心得、校則の見直しが進められており、制服の見直しを含めたアンケート調査を実施されていますので、それらの結果を見て検討することも必要と判断しております。

質問議員から御提案のとおり、リユース事業については婦人会が主催するフリーマーケットなどがあるかと思いますが、SDGs、持続可能な開発目標に掲げられている17の項目に該当する、今後重要となる取組ではないかと思われしますので、学校との協議も進めていく必要があると考えておるところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。

ちょっと小さくて見づらと思いますけども、これ、鹿児島市内の環境センターに視察に行ったときの写真でございますけれども、これははがきサイズに欲しい人、或いは譲っていいという人の品物が掲示されているのを見たわけでございます。

その係員の方に聞いたときは、大変評判がよく、譲ってもらいたいという方をおつなぎしていると、在庫を預からないで、おつなぎしているというところなんですというお話でした。

「上履きもですか」というふうなお尋ねをしましたら、「もちろん、きれいな状態で、洗ってのリユースに取り組んでいただいております」ということで、本当に利用者が多く大変喜ばれているのが現実ですというお話でした。

先ほども言いましたけども、地域内の人は相談ができるかと思いますが、そういう転入されたり相談ができるかどうかとも思いますけれども、そういう転入されたり相談するのが、ちょっと困難だというような方には、見て、「あ、これいいな」というような思いで注文できるということですので、何も在庫を抱えずにできるんじゃないかなというふうな思いで、リユースの考えはないかということでのお尋ねでした。

本当にもったいないというようなこともありますし、相談ができないという方は、こういう感じでの掲示で助かるところもあるんじゃないかなと思いますし、館報もございます。館報のほうにもそういうのを載せている人は、どこどこにとか、そういうのを来ていただいて、或いは館報の一部分の最後でもいいですので、見たことがあられる方もいらっしゃるかと思いますけれども、NOSAI球磨、NOSAIがやとられるのには、必要とされる方は、直接事務局じゃなくその方に行くと。行って交渉をお願いしますというような制度もあるので、館報とかにこういうのを載せていただいて、本当にこういうのもあるんだよというような優しさといいますか、そういう考えも一つあるんじゃないかなというふうな思いでのリユースのお願いでございました。

もしも、そういう御意見等が寄せられたときは、お考えをいただければなというふうに思っているわけでございます。

それでは、質問事項3に移らせていただきます。

住民、通学路の交通安全要望と鳥獣害対策についてをお尋ねいたします。

要旨1といたしまして、県道人吉水上線、木上コンビニ周辺の事故が多発していると聞きますことについての対応について、早期の対応が必要じゃないかということについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

質問議員言われますように、駐在所の聞き取りですと、県道人吉水上線における事故につきましては、令和5年中に40件ほどと聞いており、そのほとんどが単独事故または物損事故ということです。

また、先般行われました錦町通学路安全推進会議では、木上コンビニ前からやさい村までの区間については、拡幅改良の検討中とされたところですが。

現在、県は権限代行で行われます球磨大橋復旧工事に併せて前後の取付け道路、県道覚井一武線の改良工事に取りかかっており、その区間については、右岸側で人吉水上線の交差点改良部分までとなっています。

質問議員が言われます木上コンビニ周辺の改良時期は未定という状況ですが、区画線などを引き直したり、カラー舗装を施すなどの一定の対策は行われているところです。

町としては、迫地区から荒田地区までの歩道改良については、以前より県へ要望しており、今後も引き続き要望していきたいと思っております。

また注意喚起のためのイメージハンプの設置については、6月定例会でも答弁しましたように、設置後の事故の誘発などの危険性もはらんでいるため、公安委員会との事前協議が必要でありますし、当該県道が主要地方道でもありますので、非常に難しいとは思いますが、県に対し、機会を見ましておつなぎしたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。検討がなされているということでございます。

錦町通学路交通安全プログラムの中に、県道人吉水上線、錦町木上、岩城地区、迫地区、ファミリーマート前からやさい村前までの交差点、状況、危険の内容については歩道に段差があり、歩行の支障となっているということで、対策内容といたしまして拡幅改良検討中というふうなのが示されております。

今、私も思いますに先ほど40件と、令和5年に40件と単独事故、或いは物損事故ということでございます。

5年度中に40件、単純に考えて1ヶ月に3件ちょっと、10日に1回というような割合でございます。これが少ないか多いかといえ、多いんじゃないかなというふうな考えを持っているわけでございます。

10日に1回ぐらいの割合で、平均、事故が、単独事故等が起きていると、先般も何か地域の方から、また事故があったよというようなお話をいただいたわけでございます。本当に通学路でもございます。単独でどういう事故かというのかは、はっきり分からないんですけども、もうちょっと時間があれば、警察のほうに行って、町内の方の事故なのかとか、もし教えていただければ、町外の方の事故なのかということも、もしよろしければ聞いていただいて、本当に早急な対策が必要なんじゃないかなというふうに思っております。

この中にもありますように、段差があります。住民の方、特に高齢者の方は、その段差を一つ一つ乗り越えていくし、通学する子どもたちもそういう状況であります。そこに車が突っ込んできた場合、どうなるのかなというふうに思っております。

町長の施政方針演説にもあります、近年問題となっている、児童生徒が通学途中に車に巻き込まれる悲惨な事故が全国で多発していることを受け、本町においても、交通弱者である児童生徒や高齢者の安全確保に向けた取組を、関係機関と連携を図りながら進めてまいるというふうに施政方針演説にもありますので、本当に日本中どこでもあります。錦町にも至るところであるというのは重々承知しておりますけれども、約10日に1件ぐらいの、その区間であるということを考えれば、私、イメージハンプ、また9月議会でも課長のほうから答弁いただき、本当、いい面もあ

れば危険な面もあるというようなこともあるんですけども、錦湯前線、私ごとなんですけど、私が住んでいるところは、大変ダンプが突っ込んできたり、或いはブロック塀に衝突したりというのが至るところで起きていたんですけども、町から言っていたら、県のほうから施工いただきまして、イメージハンプのような道路が狭く見えるのをやっていたら、それから、ほとんど事故が起きていないというのが現状でございます。

一回通られてみたらお分かりになるかと思うんですけども、先ほど言われた注意喚起もしていただいているということですけども、そのイメージハンプ、中央地方道、一般県道等の違いもあるかと思っておりますけども、その点も酌んでいただいて、町長の施政演説にもありました、事故を、犠牲を出さないという強い思いを出していただいて、本当に道路が安全なんだと、そして球磨大橋が開通したら、そちらのほうにも行けるというような道路にさせていただいて、住民の安心安全を守っていただきたいというふうな思いで、この件についての質問をいたしました。

もう本当に、県だからというようなことではなく、住民のことだからという思いは、もう十二分に察して対応はしていただいていると思うんですけども、危険があるということですので、どうか県のほうに、強く、さらなる要望をしていただきたいというふうな思いでございますので、どうかよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

町内の鳥獣害（猿）対策要望についてということでお尋ねいたします。

現在の猿の対策についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

現在行っている対応としましては、出沒した旨の連絡があった場合は、銃免許所持の自治体の方へ連絡し、駆除や追い払いを行ったり、わなの設置を依頼しているところですが、緊急で実施隊の方が手配できない場合には、職員でロケット花火や空気銃を使った追い払いなどを行っている状況です。

また、町及び町の有害鳥獣被害対策協議会でも、侵入防止用の電気柵の設置に係る補助を行っておりますので、これらを活用していただいております。

通常、自治体の方で捕獲されている猿の年間捕獲等数は20頭程度で推移しておりますが、ほとんどがわなによる捕獲となっており、猟銃を扱う第一種狩猟免許取得者が少ない中で、さらに猿の駆除を好まれない方も多くいらっしゃる状況ですので、出沒箇所慣れさせないための追い払いや、侵入防止の対策、また餌場とならないよう未収穫の果樹や生ゴミなど、可能な限り餌となり得るものの撤去をお願いすることもお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。

以前設置したときで、木上地区のほうだったかと思えます。猿のわなを設置されて、数頭捕まえて駆除されたと思うんですけども、その後、猿用のおりは、また別の場所に移すというお考えはないか再度お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

大型の施設になりますので、移設というのがなかなか現実的ではないかと思っておりますけれども、地元からの要望があったり、また用地が確保できるようであれば、新設も含めた上で検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。本当に移すと倍、多額の費用がかかるかとは思いますが。

先般、私もJAのほうで資材のほうを購入しておるときに、木上平岩の住民の方が、ハウスの中にイチゴを栽培されている方だったんですけども、猿が出てきて角隅から入ってイチゴを持っていくということで、何か空気銃ですか、そういうものを買って、それ、値段をお聞きしたら2万円ちょっとくらいするという事でした。

本当に御迷惑をおかけしていますねというようなお話をしたんですけども、そういう感じで至る所に出ている、これ本当に、猿はどこに現れるか、神出鬼没で分からないということでもあるかと思えますけれども、人吉新聞のほうにも、「猿の群れ、作物を襲う」と、上漆田のほうで車庫やハウスに侵入して散らかしているというような記事もありました。

私も水無川の上流、南部農道の下のところの水門を、地区の方5名くらいの男性で、現場をちょっと見に行ったんですけども、猿の鳴き声が出て、よく見ると小さい猿が数等いたんですけども、不謹慎かもしれないけど、かわいいなというような思いで見えていたんですけども、近くに来て木を揺らす音がして、威嚇をしてきたもんですから、大の大人ですけども帰ろうというような思いで帰ってきて、本当にこういうところまで出てきているというような思いをしたわけですけども、先ほど、答弁の中にもどこにもいると思えますので、もし予算もあろうかと思えますけれども、そういうところに、猿だけじゃないんですけども、今回は猿ですけども、捕獲をしていただいて、なかなかこれを駆除するというのは、答弁にもありましたように嫌われるというのもあろうかと思えますけれども、是非駆除のほうをお願いしたいというふうに思えますし、答弁でありました農家の方も、そういう野菜の残渣といますか、収穫残渣を山のほうに捨てられるというの、私も見聞きしているわけでございます。

今の答弁にもありましたように、こういうのも、農家も考えていかなければならないのではないかなというふうに思えますので、農家も今後考えていただいて、猿の駆除、こういうのに頑張る努力をいただきたいなというふうに思っております。

質問事項、リユースから県道の交通安全、そして猿の予防対策について質問したわけですけども、町長の御意見を伺いたいと思っております。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） リユースにつきましては、教育委員会或いは住民福祉課のほうから説明がありましたように、できますれば、みんなで、行政じゃなくみんなで、システムといいますか、それをつくりながらしていくというのは大事かなと思っております。

それから交通安全の話ですけども、私も、今びっくりしました。あの間で40件から事故があつとるという話ですので、今、災害復旧等もやっておりますので、交通量もそこそこあるのかなと思いつつも、それにしても40件、年間40件あるという話ですので、もしそういう件数があるとすれば、しっかりと対応をしていかなければならないと思っております。

それから最後の件につきましては、担当のほうと、またしっかり、わなのかけ方も勉強しながらさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。本当に、今回の質問も地域住民の方からの御意見、そして御要望をいただいての一般質問でした。

国であり県の管理の質問等も行いましたが、お忙しい中に調査いただき、丁寧な答弁を頂いたことに感謝を申し上げ



げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田眞二議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後3時20分から開議します。

午後3時11分休憩

午後3時20分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

6番、石松まゆ子議員の一般質問を許可します。6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 皆様、こんにちは。6番議員の石松まゆ子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、傍聴に足を運んでいただき心より感謝申し上げます。また、あいねっと放送をお聞きの皆様に心より感謝申し上げます。

1月1日、元日に発生しました能登半島地震により被災されました皆様並びにその御家族、関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げますと共に被災地の一日も早い復旧、復興を心からお祈り申し上げます。

近年はこれまでになく地震や豪雨等による災害が頻発化、激甚化しております。防災、減災のための備えは一層重要になってくると考えております。

今回の一般質問通告書には、教育、福祉整備に関わる項目を掲げております。

1点目、公立学校、公共施設のトイレの洋式化について。

2点目、認知症への対応と対策について、お尋ねをいたします。

これより質問席にて、一問一答方式にて質問を行いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。公立学校、公共施設のトイレの洋式化についてお尋ねをいたします。

文部科学省では公立小・中学校施設におけるトイレの洋式化の状況について、令和5年の9月時点の状況をまとめられました。

調査の結果、公立小・中学校におけるトイレの全便器数は約133万個であり、そのうち洋便器数91万個、洋便器率は68.3%になっております。和便器数は42万個、和便器率は31.7%であります。

トイレ整備に対する教育委員会の方針は、洋便器を多く設置する方針の学校が92%であったと調査報告が出ております。

熊本県内の公立小・中学校のトイレについて2023年度の洋式化率は61.2%で、全国平均の68.3%を下回っていることが文部科学省の調査で出ております。

パネルを出してください。これはちょっと小さいので見にくいかと思えますけれども、タブレットの中とかパソコンの中にも出ておりますので見ていただくと分かると思います。

これは熊本県の公立学校施設のトイレの洋式化の状況でございますが、今、見ていただければ分かりますように洋便器率は61.8%になっております。

その下の球磨村が100%になっておりましたので、教育委員会のほうに電話でではございましたけれども聞いてみました。村長さんがトイレは衛生的できれいなほうがいいと、子どもたちもそれがきれいなほうが健康でいいとい

うことで洋式化をされたと聞きました。

私もこの頃は聞きませんが皆さん方は聞いたことはないですか。田舎のトイレは臭い、それと汚い、そして恐ろしかという、よく息子さんが都会に出てお嫁さんを連れてきたり、孫さんを連れてきたときによく言われておりました。私もよく聞いておりました。今ではありませんけれども、そういう関連もあったのではないかなと考えております。

文科省は、熊本地震で多数の学校施設が避難所となり高齢者などから和式トイレが敬遠されたことをきっかけに調査を実施されたようでございます。

文科省は、便座を他人と共用することが苦手な児童生徒もいるので100%にはする必要がないとされておりますが、学校が避難所になったり学校外の環境整備が進んでいることを考慮しますと洋式化が進むことが望ましいとされております。

今、家庭や公共トイレのほとんどが洋式化にされる中、コロナ禍の中で感染リスク、衛生面の観点から日常生活において大変身近なトイレの環境改善整備は、私は重要性が増してきていると思っております。

今、子どもたちのほとんどが生まれたときから水洗式で温水洗浄ウォシュレットの便座など整備が進んでおります。そういう中で育っているのは紛れもない事実ではないかなと私は思っているところでございます。

そこでお尋ねしますけれども、1点目、小学校3校と中学校のトイレの個数と洋式化率。2点目、学校によって整備の差があるのかというのをお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

町内の各小・中学校の状況について、御提供いただきました資料とは若干違いがありますが、令和6年2月直近の数値に基づきお答えいたします。

まず西小学校は、総数38基のうち27基が洋式で71.1%です。うち校舎は30基中22基で73.3%、体育館が4基中1基で25%、屋外トイレが4基全て100%となっています。

一武小学校は、総数33基のうち22基が洋式で66.7%です。うち校舎は26基中22基で84.6%、体育館及び屋外トイレ4基と3基ですが、いずれも和式でゼロ%となっております。

木上小学校は、総数28基のうち20基が洋式で71.4%です。うち校舎は21基中13基で61.9%、体育館が3基全て100%、屋外トイレも4基全て100%となっています。

中学校は、総数38基のうち19基が洋式で50%です。うち校舎は30基中18基で60%、体育館が4基全て和式でしてゼロ%、屋外トイレが4基中1基で25%となっています。

4校全てのトイレの数137基のうち88基が洋式となっており、64.2%であり、熊本県平均を僅かに上回っている状況かと思われま。

本町小・中学校におけるトイレの洋式化については、平成23年から実施しました各学校の大規模改修の際に洋式トイレへの取替えを行っており、平成28年度までに整備を行い、その後、随時切替えが行われ現在に至っております。

それから、続いて2点目の学校ごとの差についてでございますが、総体的には西小学校と木上小学校が71%、一武小学校が67%、錦中が50%と最も低い状況にはなっておりますけれども、極端な差ではないかと判断しております。

しかし、建物別で見ると校舎が70.1%、体育館が26.7%、屋外トイレが60%であり、体育館の整備が遅れ

ている状況と判断できるかと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

今、それぞれの個数とか洋式化を丁寧に御説明いただきましたが、各学校の校舎は70.1%の洋式化率で差はないんですけども、私の調査結果が令和5年9月、先ほどの答弁は令和6年2月ですから、若干、洋式化率の数字もちょっと違ってはくるんですけども、体育館とか屋外トイレまで答弁いただきましたけれども、体育館が26.7%、屋外トイレが60%と私は調べているところですが、今、課長は少しは整備は遅れていると思うがあまり差はないということでございましたけれども、体育館などを見ても100%のところもありますしゼロ%のところもあります。

私はやっぱり非常に差があると思いますので、課長も言われていますけれどもやはりそういうところは町としても遅れているということをおっしゃられるのではないかなと思っております。

子どもたちが長い時間、学校の中で過ごしているトイレの環境整備をすることは子どもたちが安心して伸び伸びと学校生活を送る上でも私は重要と考えております。

洋式になじめない子どももいると思われまますけれども、私もトイレの整備を100%にしろということは言っておりません。衛生面の観点からも私は洋式トイレを多くしたほうがいいのではないかなということを考えておりますし、今、ここで述べているところでもあります。

今、洋式が当たり前の時代に、予算もあるかと思いますが、錦町では今後、整備計画としてどのようなことを考えておられるのか。お尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

今後の整備計画についてですけれども、御紹介もありましたとおり1月9日には熊日新聞でも報道があったように、衛生的な面から座面に触れたくないということや和式に慣れていることなどの理由から洋式を望まない児童生徒もいるというのも現状のようです。ということもありまして、洋式化100%を目指すということは考えておりません。

一方で、錦中学校においては体育館トイレの洋式化を望まれていたことから、令和6年度の当初予算に3基の改修を予定していますし、各学校の施設によってそれぞれ整備の状況がやはり違いますので、洋式化が進んでいない建物、特に体育館等については状況を勘案して学校と協議しながら洋式化への改修を計画していくことも必要というところは考えているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

非常に前向きな答弁をしていただきました。私も当初予算の中でそういうトイレの改修工事に予算がないかなということを見ておると、錦中学校のトイレの洋式化を計上されておりましたのでよかったですかなと思っております。参考にして、多良木も洋式化率は錦町とあまり違いはないんですけども、今回、3,536万円が予算化をされて整備をするということが書いてありました。錦町も今回予算を上げていただいて少しずつ整備をしていただくというふうにしていただいておりますので、是非それを考えてしていただきたいと思っております。

先ほど課長も言われましたように、私も1月9日の新聞に、和式は不安、親も子どもという入学式の前のこの記事

が載っておりましたが、生まれてから洋式しか使っていないため和式を使つてと言われても難しいとか、和式があるのは学校だけで使い方が難しいとか、和式しか空いていないときは我慢するとかというふうに載っておりましたので、私も我が家の孫や近所の子どもたちにちょっと聞いてみました。

そうすると、小さい子になると便器をまたぐことがちょっと難しいとか、和式より洋式のほうが慣れているからできれば洋式でしたいとか、便器の外におしっこが漏れるから汚れるとか、空いていないときには我慢するという声がありました。

今、生活習慣や食育が多様化する中、便秘の子が多いと聞きます。私、この間、1ヶ月ほど前にトイレの洋式化の一般質問をするんだとある人に言いました。その方は多良木の方でしたけれども、それがね、私は学校の見守りをしているんだと、そしたらその学校に行く途中に何か変な子がいるから何かかなと思って近づいてみたら排便をしていたと、なのでちょっと臭うなと思ったもんですから、すぐにもう学校は近くだったんですけどその方の家に連れて行ってちゃんとして学校にやったというのを聞きました。

それがいじめとか不登校につながるのではないかなって、それをもし知らずにいたらですね。だから本当に見守りの人には本当によかったなというふうに感じたんですけれども、やはり小さい子どもでおむつなどはめているときには排便するのがちょっと恥ずかしいなという子どもたちもおります。

そういうのは、私たちも孫たちとか子どもたちを育てる中でそう感じたことも何回かありましたけれども、排便に対する恥ずかしさとか我慢をせずにトイレに行く習慣を、健康を営む上では排便というのは本当に非常に大切なことだよというのを教えていただく、これはトイレの整備と同じように大事なことかなと思いますので、ちょっとトイレの洋式化とは外れておりますけれども、教育長の考えを排便教育ということについてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） ただ今の御質問にお答えします。

小学校の入学時から現在どのような指導をしているかということでもちょっと確認をしましたので、そのことについてお話しをします。

まず、小学校に上がる前の就学时健診というのがありますが、その際に保護者に対してトイレの使い方について、和式それから洋式両方を使うという経験をさせてほしいというようなことをお願いしているそうです。

理由としましては、質問議員がおっしゃったように公共施設も含めて、例えば修学旅行とかそういうときも含めて必ずしも洋式のトイレばかりではないからということで、そういう理由から両方を使う経験が必要ですよということで説明しております。

また、子どもたちが小学校に体験入学に来るときや入学直後にスタートカリキュラムというのを小学校で始めますが、その中でも学校探検ということでトイレを見学し、そして確認と使い方についての指導を行っているところです。

排便の大切さにつきましては、今、おっしゃられたように毎週行われている学級担任や養護教諭の保健指導の中で指導しているところですが、おなかの調子を整えるために規則正しい生活、いわゆる早寝、早起き、朝御飯の大切さや食習慣についても必要に応じ指導しているということです。

それでも子どもたちは遊びに夢中になって慌てて行ったり、或いはときには失敗することもあることから、授業中であってもトイレに行きたくなった場合はきちんと行けるように対応をしております。

先ほど課長の答弁にありましたが、錦町の学校のトイレは校舎内にあるトイレに関しましては大規模に改修が進んで、学校から明るくきれいで使いやすいと、また年に2回程度、専門の業者を入れて清掃していることから子どもたちも行きづらいとは感じていないようですが、学校によっては先ほどからありますように体育館それから屋外トイレ

の洋式化がまだのところもあり、今後、それについての整備につなげていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。

この問題はちょっとデリケートな問題でもありますが、本当に学校の洋式化の整備も予算もあることでございますが、私も学校生活における子どもたちのストレス軽減のためや健康のためにも整備に配慮すべきと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、災害時に避難所となる体育館や屋外トイレの整備について、施設に設置されているトイレについてお尋ねをいたします。

最大震度7を観測した能登半島地震の発生から2ヶ月が過ぎましたが、まだまだ避難所生活をされているようでございます。避難所で仮設トイレの配置が遅れて排泄を我慢して水分や食事を取らなかったために健康不良になったり、その関連死というのがあっているという報道があっておりますが、本当に先ほど課長の答弁の中にもありましたが、このタブレットの中にもありますが体育館や屋外トイレの洋式化が進んでいないように私は思います。災害はいつ起こるか分かりません。避難所になっても学校施設には高齢者とか障がい者とか様々な人が来ます。

また、武道館にしても私は文化祭のときに言われたんですけども、準備をする場所になっていて、やはり文化祭に出られる方は高齢者の方が多いものですから、足の悪い方とかそういう方が困ったという声も聞きました。

ここで、町が管理する公共施設の全体のそれぞれの施設のトイレの個数と洋式化率について、主なところだけでいいですのでお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） 私のほうからは教育振興課所管外の公共施設の状況について御説明させていただきます。

施設としましては、就業センター、あとは婦人の家がございます。就業センターは築45年、婦人の家は築38年ということでなかなか期間もたっている施設でございますけれども、就業センターにつきましては2階をサテライトオフィスに改修する際に1階のトイレ改修も行っております。そのため全部で3つのトイレがございますけれども全て洋式になっている状況です。婦人の家につきましては全部で3ヶ所のトイレがございますけれども、洋式があるのは女性トイレに1ヶ所で全部の割合は33%となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

教育委員会所管の施設についての整備状況についてお答えします。

災害時の第2次避難所となっております西コミュニティセンターは6基中3基で50%、木上コミュニティセンターは6基中4基で66.7%、第3次避難所となる勤労者体育センターが5基中3基で60%となっております。

一方で、社会体育施設である町民グラウンドは11基中4基、36.4%、武道館は3基全てが和式でゼロ%、国体記念運動公園が7基中2基で28.6%となっております。

社会教育施設については約6割が洋式化されているものの、社会体育施設等の屋外トイレについては約3割程度という状況であります。スポーツ施設での整備が遅れている状況ですので、今後、状況を勘案しながら整備を進めていければと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

それぞれ答弁をいただきましたけれども、その中で公共施設の中にも建築後もう数十年たったものと新しい建物とで違うと思いますが、答弁の中で錦町の庁舎の個数がありましたけれども洋式化率が30%という答弁がありました。が、庁舎を建てられてから30年ぐらいたっておりまして仕方がないと思いますが、私が調べたところ1976年、48年前ですけれども洋式の便器と和式の便器の出荷数が同じだったそうですが、2015年、9年前ですが熊本地震があったんですけれども、和式便器の出荷が1%を切ったそうです。

全国で住宅のトイレの9割は洋式トイレになっているということは私が調べたところなんですけれども、町民の声として、役場に用事があって行くが和式が多くて大変ということをお聞きしますが、私は生活様式の変化に伴う洋式のトイレの利用者の増加に対して既存の和式のトイレを洋式トイレに改修することは高齢者や足の悪い方への町民サービスにもつながると思います。

また、庁舎で働く職員の方々の労働環境性にもつながると思いますけれども、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） ただ今、全体で61.8%でしたか、県の平均よりも進んでおりますけれども、新聞の状況からすればですね。ただ、今おっしゃったように全体的にはまだまだ進んでいないということでございますので改善を進めていこうと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。非常に前向きな答弁ありがとうございました。予算もありますので大変でございますけれども、よろしくお願ひいたします。

学校では、学校の要望も聞きながら児童生徒が安心して過ごせるよう、また避難施設として利用が想定される体育館には多機能トイレの整備を今後計画的に進めていただきトイレの環境を改善していただきたいと思ひますし、公共施設も時代に合った洋式化を進めて安心して暮らせるまちづくりに努めてほしいと思っております。

この質問は終わります。

次に、認知症への対応と対策についてお尋ねをいたします。

2023年6月に共生社会の実現のために認知症基本法が成立しました。この認知症基本法では認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互の人格と個性を尊重しつつ支え合う共生社会の実現を推進することが目的とされております。

我が国においても団塊の世代が後期高齢者となる2025年には認知症患者数は730万人に達すると推定されており、65歳以上の5人に1人が認知症になり得ると見込まれております。

錦町でも認知症が増えていると聞いておりますし、要介護3、4の認定を受ける人が増えていると聞いております。認知症の人が地域で安心して暮らせる社会を実現するためには認知症との向き合い方が課題となっております。

私もこの年になりますと、ちょっと物忘れが多いときには認知症になったのではなかろうかなと思ひますが、心配することがありますけれども、私は今回、もう95歳まで働いていた私の母ですけれども、96歳で亡くなった母が最期までしっかりと自分らしく私たちと色々なことを話しながら最期を自宅で迎えられましたので、もう介護をする側にとっても認知症にならないことがこんなにすばらしいことかと思ひましたので、改めて認知症にならないための予防や認知症になっても進行を遅らせたりする予防、また誰もが認知症になり得る高齢社会を迎えた今、一人一人

が自分事として受け止める予防をする必要があると思いましたが、認知症への理解を広げ健康な高齢者を増やす必要があると思いいこの質問をさせていただきました。

認知症は、軽度認知障がいなら適正な予防、介入を行えば正常になるとされております。認知症の重度化や治療可能な認知症を見逃さないためにも早期発見、早期対策は大切と言われております。

そこでお尋ねしますが、錦町での早期発見の取組について1点と錦町ではどのような予防の取組をされているのか。2点についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

認知症の方の早期発見につきましては、御家族や民生委員等からの相談、地域の方からの通報などにより認知症の疑いのある方の早期発見に努めているところで。

認知症の予防とは認知症にならないという意味ではなく、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするという意味で認知症施策推進大綱に様々な取組が示されております。

認知症施策推進大綱に基づく主な施策につきましては、認知症初期から家庭訪問を行い、症状を把握しながら家族への支援などを行う認知症初期集中支援チームの設置や認知症を発症しても住み慣れた地域で生活できるよう効果的な支援を行う認知症地域支援推進員の配置、認知症サポーターの養成と活動支援、住民主体で介護予防に取り組む通いの場の拡充、認知症本人やその家族、地域住民などが相互に情報を共有しお互いに理解し合う場として認知症カフェなどの設置、普及などが上げられております。町としましてもこれらの取組を進めているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

今、早期発見の取組や予防対策の答弁をいただきましたが、課長の答弁の中でも言われておりましたけれども、認知症というのはゆっくり進行する病気で急に何もできなくなるわけではないということも書いてありました。早期に発見することで安心して暮らせる仕組みを整えることができると私は思います。

私の友達で、お嫁さんに行った先のおしゅうとめさんがちょっとおかしいのではないかなと思って旦那さんに言うと、そんなことあるかと自分の親に限ってそんなことはないと言われて重症化したという話も聞いておりますので、気になる症状があっても認知症に対する正しい知識が不足して早期発見につながらなかったという例も多いのではないかなと思っております。

錦町でも、第8期錦町高齢者福祉計画の中に認知症になっても安心して暮らせる体制の構築として、認知症ケアパスの活用やチームオレンジの立ち上げ支援などが進められておりますが、認知症の理解を進めるためにも今後どのように周知や整備をして取り組んでいかれるのか。お尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

認知症について正しく理解してもらうために、認知症声かけ見守り訓練に参加された方、町内の小学校4年生などを中心に認知症サポーター養成講座を開催しております。

認知症サポーター養成率は、熊本県は全国1位となっており錦町は県内でも上位に位置づけられております。認知症サポーター養成講座や認知症声かけ見守り訓練等を通じて声かけのポイントを知ったことで認知症高齢者が行方不明となる寸前で通報につながった事例もっております。

また、9月21日は認知症への理解を呼びかける世界アルツハイマーデーと定められており、それに併せてイオン錦店を会場に町内小学4年生の標語と啓発ポスターの展示と併せ相談ブースを設置したり、認知症に関するパンフレット等を配布したりして啓発活動を行っております。

引き続き認知症への理解を深め、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりへの取組を推進してまいります。  
以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。今、認知症サポーター養成講座とか見守り訓練の整備に向けた取組という答弁をいただきましたし、パンフレットなどを配布して認知症の周知などを行うということで私も安心したところですけども、認知症が重度化すると認知症をめぐる状況というのは深刻かと私は思います。

ちょっと記事に載っていたんですけども、2022年の行方不明者は1万8,000人と10年連続で増加しているそうでございます。亡くなるまで家に帰ることができなかった。もうとうとう亡くなるまで家に帰らなかったという方もいらっしゃるというふうに書いてありました。

また、広報にしきの2月号にも載っておりましたけれども、錦町では認知症の徘徊で保護されたり、急病、事故等のため緊急搬送された高齢者についてSOSキーホルダー事業をされておりますが、この目的の内容と登録者数、対象者数等、これまでの実績についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

SOSキーホルダーの登録は町内にお住まいの65歳以上の方が対象となっております、登録には御本人または御家族などからの申込みが必要となっております。

SOSキーホルダーの登録をして、外出時にキーホルダーを携帯していただくことにより、登録された方が外出先で倒れ緊急搬送された際に搬送先から地域包括支援センターに連絡、照会がありますと地域包括支援センターで情報提供が必要であると判断した場合には、住所、指名等の情報提供を行います。

また、認知症などで警察に保護された場合にも同様となります。その際、緊急連絡先に登録された御家族等へも連絡することとしております。

現在の登録状況は、西地区114人、一武地区66人、木上地区33人、総数で213人となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

今、答弁の中で対象者数と登録者ということで総数213人という答弁をいただきましたが、本当に私もこれを2月号で見せていただいたときに非常にいい取組だなと、こういうのがあるのかなと思って例規集をちょっと見てみたら、もう早くからこういう対策はされているんだなというふうに思ったところでございます。

しかし、錦町でこのSOSキーホルダーを利用する場合、今の答弁の中で登録をしなければならないということですけども、私がちょっと聞いてみましたが、持っていらっしゃる方と持っていらっしゃる方がいらっしゃるんですね。でも認知症になって、そして身寄りがない方、それと成年後見人制度もありますけれども、そういう人たちに登録されている方とか、そういう人たちでも自分で登録ができない人というのはどういうふうになっているんですかね。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。



○保険政策課長（吉田 誠二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

基本的には御本人または御家族からの申込みということが前提となりますが、どうしても御本人とかがもう認知症であったり判断能力に欠けていらっしゃる方につきましては、町のほうで登録するという形になるかと思いますが、その方についてはSOSキーホルダーを必ずお持ちくださいと言っても携帯されない場合もあるかと思いますが。

それで、このSOSキーホルダーとは別のやつがありまして、高齢者見守りネットワークというのもしております、徘徊のおそれのある方の情報を事前に警察署とかに届けておくことで万一の場合に早急に対応することができるように、その方は認知症になった後の話ですけれども御家族とかの同意を得たり、もし後見の場合はもう後見の方にお願いするという形になるかなと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

色々されていて、私もこのSOSキーホルダー事業というのはいい取組だなと思っておりますので、そういう方は、持っているか持っていないかというの、今、課長が言われましたけれども、できたら渡していただいて、登録しなくてもこのSOSキーホルダーが利用できるように進めていただければと思っております。

認知症基本法が進む中で、社会活動に参加する機会の確保を通して孤立させない居場所が必要とされております。今、予防の取組の答弁を課長からいただきましたが、錦町では介護家族会を開催されていらっしゃると思うんですけれども、それが今現在は平成26年度に自主活動として傾聴ボランティア「和み」が発足して、認知症カフェ、お茶処和みとして開催されているようでございますが、これはどのぐらいの参加者で課題とか成果というのをちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

傾聴ボランティア「和み」につきましては、先ほどおっしゃいましたように平成26年に設立をされておまして、現在は高田会長以下15名で活動をされております。

平成26年11月から認知症カフェ、お茶処和みを開設され、現在、毎週火曜日の10時から13時まで役場隣のゆうゆう館で開催をされております。昨年11月には10周年記念イベントを開催され、多くの参加者でにぎわってございました。

令和4年度の数字になりますが、令和4年度の延べ参加者数は372名となっております。

また、平成28年からは錦寿豊苑、平成29年からはにしき園グループホームおおづるで出張カフェも開催されておりましたけれども、コロナウイルス感染症予防のため一時休止を余儀なくされておりましたけれども、今年1月から錦寿豊苑のほうで再開をされております。

なかなか会員が増えない状況がありまして、会としましては新たな会員を増やして活動を充実させたいと思っておりますので、行政としてもしっかりと支援をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

行政としてもしっかりと支えていくと、支援をしていくということでございますが、私もこの間ちょっと参加をしってきました。そういう中で、非常に予防の取組の1つと言われたように、私が行ったときには30名ぐらいが来られ

ておりましたけれども、本当に生き生きとしているいろんなお茶を飲みながら、いろんなことを話しながらされてきました。

その中に男性の方が1人いらっしゃったんですけれども、その方に聞きますと、自分は奥さんを亡くしてここに来ると本当に寂しさも忘れるし、非常に皆さんとおしゃべりができるからいいですねというふうに言われましたので、もう私も本当にこういう場所に男性も女性もなく来ていただければ全然違うのかなと、やはり認知になるあれもやっぱりちょっと違うのかなと思いました。

それと、現場の声としてちょっとしますけれども、行きたくても行けない人たち、ちょっと遠くて行けないという方がいらして、送迎でもしていただければいいんだがなという声と、ボランティアですからその予算をたくさんくれとは言いませんけど、今回も当初予算の中に5万円組んでありました。できれば少しずつでも増やしていただいて、こういう居場所というのを大事にいただければなと思ったところでございます。

それと、この間、豊心の里ですかね、錦町の寿豊苑のほうで、今、私もちょっとパンフレットを教育振興課の課長からもらったんですけれども、ちょっと読んでみますと、やっぱり和みと一緒にされていて、協賛して始められておりますけれども、こういう取組もいいんではないかなと感じたのは、今、非常にコロナ禍の中、インフルエンザとかコロナで自宅にやっぱり閉じ籠りがちの人、人と会って話す機会がない人、そういう方が増えている状況の中で認知症になったらという不安を抱えている町民は多いと思います。安心して住み慣れた町で自分らしく最後まで続けられるんだったら、やっぱり居場所づくりというのは私は大切ではないかなと思いました。

それは、この間の文化祭でも感じました。文化祭でも非常にたくさんの方が来られて本当に楽しそうにやっておりましたので、そういうのも1つの外に出ていくきっかけづくりということも感じましたし、この間、JAのグループ活動発表にも行ってきました。その中で27団体の方たちがもう本当にいろんな活動をされています。お花をしたり、ダンスをしたり、色々と健康づくりをしたり、もう本当に各分館で寄ったりしてされておりましたので、こういう住民活動の取組というのはもう本当に非常に大切ではないかなと思っておりますので、こういうところの支援というのも非常に大事になってくると思いますので、是非こういう居場所づくりを支援していただければなと思っております。

そこでお尋ねしますけれども、第9期錦町高齢者福祉計画・介護保険事業計画や今度、錦町総合計画後期を策定されたと思いますけれども、高齢者施策の推進の中で8期と前期の達成度と9期と後期に地域共生社会の実現に向けて様々な施策を取り込まれたと思いますけれども進めなければならないと考えるが、錦町としてはどのような考え方で進められるのか。また、健康な高齢者を増やすためにはどのような施策をかけられているのか。お尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

第8期高齢者福祉計画及び第6期総合計画前期の取組につきましては、おおむね計画どおりに進めることができたとは考えますが、新型コロナウイルス感染症のために計画どおりいかなかった部分もあっております。

第9期高齢者福祉計画及び第6期総合計画後期につきましては、第8期高齢者福祉計画及び第6期総合計画前期の取組を継続しながら、高齢者の尊厳を保持した自立支援や重度化防止の取組を推進し、高齢者が安心して暮らし続けることができるよう取組を進めてまいります。

先日、議会のほうで可決いただきましたけれども、第9期の介護保険事業計画で保険料が一月1,300円上がるということで5,600円から6,900円ということになっております。

本町の要介護認定率は他の市町村と比べて低い状況にあるにもかかわらず、平均要介護度が他の市町村よりも高い傾向にあります。

要介護度別の認定者数を平成28年度から令和4年度で比較してみますと要支援1から要介護1までは減少傾向にあり、町が取り組んでいる介護予防事業の効果であると考えております。

一方、要介護3、要介護4の伸びが顕著であり、この伸びを抑えることが課題であると考えております。

この要介護3、要介護4の伸びが介護給付費が増えた要因であり、介護保険料の負担増にもつながっていることから、全ての町民の方への健康寿命への意識づけが大事であると考えております。

健康寿命を伸ばすには、適度な運動、適切な食生活、禁煙、健診の受診が大事であると言われておりますので、若い頃からの生活習慣を見直し、将来の病気や介護のリスクを減らせるように健康寿命の啓発に取り組んでまいります。以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。

私もやはり健康な高齢者を増やさなければ、今から団塊の世代、75歳以上の方が多くなってきます。それを少しでも1年でも2年でも長く健康でいてほしいと思いますので、そうすることによって、今、課長が言われたように介護保険というのも少しでも上がることが少なくなってくるのではないかなと思っております。

もう本当に介護保険とか国保とかが上がりますので、やはりいろんな対策をしながら健康な高齢者を増やすために頑張っていたいただきたいというふうに、今の施策、いろんなことをしながら進めていってほしいなと思っているところでもあります。

最後に町長にお尋ねしますが、町長は、今度、令和6年度の施政方針の中でも福祉施策の推進を進めていくというふうに言われております。地域共生社会の実現に向けて様々な施策を進めなければならないと考えますが、錦町の町長としてはどのような考えで進められるのか。また、健康な高齢者を増やすためにはどのような考えを持っておられるのか。お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 先ほどちょっと冗談めいた話でございましたけれども、今年の出生者、子どもの数というのが、これは生まれた子どもの数ですけれども、令和5年が68名、中学の今年の卒業生が108名でございました。その差というのは、中学3年生は15歳ですのでその15年間でそれだけ減ってきているということでございますので、今後についてもまだまだ減っていくということを考える。

逆に高齢者、我々みたいな団塊の世代は増えていくということでありますので、やはりこの錦町の将来、或いは将来の日本を考えたときに、いかにして健康なお年寄りをつくっていくかということが重要だろうと思っております。

そのためには、先ほど担当課長が言いましたような早期発見といいいますか、それプラスの適度な運動、適度な食事、そういうのを総合的に組み合わせていくということが大事だろうと思っております。

今回、令和6年につきましてはそのような方針の下に政策をちゃんと打ち出しをしながらしっかりと支援をしていく、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

是非、健康増進課、それと保険政策課、そして住民福祉課の皆さん方が連携を組み合わせながら、本当に健康な高齢者を1人でも2人でも多く増やすために、是非、頑張っていたいただきたいなと思っております。

今回、第9期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画、それと錦町の総合計画後期を全部すると本当にすばらしい、

これが実現するとすばらしい錦町になると思いますので、是非よろしく願いいたしまして私の質問を終わりますけれども、町民憲章の美しい町、住みよい町、明るい町、豊かな町、楽しい町づくりのために、議員、私たちも頑張りますけれども行政も頑張っていたいただければと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松まゆ子議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後4時30分から開議します。

午後4時19分休憩

午後4時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

7番、竹田農利人議員の一般質問を許可します。7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 皆さん、こんにちは。7番議員の竹田農利人でございます。議長の許可をいただきましたので、令和6年第1回錦町定例会にて一般質問をさせていただきます。

本日、傍聴席にお忙しい中、おいでいただきました方、またあいねっと放送をお聞きの皆様方に心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、令和6年1月元旦16時10分、石川県の能登半島においてマグニチュード7.6、震源の深さ16キロ、被害住宅約7万4,000世帯、死者二百四十数名の方が亡くなられ、心から御冥福と被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、今回の一般質問は、消防団について伺います。

先ほど3番議員の質問もありましたが、重複する点もあると思いますけれども、よろしく願いいたします。

質問要旨1、消防団の状況について。質問要旨2、消防団員報酬、消防団運営費について。質問要旨3、消防団再編について伺います。

登壇より、質問事項、質問要旨1、消防団の状況についてですが、現在、錦町消防団は団長1名、副団長2名、分団長8名、各部長、班長、それに団員定数356名のうち現団員は281名、機能別消防団は75名であります、消防団、消防団員としてのある程度の基本知識が必要ですが、団員の研修、教育訓練等の状況を伺います。

後は質問席にて随時行いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問の、団員の研修内容等についてお答えいたします。

まず、指揮命令する立場でございます団長、副団長につきましても、特別指導員課研修ということで県の消防学校のほうに研修を受けられます。また分団長におきましても分団指揮課程ということで、指揮幹部研修を県の消防学校で受講されます。その他、部長訓練は年度当初と年末警戒前の2回、内容としては現場部隊指揮や安全管理、ポンプ心肺蘇生、年末警戒要領などとなっております。新入団員訓練につきましては、年度当初に基本動作でありますとか整頓要領、あとは行進要領でありますとか心肺蘇生などを行っております。また消防団の訓練も行っておりまして、その際には防災ヘリの給水、マーシャル訓練についての研修を行ったりとか、あとは小型ポンプの中継訓練、オート操舵の訓練に際しての研修という形で行っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。今、状況について説明をしていただきましたが、消防団は消火活動だけではなく地震、風水害時や、多数の動員を必要とする大規模災害の救助、救出活動、避難誘導活動など重要な役目であります。

日常では防災指導、巡回広報、特別警戒、応急手当指導など地域に密着し、住民の安心と安全を守る重要な役目を果たしています。

これらを踏まえて団員としての基礎知識、また部長、班長としての教育訓練が必要ですが、先ほど述べていただきましたけれども、これに今度は住民の安心安全を守るために部長、班長につきましても訓練を基礎的なことをやっておりますし、分団長においても上の消防学校に行ったりということで活動研修を行っておるようでございますが、一層の教育が必要だと思っておりますが、また団長、副団長についても錦町町民のため、地域における消防防災のリーダーとして平常時、また非常時のときにも問わず、地域に密着し住民の安心安全を守る役割を担うということとして、重大な役目をなされております。これは町民の方々の消防団に対する理解や消防団員に対する御理解も必要ですけれども、この教育をもとにして頑張っていたいただきたいと思います。

災害時、火災のときですけれども、町民の方々の中にはサイレンがうるさいとかいう声たまには聞いております。でも、これは出勤事情を考えますと必要なことでございますので、今後ともそういった点についても御検討していただきながら、消防団員が活動しやすいようにしていただきたいと思います。

次に、消防団員とは別になりますけれども、全国に防災士資格を持っている方が約29万人の方がおられます。災害時に活動されていますが、錦町には防災士の資格を持っている方、どれくらいおられるか、教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） お答えいたします。

防災士につきましては、消防団に所属しております町の役場職員が10名、町民の方で防災士の資格を取得いただいた方が5名で、合わせて15名の方が取得いただいております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 職員が10名、また町民の方が5名、15名の方がおられましたが、各分館に自主防災組織があり、組織図には各役割分担はありますが、どのような活動をしているのか分からない方がほとんどではないでしょうか。自主防災組織のリーダー的な活動するのが防災士でもあります。この防災士資格を消防団の機能別消防団の方々に講習会を受け、資格を取れるような努力をしていただければと思います。機能別消防団を辞められても防災士として、地元の地元住民の方々の指導ができる防災士が多く育てていただきたいと思います。そのためには町の協力が必要だと思いますので、どうかその点につきましても講習会などを計画していただき、是非防災士育成のほうに力を入れていただきたいと思います。

今後も、今15名ほど防災士がおられるということですが、防災士の会でもおつくりいただきまして、定期的な会合、また講習会等を是非計画をしていただきますようよろしくお願いいたします。

質問要旨2に移らせていただきます。消防団員報酬と消防団運営費について伺います。

団員報酬について伺いますが、消防団を中核とした地域防災力の充実強化と、それに関する法律がありますが、第13条に挙げられる必要な処置を実施するため、総務省より非常勤消防団の報酬及び費用弁償に関わる基準が出され

ていますが、報酬については年報酬と出勤報酬の2種類があります。

報酬の団員階級のもは年間3万6,500円が基準となっていますし、団員より上位の階級にある者などについては、業務の負荷や責任などを勘案し、基準額等へ均等の取れた額とあるが、各階級の報酬額の決め方、また出勤時の報酬は1日当たり8,000円と基準とあります。災害時以外の出勤については町村において出勤の対応、訓練、警戒や業務の負荷、活動時間等の勘案し、標準と均等の取れた額等になるよう定めてありますが、災害時の出勤報酬は時間にての計算だと思いますが、例えば、火災出勤から解散までの時間で計算するのか、それとも各詰所に帰って残務処理をして、それが終わるまでの報酬で計算するのか、その点について教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） 災害出勤に係る報酬の算定の出務時間数の考え方についてお答えいたします。

まず始まりの時間としましては、出勤要請がかかった時間になります。終了につきましては全体での、すみません、粗方その作業が終わりまして、団全体で解散がございます。そのときまでの時間が基準の時間となります。ただ地元分団などにつきましては、その後も現場に残りますので、その辺につきましては調整しながら時間のほうは算定して報酬をお支払いするというようなことになっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。この報酬及び費用弁償については団員個人口座に振込みがなされます。これは、総務省の指導であります。消防団員に直接支給される報酬等に関わる不適切な取扱いについてとあり、消防団や分団の運営に必要な公務上の経費に充てるため、一旦、団員個人への支給がされますが、報酬の全額か一部を消防団や分団に支払うよう求めることは、その趣旨に逸脱するものであり、早急に是正してくださいとの通知がありました。これにより町の監査員より町のほうに指摘されておられます。そのため3月から個人の口座への振込みというようになりますが、ただ問題は、この分団各部の活動費が厳しいものになります。分団の活動費については各分団年に12万円ほどの活動助成金が出ております。そのうちの半分近くが団長の活動費となっております。

各分団長に聞きますと、6万円程度の活動費では少ないということですが、各部の総会、行事への参加、御樽代、また幹部会議後の懇親会等にしますと手出しが非常に多いというようなことで、家庭にも御迷惑をかけているような話も聞いております。

そういった中で、分団運営費はそのまま使ってもらうようにしていただき、別に分団幹部運営費として助成できないものか、これは町長に伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 先ほどから、消防団の組織関係全体の調整というのが質疑があっているようでございます。この件につきましては本町だけじゃないとは思いますが、関係町村とのよく調査をしながら今後、進めていこうと思っております。

そして今、御質問がありました件につきましては、しっかりと調整をさせていただきたいと思っております。先ほど言いますように、いたずらに消防団長ほか幹部の方に負担が行ってはまた大変でありますので、そういうのも含めてしっかりと調整をしていこうと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。前向きな検討をしていただくというようなことで、よろしく

お願いを申し上げたいと思います。

これとは別になりますけれども、同じことを繰り返すようで申し訳ございませんが、各部の活動費についても助成をお願いしたいのですが、現在、各部には活動費助成は町からはないようですが、各部には分館よりの消防費として、また後援会費として助成をいただいて各部の運営をしているのが現状ではないでしょうか。

先ほど団員の報酬についても、団員は準公務員に当たるので分館からの消防費も準公務員への寄附行為ではないかとの声も聞かれます。これが本当であれば、各部の運営が厳しいものではないかと考えておりますが、消防団各部への助成はできないのか、伺います。

各部の活動費には詰所の電気代、ガス代、詰所の維持管理費、資機材の修理と大変多くあります。そういったことを聞いております。消防詰所にも大変古くなっているところもありますし、詰所の修理も大変厳しいものがあると伺っております。今後、町から各部への助成、これについても町長にお伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 3番議員の話にもございましたように、今、制度が変わるとするときに、なかなか消防団の運営も厳しさを増すということでもあります。ただ従来もそういう詰所なんかのハード面につきましては、町がちゃんとしておりますので、そういう分について地元からお金をいただくということはまずないだろうと思っております。

ただソフト面につきましては、今からどうなるか、今からの話ですのでなかなか踏み込んで話をすることはできませんけれども、やはり私は地元住民の方も、その消防の全体が自分たちを守っていただくということも考えてもらわなければ、いわゆるソフト面でそういうことも考えていただかなければ、私はならないのではないかなと思っております。そういうことも踏まえまして、今後、そういうこともしっかりと踏み込んでといいますか、調整しながら進めていこうと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 今、確かに言われましたように、ソフト面からも地域住民の方々の消防団の意識というのも必要でもあると思いますので、そこのところはすぐにすぐじゃありませんけれども、もし総務省のほうからこういった形になってきたら、今後、十分協議をしていただきながら進めていってほしいと思います。是非各分団員や消防団員も減少傾向にありますので、運営にも厳しいものがあります。是非助成等、検討をよろしく願いしたいと思います。

質問要旨3、消防団分団再編計画について伺います。

現在、8分団ありますが、各分団で1部制、2部制、3部制であります。1部、2部制になりまして、早いところで8年ぐらいですか、大体五、六年前後になると思います。現在、消防団員数は定数356名、そのうち機能別が75名で、現団員が281名です。数をされていますけれども、今年4年ぶりに出初式が行われましたが、団員の中には仕事にて参加できない団員の方もおられるようですし、団員の参加は少ない分団は十五、六人の参加でした。これを見ても寂しいものもありましたが、その分、参加されておられた団員の方が一生懸命活動されているので安心したところでございます。

今後、消防団入団者は年々減少傾向にあります。また機能別消防団員も高齢化の可能性も否定できません。町の人口も減少、ましてや若者も減少。これらのことを考えますと再編を考えるべきではないかと思っております。

今、8部制で行っておられますが、今後の課題としてどういうふうな再編を行っていくのか、これも検討をしてい

ただきたいと思います。錦町消防団組織検討委員会もありますので、いろんな幹部の意見、またこの検討委員会の皆様方の意見を聞きながら再編について、これも年数がかかるかとは思いますが、早い時期に検討をしていただいて、再編をお願いしたいものだと思いますが、これについて町長のお考えをお尋ねしてよろしいでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 人が減っていくというのは、非常に寂しいものがございます。ただ現実にはそういうふうになっていくということも考えられますので、早め早めの対応は必要かと思っております。

やはり今、今年の消防団の出動者といいますか、入退団式に出動して参加されてくださったのは230名ほどでございました。先ほど言いました質問に言われました定数から考えますと80%程度の参加ということでございます。今後、定数全体も減ってきましようし、また参加する人も減ってくるだろうと思っております。

やはり一番心配しますのは、そうなったときに住民の皆さん方の安全安心、生活の安心をどれだけ救うことができるか、或いはどれだけ保つことができるかということに尽きると思います。

そうしたときに、その消防を再編をして、そして安全安心を保つということをする必要があるかどうかというのは今後しっかりと検討していかなければならないと思っております。ただ今までの経緯が再編という3部から1部制にしているところもありますから、そういう経緯がございますので、そういうことにも今後検討をしていく必要があると思っております。非常にどの時期でいいというのは難しいですけれども、ここは皆さん議員の皆さん方としっかり話しながら進めていこうと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。急ぐ必要はないと思っておりますけれども、やはり一番は町民の方々の安心安全だと思います。その点を色々考えながら、色々と検討をしていただきたいと思います。

やはり団員の中でも将来はせんばなというような、もうせんば時期よなという声もよく聞きます。そういった中で、錦町全体の安心安全のためにもある程度の人数も必要でもありますけれども、体制を作り直すということもまた必要ではないかと思っておりますので、今後の検討をよろしくお願ひしたいと思います。

これにて私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田農利人議員の一般質問が終了しました。

---

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和6年第1回錦町議会定例会7日目の会議を散会します。

午後4時56分散会

---







令和6年 第1回 錦町議会定例会議録 (第3号)

招集年月日	令和6年 3月 5日	招集の場所	錦町議会議場
開閉会日時及び宣告	開議 閉会	令和6年 3月12日 令和6年 3月12日	午前10時00分 午後 3時02分
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号
出席議員 12名	1	出 谷 口 一 也	10
欠席議員 0名	2	〃 丸小野 聖 一	11
	3	〃 梶 原 誠 二	12
凡例	4	〃 早 田 和 彦	
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二	
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子	
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人	
	8	〃 岡 田 武 志	
	9	〃 池 田 秀 晴	
会議録署名議員	6	石 松 まゆ子	7
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也	
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名			
職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課長	山 園 琢 磨
副町長		健康増進課長	森 山 毅 宏
総務課長	深 水 英 雄	健康増進課長	森 山 毅 宏
教育長	毎 床 三喜男	健康増進課長	森 山 毅 宏
会計管理者	白 川 裕 美	健康増進課長	森 山 毅 宏
議 事 日 程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

## 議事日程

- 日程第1 一般質問
  - 日程第2 議案第2号 令和6年度錦町一般会計予算
  - 日程第3 議案第3号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計予算
  - 日程第4 議案第4号 令和6年度錦町介護保険特別会計予算
  - 日程第5 議案第5号 令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計予算
  - 日程第6 議案第6号 令和6年度錦町水道事業会計予算
  - 日程第7 議案第7号 令和6年度錦町下水道事業会計予算
  - 日程第8 議員派遣の件
  - 日程第9 委員会の閉会中の統調査申し出について
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
  - 日程第2 議案第2号 令和6年度錦町一般会計予算
  - 日程第3 議案第3号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計予算
  - 日程第4 議案第4号 令和6年度錦町介護保険特別会計予算
  - 日程第5 議案第5号 令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計予算
  - 日程第6 議案第6号 令和6年度錦町水道事業会計予算
  - 日程第7 議案第7号 令和6年度錦町下水道事業会計予算
  - 日程第8 議員派遣の件
  - 日程第9 委員会の閉会中の統調査申し出について
- 

## 午前10時00分開議

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第1回錦町議会定例会8日目の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、ただ今から一般質問を行います。

本日は、2番、丸小野聖一議員、4番、早田和彦議員の予定です。

2番、丸小野聖一議員の一般質問を許可します。

○議員（2番 丸小野聖一君） 皆様、おはようございます。2番議員の丸小野聖一でございます。

議長より質問の許可をいただきましたので、令和6年第1回錦町議会定例会、一般質問を始めたいと思います。

まず、私の議員としての心情は3つでございます。1、希望、将来が明るく、生きがいを感じる社会、2、創生、今ある価値、そして新しい価値を創造する社会、3、伝統、過去を重んじ、未来につなげる社会でございます。

それでは、本日は通告書に基づき、1、第3期にしき・まち・ひと・しごと創生総合戦略より、「新たな取組」より3点を質問させていただきます。質問事項2、小学校教科担任制度について質問させていただきます。質問事項3、

選挙のインターネット投票について質問させていただきます。

それでは、質問席より順次質問を行います。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。現在、日本においては、令和6年1月、能登地震が起きまして、連日、目を覆うようなニュースがありました。私はこの錦町に戻る前、4年間金沢におりまして、5年間そこで勤務しておりました。より身近な感覚として受け止められました。また、昨日3月11日、黙祷をささげましたが、東日本大震災、2011年のときは、東京の新宿の50階の高層ビルにおりましたので、そのすさまじい揺れと、その後の様々な混乱を見ました。

海外に目を向けると、ロシアのウクライナ侵攻、イスラエル、パレスチナの紛争など、アメリカ軍が2021年8月にアフガニスタンから撤退してから世界情勢が大きく変化しました。その中で、新型コロナウイルスのパンデミックが起こり、世界全体が生活の変化を余儀なくされました。

今回、先ほど申し上げました3つの質問でございますが、テーマは「備える」でございます。あらゆることに備えなければならないのですが、その優先順位を選定し、それを実行していくことが、政治・行政の仕事と考えます。

さて、話はまた飛びますが、先月2月初旬に、それこそ4年ぶりにタイに行きました。そのうち5日間はカンボジアに、私としては初めて行きました。そこで感じたのは、見たものは、貧困と貧富の差でございます。高速道路でございましたが、ぼこぼこしており、夜の走行は相当怖くて、センターラインもないような状況でした。ゴミも散乱しておりました。街灯も少なかったです。その中で、ストリートチルドレンがいる前をフェラーリとかメルセデスが走っておりました。

そして、インフラですが、具体的には水道・電気・ガス等の社会インフラの脆弱性であります。日本がいかによばらしい国であるか、蛇口をひねれば水が出て、スイッチを押せば電気がつく、その当たり前のことがすばらしいと再確認いたしました。

社会インフラのお話をしましたが、錦町においても、水・電気・ガスは当然のインフラとして運営されております。その社会インフラが将来永劫に子どもたち、孫たちの時代まで当たり前のインフラとして維持できるのかというふうを考えてまいります。

さて、日本の人口は確実に減少すると言われております。その中で、先ほどの社会インフラや医療・交通・教育といった生活に必要なサービスをどう維持していくのか、道路や橋、公民館といったインフラをどう補修していくのか、地域の産業や雇用をどう開発していくのかなど、多くの課題に取り組む必要があります。

難しいのは、既に高齢化への対策を行うと同時に、これらの対策を考えなければならないということであり、まずは政治・行政・住民が事実をきちんと認識することが大切です。全てはそこから始まるということだと考えます。

そこで、質問事項1、第3期にしき・まち・ひと・しごと創生総合戦略への「新たな取組」より3点質問いたします。

今回、第6期錦町総合計画を見させていただき、その新たな取組として3点御質問させていただきますが、その前に、この第6期錦町総合計画について御紹介させていただきます。

来月4月には、概要版が全戸に配布され、ホームページにてアップされると聞きました。詳細は是非そこで確認していただければと思います。

その第1章、ひとが集い暮らしやすい町のところの文章が非常に今の現状を表していて、分かりやすいかと思うので、少し御紹介させていただきます。

「近年、全国的に少子高齢化が進む中、錦町は平成25年から29年の合計特殊出生率が2.26で、全国第9位、熊本県で1位という高い出生率を誇っています。国道219号線沿いを中心に集合住宅の開発も進み、若いファミリー層を中心とした流入が見られ、子育て環境の整備も相まって出生率の逡減を一定程度抑えることにつながっている。しかし、町の高齢化は着実に進行し、出生率と死亡者の差の基づく人口の自然動態は減少基調が続いている」と書いてあります。

数値目標といたしましても、令和6年から9年までの社会逡減、年平均50人減、令和6年から令和9年までの4年間の出生率280人ということで、数値目標も示されております。その中で、少子・子育て対策として、出産に対する支援、不妊治療の助成、子宝祝い金制度の実施、子育てに対する支援として、病気を持った病児・病後児保育の実施、子ども医療費の助成等、給食費の助成、学童保育の充実、ひとり親家庭への支援、入学祝い金制度の実施、修学旅行費助成制度の実施と様々な錦町の行政、町長の思いがなぜこれをやるのかということが理解できます。

是非、住民の皆様にも、この総合計画を御一読いただき、錦町が何を指して、どこに向かっているのか、何をしているのかが詳細に書いてございますので、是非4月の配布後、概要版が配布されますので、詳細版をホームページで見てください、この総合計画を見ていただければと思います。

その中で、今回、私の御質問は、新たな取組ということで、居住環境の整備としては住宅リフォーム、上下水道のインフラ、下水道及び浄化槽の整備と挙げられているのですが、その4番目に、定住に向けた環境整備、球磨村大王原公園仮設団地について示されております。

質問要旨の第1、定住に向けたこの環境整備について、1番目に事業の概要についてお伺いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃいました、第3期の総合戦略におきましては、新たな取組として、定住に向けた環境整備を挙げております。

内容は、大王原公園仮設団地と一武こども園跡地の利活用となります。大王原公園仮設団地につきましては、球磨村で被災された方々のために、熊本県が建設した応急仮設住宅ですが、今年度末までに入居されていた全ての方が退居されるということです。

町では、仮設住宅を町有住宅として利活用するため、令和6年4月に県から譲与を受ける予定としております。

住宅の構造は木造平屋の長屋建てで、1棟当たり1DK1戸、2DK2戸、3DK1戸の4戸からなり、15棟60戸と集会所1棟の譲与を受ける予定としております。譲与を受けた後に、改修設計・改修工事を行いまして、令和7年度からの入居受付を予定しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございました。

次に、質問要旨の2、事業費についてお伺いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） お答えいたします。

事業費につきましては、改修に係る実施設計・測量などに850万円、改修工事・外構整備工事に1億530万円など、計1億1,700万円ほど、当初予算に計上をいたしております。そのうち、約4,900万円は国からの交付金を充てる予定としております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。

3つ目の質問でございますが、住宅家賃の設定について、また入居率の目標とその根拠、併せて、先ほどもコメントありましたが、旧一武こども園跡地についても、コメントをお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

この仮設団地、こちらを町有住宅として利用しまして、入居いただく使用料につきましては、人吉球磨地域におきます家賃の状況ですとか、あとは住宅の改修費用、維持管理費、将来的な解体費を賄うことも想定しております。また、木造住宅の耐用年数などから、譲与後の使用期間を25年と設定し算定をしております。

1DKは2万2,000円、2DKは2万6,000円、3DKは3万2,000円で使用料は設定しております。

入居率につきましては、令和9年度末で目標として8割の設定をしております。根拠としては、この住宅の改修や維持管理、将来の解体に係る経費を想定したとき、8割の入居が確保できれば、将来的に余裕を持った運営ができるのではないかということ、また町内事業者の方などからの入居に関する問合せ状況などを見込みまして、入居目標として適当であると設定しております。

旧一武こども園の跡地につきましては、県道横でアクセスも良いということで、分譲住宅地など適しておると考えております。

こちらにつきましても、令和6年度の当初予算におきまして、用地測量業務など253万円を計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。この重要業績評価指標としてのKPI、錦町単独住宅入居率80%、令和9年ということで、総合計画にも記されておりますので、是非今後とも、この事業を進めていただければというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、質問要旨2、公共施設等の長寿命化の推進についてということでございますが、過去40年以上経過し、今後、更新時期を迎える公共施設等が増えることから、計画的な点検・診断によって得られた情報を基に、長期的支援に至った老朽化対策計画を立てているということでございますが、まず1つ目の御質問として、過去に建設され、40年以上経過した公共施設とはどういうものがございませうでしょうか。お答えください。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

町では、公共施設等総合管理計画を定めておりますけれども、その中には建設から40年以上経過した施設としまして、就業センター、青年会館、勤労者体育センター、小学校校舎や体育館など、9施設がございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 先ほど申し上げましたが、老朽化対策計画等はございませうでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問の計画につきましては、町では、先ほどもちょっと出ましたけれども、

公共施設等総合管理計画と、この管理計画に基づく個別施設の計画を策定しておりまして、公営住宅を除く施設の劣化状況を踏まえた公共施設の更新・長寿命化を計画的に行うこととしております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。ありがとうございます。その9施設についての優先順位、色々これから御計画を立てられると思いますが、しっかり計画にのっとり実施していただくことを望みます。

それでは、質問要旨の3つ目でございます。

デジタル技術を活用した住民サービスの向上ということで、2月23日、日経新聞に、6分野を新たな交付対象にという記述がございました。

子育て、福祉相談、介護、交通・観光、教育、防災、この6分野が新たな交付対象になるということで、新聞記事がございました。

デジタル技術を活用した住民サービスの向上についてお尋ねいたします。

サービスの向上、総合計画の中にもあるのですが、先ほど言いましたKPI、業務業績評価指標としての行政事務及び住民サービスのデジタル化4件、公共施設等におけるデジタル環境の整備2件、この内容について御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、行政事務及び住民サービスのデジタル化4件につきましては、現在、明確にしている事業はないものの、例えば戸籍窓口におきまして、マイナンバーカードや運転免許証を活用し、各種申請書を作成する書かない窓口の取組や、令和7年度までに行政システムの標準化を義務づけられていることから、それに伴う住民票などのコンビニ交付などが考えられます。公共施設等におけるデジタル環境の整備2件につきましても同様ですが、例えば避難所としても活用しております施設のWi-Fi整備や公共施設予約システムの導入などが考えられるところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。ありがとうございました。

これまでのデジタル活用の事例を幾つか挙げていただいて、町民の方にもイメージを持ってもらいたいので、令和4年度、5年度について、簡単に御説明いただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

これまでのデジタルの活用実績でございますけれども、まず令和4年度に2つございます。

1つ目が、先端技術導入による中山間地域の特産品生産、スマート化への展開、いわゆるスマート農業。この事業でロボット草刈機、ラクベスト、マッスルスーツを購入しております。

2つ目が、位置情報分析によるデジタルマーケティング事業、こちら観光事業に特化したものでございますけれども、携帯GPSを使った観光客の発地場所の分析、SNS広告、リスティング広告費用と配信用動画を制作、またデジタルスタンプラリー、周遊イベント等を実施しているところです。

令和5年度につきましては、同じく2つございまして、まず、錦町情報配信サービスプラットフォーム構築事業、いわゆるあいねっとのIP告知端末からタブレットへの交換、その事業が1つ目です。



2つ目が、球磨郡介護保険総合ネットワーク整備事業、現状使用しておりますシステムの改修、デジタル化しているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。ありがとうございました。

これからもデジタル技術を活用した住民サービスの向上に努めていただければというふうに思います。

さて、デジタル技術の活用した住民サービスの向上について、今回、AIについてのお考えを御質問させていただきたいと思います。

AIについては後ほども述べますが、今後の活用について大きな変化があるのではないかと考えておきまして、現時点でのAIの活用を考えていらっしゃいますでしょうか。お願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） お答えいたします。

総務省が発行しております自治体DX推進計画におきましても、重点取組事項として、自治体のAI利用推進が掲げられております。

AIやデジタル技術の活用によりまして、町民の皆さんの利便性向上でありますとか、自治体業務の効率化が図られて、行政サービスの向上にもつながると思っておりますので、先行自治体の取組などを参考に、本町に適した形でのAI活用の推進は、今後とも図っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。今後とも是非よろしくお願いいたします。

質問要旨1の最後になりますが、町長にお伺いいたします。

先ほど私が申し上げました総合計画、冒頭の、特に人の部分、ここにすごく町長の思いが入っているんじゃないかなと考えます。是非コメントをいただければと考えます。お願いします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 先ほど総合計画の後期分になりますけれども、しっかりとPRをしていただきましてありがとうございます。

地方の行政というのは非常に運営が難しく、しかも人口が減少していく1万規模の町にとっては、将来の自治体はどうなっていくか、将来の行政へのサービスがどのように変わっていくかということをしっかりと考えながら、そしてそれを推進していく、先ほど言いました創造を実行していくということは非常に大事なことだと思っております。

特に先端技術の振興というのはもう顕著化されておりますので、この部分についてやはりしっかりと住民にも皆さん方にも理解をしていただきながら、サービスを進めていくということが重要なことだと思っております。

今後、いつも言いますように、大きな人吉球磨の災害があったり、人口減少がしていく中では、人吉球磨が一つになって進めていくということが大事だと思っておりますので、そういう観点から、今後まちづくりも進めていこうと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。町長、ありがとうございました。

最後に繰り返しになりますが、第6期錦町総合計画後期、4月には全戸に配布される予定でございますので、是非住民の皆様御覧いただき、自分なりの考えもあるとは思いますが、是非町政の御理解をいただければというふうに考えております。

それでは、そのまま質問事項2、小学校教科担任制度についてお伺いさせていただきます。

まず前提になりますが、なぜこの質問になったかという、昨年の夏、甲子園の野球で優勝しました慶応義塾高校の野球部、監督のコメントが心に刺さりました。

私も会社員だったわけですが、昔はというか、直近までは、上司の指示に忠実な人材、これが求められたというふうなことを監督が言っているらしいです。今、自分でアイデアを生み出せない人はいないとまではっきりとおっしゃっています。

狙い球を個々に考え、選手のほうからサインを出す、こういう記事が胸に刺さりました。

先日、錦中学校の卒業式に伺いましたが、2040年1,100万人の労働供給が不足するというふうに言われています。2030年には3,341万人の不足でございます。卒業した中学生は2040年には40代、まさに働き盛りの真っただ中にいると思います。現在の小学生は20代で社会人になり、その様々な業種の中で勉強をして、最前線で働く人材ということになると思います。2040年には1,100万人が労働供給が不足する、これはもう間違いないことでございます。

先ほど、慶応義塾高校の監督がおっしゃられたとおり、働く人たちが減り、その一人一人のアイデア、これがないと日本は回っていかないということだと考えます。

深刻なのは人口の規模ではなくて、この25年間、四半世紀で2割という縮小のスピードが起こってくるということでございます。教育分野についても激変するのではないかとというふうに私は考えております。

現在の株価、昨日と今日は少し下げておりますが、世界でいうとNVIDIAという会社が注目されております。これは2017年以後の世界チャンピオンがAIに負けたという衝撃的なニュースがございましたが、今現在、AIがいろんな話題になる中で、このNVIDIAは10年間で約800倍とか900倍に株価は化けております。そのリノベーションの速さ、携帯は約15年から20年で全世界に普及しました。スマートフォンもしかりだと思えます。

一つの業態、産業革命と言うのかどうか分かりませんが、業態が成熟するのが約15年から20年と言われております。AIについては3年から5年になるんじゃないかと、すさまじいスピードで浸透していくのではないかと。

先ほど申し上げました、中学生がまさに社会の中心となって働く40代になったときには、1,100万人の労働供給が不足し、そして、AIがぼっこするというような状況かと思えます。

日本の教育制度、私も小学生、中学生、高校生と過ごしたわけなんですけど、今回、教科別担任制度について御質問するのは、今まさに変化していただきたいということではなくて、そういう考えを持って教育、スピード感を持ってやっけていかないとますます厳しい日本の状況になるんじゃないかということからの質問でございます。すぐこれをやっけてくれという話ではないということをお願い申し上げます。錦町の現状について教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

本町の現状としては、小学校の理科と英語教科については、教科担任制の措置がなされています。特に英語教科については、今年度から新たに配置された教科であり、熊本県内でもごく僅かの学校にしか配置されていない、モデル地域のような取組でありますので、特筆すべきことだと思われま。

現在の小中学校においては、担任教師の確保がぎりぎりのような状況の中で、加配という形で教師を配分いただい

ておりますので、本町においての取組もより積極的になっていると思います。

理科教科については、これまでも各小学校に専科教師として配分がなされていまして、今後、教師の増員ができた場合に限り、教科担任制の導入が進んでいくのではないかと考えられます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。人員配置など厳しい現状で、すぐに変化はできないというようなコメントだったかと思います。

この小学校教科担任制度についてのメリット・デメリットを教えてください。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

メリット・デメリットの説明の前に、若干、教科担任制の取組について御説明させていただきます。

教科担任制には4つのタイプがあります。

まず1つ目、中学校や高等学校のように、教科ごとに担任教師が配置される完全教科担任制、これは今、錦中学校がこのタイプになります。2つ目が、専科教員の配置による特定教科担任制、これが今、今年度から始まった錦町の英語教科と理科教科での取組ということになります。3つ目が、学級担任間での授業を交代する教科担任制、小学校における複式学級での対応が行われている。或いは支援学級等で行われているかと思いますが、4つ目が、中学校の教員が小学校で授業を行う教科担任制、今現在多くなってきました義務教育学校、水上学園や球磨村の清流学園などがあるかと思いますが。

メリットについてですけれども、4点ほどあると思われます。

1つ目が、特定の教科の教材研究に専念できるということ。これは、これまでの小学校の教師は一人で全教科をクラスで教えることとなり、負担が多い上により高度な学習内容を研修・研究し、指導する必要があったことから、教科担任制の導入により、その負担を減らすことができ、かつ自分が受け持つ教科の教材研究が進められるというメリットが挙げられます。2つ目、複数の教員で児童を見ることができるとことが挙げられると思います。教科担任制の導入によって、担任教師以外の専科教師が児童を指導することとなり、多くの教師により児童の観察や学習の状況の評価ができると共に、児童にとっても質問や相談ができる機会が増えるというメリットが挙げられると思います。3つ目が、小学校と中学校の連携と接続が円滑になるということだと思います。現在でも、小学校と中学校の接続・連携に関しては、文科省が重要な取組としてうたっているように、専科教師が入ることによって、中学校への情報提供や連携がスムーズになるほか、教科の専門性を高めた指導が6年間と3年間で総括した形で対応できるというメリットが挙げられます。最後、4つ目ですが、教職員の働き方改革につながるということが挙げられます。これが最も効果があると思われるメリットではないかと思われます。小学校の教職員の負担が軽減されると共に、有効な時間を活用でき、自分が受け持つ教科の専門性や高度な教材研究に取り組む時間を確保できるということが挙げられると思います。

一方のデメリットについて、幾つもあると思われますが、特に3点ほどかと考えております。

1つ目が、教科間の連携不足です。各教科ごとに担当の教師が変わることとなり、教科間の連携や児童の状況等についての情報提供が不足するということが懸念されます。2つ目に、教職員の専門性や多様性の制約が挙げられるかと思いますが。教職員は専科教師となる場合に、より専門的な特定の教科のみを指導することとなり、他の教科の知識やスキルを習得し、生かす機会が限定されるということ、それにより様々な教科の多様性を見出せなくなることが挙げ

げられるかと思えます。3つ目に、児童の視点への配慮と欠如が心配されます。特定の教科を専科することで、児童の個々のニーズや興味に対する配慮が不足することが挙げられます。

以上、メリット・デメリット、それぞれあるかと思えます。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 詳細な説明ありがとうございました。良きところも悪きところもプラスマイナスもあるということでございますので、今後、時代の流れ、先ほど申しました労働供給の不足というところも考えまして、より高度な教育がここに移っていくのかなというふうに思っていますので、是非、今後とも検討をお願いしたいと思います。

3番目に、今後の展望についてお伺いしたいと思います。

大学では、私学については50%がペーパー試験がなくなっているというふうに聞いております。国立においては30%がAO試験だと、ペーパー試験レスになっているというふうに聞いています。また偏差値も二極化、偏差値が高い子と低い子が二極化しているという話も聞いております。今後の展望についてお伺いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

この教科担任制の今後の展望についてでございますが、県の教育委員会の方針ですとか、教職員の増員確保が影響することとなり、簡単に本町独自での取組を行いたいという意向はなかなか難しいかと思われます。

想定できますのは、今現在、人吉球磨管内において、少子化の影響から小中学校の合併統合などが行われてきている状況からすると、義務教育学校として9年間の小中一貫教育となった場合には、教科担任制の導入と専科教師の配置がしやすくなるという背景が出てくるかと思えます。

また、本町において、英語教科の加配による教科担任制が行われている状況については、継続的に実施できるかも含め未知数であり、人吉球磨管内及び熊本県内の教職員の確保が十分できる状況にならないと、この教科担任制についての導入が進むということは難しいのではないかと考えられます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 最後に、教育長にお伺いしたいと思います。

この教科担任制度についてもそうなのですが、今後、AI等のデジタル技術の発達により教える側の変化、学ぶ側の変化、特に学ぶ側の変化が私は起こるのではないかというふうに考えています。そこまではコメントをしていただかなくて大丈夫なんですけど、教科担任制度について、教育長、コメントをお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） 小学校の教科担任制度につきましては、実は私も教育長になってすぐ、当初の段階で子どもたちの学力向上、それから教職員の働き方改革の観点でどうにか推進できないかと模索、検討いたしました。

昨年度から、県や国も、今までの少人数指導とかTTによる指導、そちらから専科教員による指導のほうに切り替える、付け替えているというところで、条件が整えば、私も今後拡張したいという思いは続けて持っているところです。ただ現状、理科と英語の専科教員ということで配置をいただいておりますが、先ほどありましたように、英語の専科教員につきましては管内で錦町のみです。非常に人材不足の中、厳しい中で加配していただいているという状況もあります。条件が整えばと申しましたけれども、教職員の定数、或いは人材不足の点、これが少しでも改善が進めばそういう方向を再度、具体的に検討していけるかなというふうに思っているところです。当面は、現状を維持して

いただくような形で進めていけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 教育長、御丁寧な御答弁どうもありがとうございました。今後とも是非この点に限らず、教育分野、大きな変化をしてくるかと思いますので、是非また御検討いただき、これにかかわらず発展していただければというふうに思います。

それでは、質問事項3、選挙のインターネット投票について御質問させていただきます。

このインターネット投票を次回からやってくださいということではなくて、御検討いただければと、御検討する価値に当たるんじゃないかというお話でございます。

まず、平成の大合併、自治体は3,200から約1,700に減ってございます。

2023年の統一地方選挙においては、首長においては56%が無投票、町村議選においては33%無投票になっております。

錦町はどちらとも選挙を行っていますので、ほかの地域、首長選では56%は約半分が無投票になっている。議員のところでも、町村ですけど33%、この成り手不足というところにつながってくるかと思うんですけど、これは一つの見方を言えば、自治を担う力が弱まったということではないかと、一つの見方からすれば、そういうふうに思われます。その中で、生活様式が新型コロナウイルス感染症パンデミックによって一時大きく制限されました。

先ほどもコメントさせていただきましたが、デジタル化の流れは変わることなく、むしろ物・金・情報の流動性が上がったというふうに感じております。

私も色々調べましたら、この選挙のインターネット投票についてはかなり大きな壁があると認識しております。

まず、インターネットの投票がこの無投票の流れを変えるというふうに考えますが、そのインターネット投票に関するコメントをお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

インターネット投票につきましては、ある自治体で先行的に取組を進めておられるようではございますけれども、やはりどうしても公職選挙法の壁が非常に高いところで、そちらの公職選挙法にあります普通選挙・平等選挙・秘密選挙・自由選挙・直接選挙、こちらの原則を守れるように執行するのがなかなか難しい面があるのかなと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 世界を見てみると、エストニアがその制度を受け入れていると、アメリカとカナダの一部もインターネット投票を受け入れているということで、世界でもごくごく少数のところだけがそれを採用しているということでございます。

仮になんですけど、インターネット投票が可能になった場合、従来の投票、現在やっている投票とインターネット投票を併用する場合もあるかと思うんですけど、その経費についてはどういう形になりますでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

町で執行する選挙についての経費ですけれども、まずかかってきますのが投開票を処理する職員の人件費でありま

すとか、投票管理者、投票立会人の方への費用弁償がまず人件費としてかかってまいります。あとはポスター掲示場の設置撤去、投票入場券の印刷発送経費もかかってまいります。また、町で執行する選挙につきましては、選挙公営に係るビラ、ポスター作成や選挙運動用自動車の経費、こちらもかかってまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 質問要旨3の冒頭にも申し上げましたが、すぐこれを採用してくださいということではなくて、町ではいろんなチャレンジをこれからしていけないといけないと、先ほど言いました子どもの時代から孫の時代、ずっと先の時代を見据えることもそうなんですけど、目先の事柄に関してもいろんな検討を今後していただければというふうに思っております。

質問は以上なんですけど、最後に、私も議員になりまして一年がたとうとしています。まだまだ勉強しなければならぬことだらけでございます。微力ながら、錦町に貢献したいと強く考えております。どうぞこれからもお願いいたします。

これにて私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野聖一議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は11時5分から開議します。

午前10時51分休憩

午前11時05分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

4番、早田和彦議員の一般質問を許可します。4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 皆様、こんにちは。4番議員、早田和彦でございます。ただ今、議長より質問の許可を頂きましたので、令和6年第1回錦町議会定例会一般質問を行います。

今回の質問では、事項1、学校施設避難所の空調設備工事について、事項2、農業を営むための、やむを得ない野外焼却について、事項3、県道覚井一武線水無川橋交差点の改修は、についての3項目を通告しております。

これよりは質問席にて順次行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） それでは、質問事項1、学校施設避難所の空調設備工事について伺います。

質問の前ですけれども、最近はどうも私が最後の質問というのは結構多いような気がしまして、非常に何か見えないうプレッシャーを感じておるところですが、その気持ちも踏まえていただきまして、大らかに見ていただければと思います。

それでは、空調設備工事についてですが、公立学校施設の整備に関しまして、令和5年度制度に改正されました。理由については、近年の気候変動の影響により、気象災害が激甚化、そしてまた頻発化しておるところであります。

また、起こるであろうと思われる南海トラフ地震、首都直下型地震等の大規模地震の発生も切迫していることを鑑みまして、政府全体として防災・減災、国土強靱化に関する取組が強化されております。

そのような中、学校の体育館は、子どもたちの学習、そしてまた生活の場であることはもちろんのこと、災害時におきましては避難所としての活用が期待されておりますし、実際避難所として利用されているところでもあります。

しかしながら、学校の体育館の空調設備の導入は進んでいない状況で、全国的に進んでいない状況であります。教室等におきましては、ほぼほぼ熊本県でも九十七、八%ぐらい設備工事は進んでおりまして、快適な授業を生徒さんたちも受けられている状況であります。体育館では、屋内運動場の体育館では進んでいないということでもあります。

このため、文科省が国土強靱化の観点からも、重要な取組である学校の体育館への空調設備の導入を推進するために、新設、それから大規模改造を含んだところで、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の期間において、空調設置についての補助率の引上げを行うということで、令和5年度から令和7年度までの3カ年で補助率を上げますということになっております。今までは3分の1の補助率だったのが、2分の1ということで、3分の1と2分の1ではかなりな補助率がアップされておりますので、これはチャンスじゃないかと、そのように私は考えました。

さて、本町において、公立学校体育館の空調については整備されていない状況であります。避難所としては、体育館を含め、西地区、一武地区は、小学校体育館のほか、空調が整備されております西コミセン、福祉センターと指定されておりますが、木上地区においては、木上コミセンが避難所として使用されませんので、臨時的なものもありますけれども、木上小体育館が木上地区の方の避難所の指定になっております。しかしながら、木上小、一武小、西小も、先ほども申しましたとおり、空調がありませんので、非常に避難所としての、長期避難になった場合には厳しい避難所生活になるのではないかと、そのように考えておる次第であります。

国としても、地域の避難所としての役割を担う体育館については、先ほども申しましたとおり、空調設置と併せて確保するよう、要請、検討を自治体に進めるよう促しているということですが、このような状況を踏まえ、この学校施設、環境改善交付金事業を活用して、公立学校の体育館に空調整備を行う考えはないかということでお伺いをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

各学校の体育館においては、現在、空調設備が設置されておらず、大型扇風機を配置しての利用となっております。そのことから、特に夏場の暑い時期には、暑さ対策や熱中症対策が必要な状況かと思われま。

質問議員から御指摘のありましたように、令和7年度まで、国において交付金のかさ上げによる整備の推進が図られていますので、本町においてもしっかりと対応していく必要があると考えております。

今現在は計画はございませんが、木上小学校の体育館については、防災計画上の第1避難所として指定してありますので、早急に設置する必要があると考えております。そのことから、総務課・消防交通係と協議を進めており、国の交付金の前倒しが可能であれば、令和6年度中にも申請を行いたいと考えております。その他の学校については、学校施設の整備計画を協議検討しながら、優先順位を立てて実施していく必要があると考えております。

学校施設については、残すところとして教室等の照明設備のLED化も計画することとなり、空調設備の整備と併せ財政負担が大きくなることが予想されます。したがって、令和6年度以降の年度計画を策定した上で、早ければ令和7年度中の整備に向け財政部局との協議を行い、令和6年度中に国への事業計画が提出できるよう準備を進めたいと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） せっかくの補助率が上がるということでもありますので、是非前向きに計画を立てていただきまして、大規模災害に備えるということが必要と考えますので、ここはお金の問題もあるかと思えますけれども、是非取り組んでいただきたいなど、そのように考えます。補助率が今後、これを逃すと上がると、そのまま維持

できるということもまだまだ考えられないので、ここはチャンスということで、是非取組を確保していただきたいと  
そのように思います。

続きまして、質問事項の2、農業を営むための、やむを得ない野外焼却についてを伺います。

実は、竹林整備とか山林整備とかをやっておりますと、必ず残渣、枝、葉っぱとかが出ます。私も野外でポーラス炭というようなものを作って、それから近所の野菜を作られる方にちょっと使ってみてくださいということで、土壌改良材として作ったところ非常に喜ばれました。これはちょっと生かしていくかなと思った矢先に、思ったのが屋外での焼却の件でありまして、この件につきましては広報誌や、それから、あいねっと放送等でも常に流れておりまして、ここで通報されたいかないということで一回、今ちょっと中断をしているところですが、そこで状況的には微妙なその屋外焼却というところで、今回はこの点について質問をさせていただきます。

野焼き、屋外での焼却等については、御存じのとおり廃棄物処理法において原則禁止ということで、先ほども申しましたが、広報誌、あいねっと放送などでも周知されておるところであります。この辺りにつきましては、町民の方々、住民の方々は当然理解をされていることだと思いますが、しかしながら、農林業での作業の際にはどうしても多くの残渣物が出るというのも、これまた事実であります。

先ほども申しましたけれども、ポーラス竹炭というのは、ある程度燃えた段階で水をかけますと細かく炭として残ります。それを土壌改良剤として、畑地や田んぼとかでもですけども、すき込んでいきますと非常に効果があると。同じ量の肥料を使っても収量が1.7倍ぐらいになるという、非常にSDGsみたいな感じで、個人でできる環境改善としても非常に有効であるというのは全国的にも知られておるところでございます。しかしながら、先ほども申したとおり野焼きが禁止となれば、なかなか取組もできないという状況であるのもまた事実であります。

そこで、野焼きの例外、それから禁止事項について、どのような事例になるかを伺いたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 野焼きの例外についてお答えいたします。

廃棄物の焼却については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められたもの以外は禁止となっております。周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である焼却のうち、農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却については例外とされておるところです。

次に、禁止事項についてお答えいたします。

公益上もしくは社会の習慣上やむを得ない焼却に該当しない場合、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微でない焼却の場合は、農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却であっても、例外規定に該当しないため法律で禁止されております。個別案件につきましては、罰則を適用する警察署の判断によるものと考えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。今、答弁いただきましたとおり、禁止、禁止ということで、非常に野焼きについては厳しい法律に縛られているのが現状ではあります。そしてまた、消防への届出、それから近所への配慮等もこれまた必要になるということで、原則禁止というのが非常にハードルが高いということでもあります。

しかしながら、先ほど申しましたとおり、竹炭、それから木炭につきましては、土壌改良剤として非常に効果があるというのはもう知られておるところですが、そこで質問の要旨の3に移ります。無煙炭火器等、専用器具での野焼きについてをお伺いします。



無煙炭火器というのは、ちょっと御紹介しますと、すり鉢状のステンレス製で作られた、底のほうは穴が開いておるんですけども、対流燃焼を起こし外に出ようとする未燃焼ガスを再度引き込んで再燃焼することによって煙が減少し、かつ器の中が900度の高温状態となることにより、高炭素の炭が短時間で大量に生成できる機器であります。この無煙炭火器を使い、ある県立の菊池農業高校です。日本農業新聞に載っていましたが地区の方を、興味がある方は、地区の方に無煙炭火器の使い方の紹介をされております。

ちょっと読んでみますと、この様子を竹を燃やしながら炭を作るわけですけど、参加者の方の声を御紹介しますと、以前から堆肥に竹炭を混ぜて使っていると。土壌改良にとてもよい竹炭ができた。そして放置竹林問題を解決したいという参加した60代の女性の方は、竹の伐採の話などもよく聞けたと、地域でも紹介したいということで非常に高評価。この竹炭作り、無煙炭火器を使った竹炭作りに関しては、地域の方も非常に高評価であることが伺えるところでもあります。

そしてまた、この記事の下には、この無煙炭火器のどういう物かという紹介がありまして、これ全てステンレス製で50センチ、100センチ、150センチというふうにサイズがあります。これを使ってポーラス炭を作ると、2時間で20キロぐらいの、実はポーラス炭という土壌改良剤ができるわけです。若干高価な物ではありますがけれども、このようなことを使って、色々と土壌改良剤として作られている方が日本全国にもおられますので、よかったらYouTube等でも見ていただくと、どのように作っていくかというのを紹介されておりますので、是非興味のある方は見ていただきたいと思います。

このように炭が土壌改良に効果があると言われておりますが、このような器具を使用したバイオ炭作りの野焼きについて質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） ただ今の御質問にお答えいたします。

バイオ炭の製造につきましては、令和5年11月に農林水産省から公表されている資料によりますと、個別の事案に応じて自治体が判断するため、事前に自治体の関係部局と十分に協議をして取り組む必要があるとされております。

無煙炭化器専用器具を使用しての炭製造につきましては、原料が廃棄物でない場合は廃棄物処理法の適用除外です。また、原料が廃棄物の場合は、林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却に該当し、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微な焼却の範囲でなければ禁止行為に該当すると思われまます。

なお、錦町が原料を廃棄物でないとして判断した場合でも、個別案件につきましては罰則を適用する警察署の判断によるものと考えますので、焼却は法律の例外規定の範囲内で実施をお願いします。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。今の答弁の中で例外規定の範囲内での実施ということでありましたけれども、なかなかどれが例外規定なのかということも非常に分かりづらいというところも実はあります。

ここに農水省の資料にもよりますけれども、今、課長の答弁にもありましたけれども、自治体の関係部局と十分に協議して取り組む必要があるということも答弁の中に入っております。これは後ほどまた、これについては提案がございしますので、その辺でまた協力いただきたいと、そのように思います。

例外規定の範囲内での実施ということではありますが、バイオ炭は、申しましたとおり土壌改良の効果もあります。原料によっては、土壌の透水性・保水性・通気性の改善といった物理性を促し、酸性土壌をアルカリ性に矯正したり、リンなどの栄養素を供給したりする効果が期待できます。特に材料としては、竹やもみから、これは非常にこの効果

が高いというふうに言われております。

また、堆肥や緑肥の有機物、バイオ炭の使用を推進することで、農地・草地における土壌への炭素貯留を促進しています。要するに、土壌の中に原料のまますき込むより炭としてすき込んだほうがCO<sub>2</sub>排出が10分の1ぐらいに軽減されるということで、農水省の資料の中に書いてある。

つまりは色々禁止されている野焼きでも、こういった機器を使って炭とすることで、こういうふうな効果がありますよということは、実は農水省も話しておるわけですよ。なので、これは、こういうバイオ炭作りは非常に今後の肥料高騰とかも踏まえたところで、私は生産者におかれても着手したほうがいいんじゃないかなというふうには実は考えております。

つまりは、生産者自ら営農の中で取り組むことができる唯一の地球温暖化対策もここで発揮できるわけです。肥料も作って、土壌改良材、なおかつ地球温暖化、個人でできるSDGsもここで賄うことができる。非常に一石何鳥にもなるのかなというふうに思います。

農産物の例えばバイオ炭で作りました農産物ですとなりますと、農産物の負荷価値も高めて売ることもできますし、農場のメリットも見込めますし、地域の環境整備にもつながるわけです。先ほどの菊池農業高校みたいに住民を巻き込んでいきますと環境整備のつながり、地球温暖化にも貢献できる。そういったところで農水省も実はこういった機器を使ってのバイオ炭は推進しておるわけです。

そして、私は、バイオ炭製造に関しては環境整備につながるのも当然ですけど、地域のコミュニティの場を作るとしても非常に有効ではないかというふうには実は考えておまして、地域の方々がそれぞれバイオ炭を作って、そこで語らいながら炭を作って、できた炭を持ち帰って我が家の家庭菜園でまいて野菜を作ると、そのようなコミュニティの場も作れるのではないかと、そのように思います。

そこで、ここでちょっと町長にお伺いしたいと思うんですが、町独自でバイオ炭の取組特区みたいなモデル特区を、何ヶ所もちょっと無理ですけど、特区を作って、このようなバイオ炭生成の推進を後押しできないかということでお伺いをしたいと思います。お願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 今日は質問議員の質問を聞かせていただいて、私も非常に勉強になっております。そういう事実そのものも私知り得ておりませんでしたので、そういう私みたいな人もたくさんいらっしゃると思っておりますので、担当課長としっかり話しながら、どういう希望があるのかといえますか、そういうのがいらっしゃれば集めて勉強会をすとか、そういうのをやっていこうかなと思ったところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。実は、通販とか大手通販サイトとか見ますと、米の紙袋、30キロ入りの米袋に30リッター分入れた場合の金額が1袋4,500円が出ております。竹炭を燃やしてできたポーラス炭、土壌改良材として売りますと、30リッターで4,500円です。これはルートさえ見つけると非常に副収入としてもいいのではないかと、そのように思った次第です。

要は、何とかゾンという大手通販でも非常に、それから、何天とか何天サイトとか、何ジェラサイト、そういうところでもどんどん出ておりますので、こういう需要がやっぱりあるのかなというふうに見まして、これは取り組んでも面白いかなというふうにして、今先ほどそういったモデルとして特区を作って、どうですかということをお話したところでございます。

ただ、この無煙炭火器がですね、50センチ、100センチ、150センチとありますけど、100センチで約8万円ぐらいかかりますので、この分に関してはちょっと後ほど色々決まっていけますと、1万、2万円ぐらいは何とかできないかなという気はしますけども、是非周りを見ていただきますと、竹林、無限に材料がありますので環境整備と一緒に、いかにしてお金にならないかなと考えておりますので、是非取り組んで、前向きに取り組んでいただきたいなど。そして、皆さんにお知らせをしていただきたいなと思います。

野焼きの禁止の話から、こういった土壌改良材を作るとお金になりますよという話をしましたけれども、見方を変えると、こういうこともできるということですね、実際あるわけですので、皆さんにちょっとお話をさせていただいたところであります。

それでは、続きまして質問事項の3に移ります。

質問事項の3につきましては、覚井一武線に関わります水無川橋交差点の改良・改修についてであります。

今、写真、皆さんのパソコンに出ていると思いますけれども、ここの道路は時間帯によっては県道覚井一武線よりも交通量が非常に多うございましてかなりな、朝夕に関しては非常に混む所であります。

特に、この橋の部分ですけれども、橋のちょうど標識が立っている所です。その部分については鋭角になっておりますので非常に離合がしにくうございます。そこで以前、堤防関係を県の職員の方々と視察をさせていただいた時期がありますけれども、その時にここの改良も何とかできないかということをお話しした記憶がございまして、その時もちょっと要望という形で挙げさせていただいたんですけれども、今回は木上大橋の着工も起工式が終わりまして進んでまいりますので、それと同時進行で、ここの部分の改良を何とかできないかということで質問をさせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

県道覚井一武線につきましては、御存じのように球磨大橋本橋の着工式が先般行われたところです。

橋本体につきましては、国が権限代行で施工され、前後の取付道路については県が実施することになります。左岸側の取付道路の区間は、球磨川堤防から水無川橋までとなっております。質問議員が言われます水無川橋と町道交差点の改良計画の予定はないということです。仮に改良したとしても右折レーンの設置など橋梁の幅が必要となり、さらに膨大な事業費となることが予想され、非常に難しいということでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。県からの返事はそういうふうな返事があったということですが、要望は地元住民からも非常にありますので、またここでスパッと県からは切られたんですけれども、町道のほうを改良することはできないかどうか、その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） このことにつきましても、県のほうから解決策ということで一応お示しいただいたところですが、その解決策としては、交差点位置を南側のほうへ変更することが、まず事業費であったり維持管理面でもメリットがあるのではないかと考えております。

具体的に言いますと、現在、町道尾町福島線は、水無川の管理道路を通りまして県道に接続しております。その手前から右へカーブしながら球磨川鉄道路踏切先のほうへ直角に接続する路線を設置するものとなります。町としては、現在実施しております町道平野線道路改良工事の状況を見ながら、より安全な交差点の改良が必要と認識しております。

す。今後も県と協議しながら、また、財政の状況等も勘案しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。ですね、一応、県ができないなら、できることは町でしていただくのがやっぱり一番、地域住民とするならば大変喜ばしいということでもありますけれども。

今提示してある写真を見ていただきますと、福島線のちょうど付け根の所ですけど、路面が非常にひび割れがひどいようございまして、たまたま写真を提示しましたらくっきりはっきりと見えてしまいます。ここも是非、舗装のし直しをお願いしたいなと、そういうふう思ったところでもあります。幸か不幸かひびが非常に目立ってしまったところですけども、是非よろしく願いいたします。

さて、今回は、私、三つの事項について質問をさせていただきました。特に、学校の体育館の空調設備の改良、これにつきましては国の補助金も上がるということですので、是非、計画を立てていただくということでもありますので、これは非常に喜ばしいことでもありますし、また、いつ来るか分からない大規模災害に対しても対応できるのではないかと、そのように思います。

できますれば、小学校3校の体育館、あそこばかりじゃなか、こっちもしてくださいという声も上がるやもしれませんので、そこは公平・公正にやっていただければなと、そのように考えるところでございます。

そしてまた、今回はバイオ炭の件もちょっとお話をさせていただきましたけれども、非常に環境に優しく、そしてまた農産物にも優しいバイオ炭の取組を是非、モデル特区を作っていただきまして、是非、町の産業の一つとしてできないかと、できるのではないかと思いますので、取り組み、それからお話を進めていただきたいなと、そのように感じておるわけでございます。

御存じのとおり炭は消臭にも効果がありますし、インテリアとしても効果が、インテリアとしても飾られる方がたくさんおられますので、先ではだんだんと量がとれてくれば道の駅で売らせていただいたり、それからふるさと納税の品物にさせていただいたりとか、そういうことも先では考えられるのかなと、そのように思いますので、是非前向きにお願いしたいと、そのように思う次第でございます。

残り時間少々ありますけれども、私の一般質問を、これで終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田和彦議員の一般質問が終了しました。

ここで昼食のため休憩します。休憩後は午後1時30分から開議します。

午前11時41分休憩

午後1時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

## 日程第7. 議案第7号

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、議案第2号令和6年度錦町一般会計予算から日程第7、議案第7号令和6年度錦町下水道事業会計予算まで、6議案を一括議題とします。

本案につきましては、各常任委員会において、調査及び審査が行われております。

ただ今から、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務建設常任委員長、吉田眞二議員。吉田議員。

○総務建設常任委員長（吉田 眞二君） 錦町議会議長、荒川孝一様。

令和6年3月12日、総務建設常任委員会委員長、吉田眞二。

総務建設常任委員会調査報告書。

令和6年第1回錦町議会定例会第1日目（令和6年3月5日）に調査及び審査を委託された下記案件について、次のとおり報告します。

### 1、調査案件。

議案第2号令和6年度錦町一般会計予算。

議案第6号令和6年度錦町下水道事業会計予算。

議案第7号令和6年度錦町下水道事業会計予算に係わる総務建設常任委員会所管事項。

### 2、調査年月日。

令和6年3月6日（水）から令和6年3月11日（月）まで。

### 3、調査にあたった常任委員の氏名。

総務建設常任委員長、吉田眞二。総務建設常任副委員長、丸小野聖一。総務建設常任委員、荒川孝一。総務建設常任委員、池田秀晴。総務建設常任委員、竹田農利人。総務建設常任委員、早田和彦。

### 4、調査に立ち会った執行部の氏名。

総務課、深水英雄、山本直樹、矢野智浩、大村崇史、守永幸太郎。企画観光課、岩尾和文、小田善太、中村裕二、蓑田興造。税務課、蓑田俊哉。地域整備課、上野陽一、大村恵美、東利孝、長友崇。出納室、白川裕美、河津清臣。議会事務局、蓑田和也。監査事務局、蓑田和也。

### 5、調査の結果及び意見。

総務課。

#### （行政係）

令和5年度は災害関連事業の終息が見える中、職員の負担も軽減しており、引き続き、令和6年度においても危機管理体制の整備及び職員不足の解消や労務管理の適正化に努められたい。

地方公共団体情報システム標準化・共通化事業については、令和7年度の期限について、他の自治体と比べ錦町は順調にDX化が進んでいるようで、高く評価する。

#### （財政係）

一般会計当初予算額は6億638万7,000円であり、前年度が骨格編成であったことから9%増となっている。

地方債現在高の見込みに関する調査に記されているとおり、令和6年度の起債見込額よりも元金償還見込額が多いことから、相対的に地方債残高は約2億円の縮減が見込まれる当初予算となっているものの、歳入は財政調整基金繰入金、減債基金繰入金が前年度を上回る形での予算編成であり、ふるさと納税の歳入予算は2億円の収入減となり、

厳しい状況にあることが伺える。

令和2年度以降、毎年各種基金残高は増加していたものの、令和6年度からは減少に転じることが予想され、将来負担比率の上昇も懸念されることから、予算の執行に際しては、基金繰入を最小にすることに留意され、引き続き財政の健全化確保に努められたい。

(消防交通係)

地域住民からの要望により、防犯灯25基の新設が予定されている。また、災害緊急時対応として食糧・水等の備蓄が行われている。消防団の組織強化の面では、新たに女性団員が加わっており、今後も団員確保に努められたい。

くま川鉄道に関しては、経常損失分919万3,000円、施設整備分481万8,000円、災害復旧費5,205万4,000円である。いまだ部分運行の状況であるが、全線開通が令和7年度の予定であり、早期の全線開通を望む。

(管財課)

大王原公園仮設団地利活用事業については、県より譲渡が決まり、1億1,712万円をかけて整備される。令和7年4月入居開始に向けてスムーズな改修を望む。

企画観光課

(企画情報調整係)

あいねっと放送は、3月末までに新システムに切り替わり、個人のスマートフォンと町が貸与するタブレットとの併用となり、現ダウンロード数はスマートフォンが1,269件で、タブレットについては1,500台のうち1,364台の申込みがあり、1,122台の設置(3月7日現在)がなされている。好評のため、今後、追加申込みについてはスムーズに行われたい。

錦ネット通信事業については、契約件数も伸びている。今後も収入増を目指し契約件数の増加を期待する。地域おこし協力隊については、専門分野に特化した隊員等の募集も考慮されたい。

県移住支援補助金については、東京23区の住民が対象で、県が定める要件を満たすことが条件となることから、該当する事案に限られてはいるが、過去数年は実績がゼロであるので、令和6年度は具体的な施策で実績を望む。

球磨中央高校と連携したチャレンジショップによる販売実践研修は、地域活性化につながるもので、大いに期待したい。

(地域振興係)

寄附金である、ふるさと納税歳入予算が49%の減。このままでは、さらに減収も予想されることから、減収となった部分を補うような商品開発等を行うべきと考える。コンパクトSDGsスタディープログラムは4施設がそろい、いよいよ本格的スタートを切り、修学旅行等の誘致に期待し、錦町をはじめ人吉球磨地域の活性化に期待したい。

空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会関連事業として、新商品開発委託料に1,000万円が計上されている。4市1町での連携により入場者の増加に期待する。

税務課

町税(町民税・固定資産税・軽自動車税・市町村たばこ税・入湯税)に関しては、前年(10億8,310万8,000円)比6,523万円の増となっている。

歳出については、給付金・定額減税一体支援事業が新たに業務に加わり8,459万2,000円が追加となったが、今後とも情報の収集に努められたい。

地域整備課

道路パトロール等の管理業務を含めた会計年度職員を採用することは、町民の要望に速やかに対応が可能と期待できる。非常に評価したい。必要な資材等を導入しながら効果的、効率的に作業できるような適正な予算確保を願う。

住宅リフォーム事業が令和9年度まで延長された。好評であったため、延長されたことは評価したい。

町営団地の今後については、老朽化した住宅は倒壊、火災の恐れもあるため、解体し整理を検討されたい。

(水道事業会計・下水道事業会計)

上下水道事業については、経営状況が非常に厳しい。下水道事業についても今期から企業会計導入となり、より厳しい財政状況が続く。持続可能な経営が望まれ、さらなる経費節減と併せて、加入率向上の努力を図られたい。

出納室。

総務省においては、指定金融機関に取り扱わせている公金収納事務について、適正な経費負担を図るよう地方公共団体宛てに技術的助言がされている。

錦町の指定金融機関である球磨地域農業協同組合から、これまで無料だった公金振入手数料金が、公金振込の内国為替制度運営費が10月から有料化(62円税別)されることに伴い、県下の指定金融機関JAのコスト増を受け公金振入手数料を負担してほしい旨の要望があっている。妥当性を検討し、10月分からの振入手数料を予算化されている。手数料の増加が見込まれる中で、適正な会計事務を推進するため指定金融機関と連携し、会計事務の正確性の向上、迅速化及び効率化に努められたい。

議会事務局。

令和5年12月から導入された「タブレット端末」にかかる経費として、回線使用料とソフト使用料の運用経費が予算化されている。行政サービスのデジタル化へ向けた柱の一つとして実施される本事業は、ペーパーレス化を図ることはもとより、事務負担の軽減が見込まれる。令和6年度以降の本格運用に向け、総務課と連携の上確実に進められたい。

また、議員研修については、県町村議会議長会主催、郡町村議会議長会主催の研修等と併せて町独自の研修を実施するなど、議員の資質向上や円滑な議会運営に向けた取組に期待したい。

最後に、町道等の管理のため会計年度任用職員2名を募集する予定となっている。これは町民からの要望を受けてではなく、職員からの働きかけによるものであることは評価したい。引き続き、どの業務においても自ら行動することはもとより、先を見通した業務スケジュールを立て、効率的かつ有効的な取組を望む。

以上、総務建設常任委員会に調査及び審査を委託された案件を報告いたします。

○議長(荒川 孝一君) 次に、厚生文教経済常任委員長、高田孝徳議員。

○厚生文教経済常任委員長(高田 孝徳君) ただ今から、報告いたします。

錦町議会議長、荒川孝一様。

令和6年3月12日、厚生文教経済常任委員会委員長、高田孝徳。

厚生文教経済常任委員会調査報告書。

令和6年第1回錦町議会定例会第1日目(令和6年3月5日)に調査及び審査を委託された下記案件について、次のとおり報告します。

1、調査案件。

議案第2号令和6年度錦町一般会計予算。

議案第3号令和6年度錦町国民健康保険特別会計予算。

議案第4号令和6年度錦町介護保険特別会計予算。

議案第5号令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計予算に係わる厚生文教経済常任委員会所管事項。

2、調査年月日。

令和6年3月6日（水）から令和6年3月11日（月）まで。

3、調査にあたった常任委員の氏名。

厚生文教経済常任委員長、高田孝徳。厚生文教経済常任副委員長、谷口一也。厚生文教経済常任委員、金山民幸。厚生文教経済常任委員、岡田武志。厚生文教経済常任委員、石松まゆ子。厚生文教経済常任委員、梶原誠二。

4、調査に立ち会った執行部職員の氏名。

住民福祉課、山園琢磨、高山拓二、上野綾、馬場和広。保険政策課、吉田誠二、松田こずえ、永田紀久美。健康増進課、森山毅宏、鶴嶋由加。教育振興課、尾方良一、塩井裕樹、植薄美保、桑原裕。農林振興課、有瀬耕二、東貴志、栗原欣也。農業委員会、高波昌一。

5、調査の結果及び意見。

住民福祉課。

（住民係）

町民相談事業においては、町政座談会が予定されているので、町民が多数参加されるよう対策をされたい。マイナンバーカード申請においては、申請率が83.5%である。訪問による申請受付を予定されているので、町民の理解を得ながら申請率の向上を図られたい。

（福祉係）

社会福祉協議会へ空調及び床改修補助金として、1,348万8,000円計上してあるが、災害時の避難所になっているので、早急な着工を望む。

また、本年度も電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として、3,000万円予算措置されており、支援の充実を図られている。

（子育て支援係）

児童手当交付事業については、対象年齢が18歳まで引き上げられ、2億1,212万6,000円の予算が計上されている。

また、町独自のゼロ歳から2歳児保育料無償化についても予算計上されており、さらなる子育て支援の充実が図られている。

（環境係）

ゴミの減量化は進んでいるが、ゴミ収集回数増による委託料は増加している。護美対策推進員の協力を得ながらゴミの分別と資源化の推進によりさらなる減量化に努められたい。

保険政策課。

（保険・年金係）

国民健康保険特別会計については、健診受診率の向上、重症化予防等の取組を健康増進課と連携し、実施されているが、介護保険特別会計において、高血圧や糖尿病等の生活習慣病を要因とする要介護3以上の中重度の要介護者が増加傾向にある。健診や健診後の保健指導は充実しているが、生活習慣病について町民の健康に対する意識づくり強化に取り組まされたい。

後期高齢者医療特別会計については、被保険者が国保2,210人に対し、1,810人と後期高齢者医療への移行が進んでいる。後期高齢者医療の対象者は、脳血管疾患等への罹患率や、認知症の発症率が高くなっているため、医



療介護予防事業等の強化を図りたい。また、人間ドック助成事業が後期高齢者医療対象者まで拡大されたことは、医療費抑制及び介護予防の観点からも評価できる。

#### (高齢者支援係)

老人福祉事業では、老人クラブ会員の減少という課題がある。介護予防の受皿としても活用できる組織であるが、多様性の時代に合った組織への改編等を検討する時期でもあると考える。介護予防として効果的な組織を検討されたい。

介護保険特別会計については、第8期計画期間の介護保険料基準額が、5,600円から、令和6年度からの第9期計画期間では、6,900円に引き上げられた。要因は、要介護3以上の中重度要介護者の増加であり、それに伴う介護給付費の増加である。介護給付費は、前期の第8期計画初年度（令和3年度）の計画値対比が、県全体が95.3%と下回っている中で、104.7%と上回っていた状況であった（県資料より）。その頃から増加傾向にあったと思われる。早急に、介護予防事業の効果を検証された対策を講じられたい。

また、ボランティアポイントは、介護支援ボランティアだけでなく、一人暮らし高齢者のゴミ捨てなどの日常生活支援、健康づくり等のボランティアにも利用できるように改善を望む。

#### 健康増進課

食生活改善推進協議会及び健康推進員の協力と住民福祉課、保険政策課との連携による業務が増えている。予算においては新型コロナウイルス事業の公費支援予算はなくなったが、その他は前年度同様の予算措置がなされている。

特に基本健診をはじめ、中学生健診、19歳からの基本健診等の各種健診はがんや生活習慣病等の早期発見や早期治療につながり、健康保持と併せ医療費抑制につながるので健診受診率の向上や受診後の保健指導に努められ、若年層から高齢者まで町民一人一人が健康意識の醸成を図っていく体制づくりに努められたい。

また、健康寿命を延ばすフレイル予防対策や産後ケア事業、新生児聴覚検査業務など赤ちゃんから高齢者まで伴走型支援を充実されたい。

#### 農林振興課

##### (農政係)

農林水産業費としては全体で令和5年度肉づけ後の予算と比較して1.2%の減となっている。

農業の担い手育成確保として、錦町農業担い手支援給付金について上限年齢を50歳まで引き上げるなど、これまで改正を行い18人が受給されている。

農業振興費として果樹高品質化施設導入事業、農業用ドローンオペレーター養成事業、特産品生産スマート化展開事業など支援されているが、町の農業構造を考慮したバランスの取れた支援を望む。

畜産業費では錦町受精卵協議会運営補助金をはじめとした優良牛の保留確保の支援、球磨畜産農業協同組合閉組に伴う支援の変化が必要と考える。

##### (耕地・林務係)

令和6年度は5年に一度の林道橋梁点検が予算計上されている。農道の維持修繕について予算計上されており、要望があった場合、迅速に対応されたい。

多目的機能支払交付金事業、中山間地域直接支払事業については、営農の継続、集落の維持、地域活動に欠かせないものになっており、関係機関と連携し持続可能な農業の構築を務められるように望む。

令和2年度豪雨災害、令和4年の台風災害の被害復旧が完了していないが、林道に関しては、復旧と同時に新たな災害が確認されるなど難しい面があるが、森林保全の多目的機能の維持に努められるよう望む。

有害鳥獣被害に関してはますます増加しているが、これまで同様、資格取得や捕獲について関係団体との連携を図り、なお一層の捕獲に努められたい。

農業委員会。

高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地の集約化等に向けた取組が必要となる。目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定にあたり、目標地図の作成、地域の話合い、農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化を図られたい。

農業者年金は、老後の備えとしても重要な制度であるので、積極的な周知、勧誘に努められたい。

教育振興課。

(学校教育係)

学校教育においては、教育総務費における入学祝い金や教育振興補助として小、中学校の修学旅行費の補助を行い、修学援助の支援を行っている。子どもたちの学習、生活環境の改善がなされている。

心の教室相談事業においては、相談員の存在が心身の成長期である子どもたちの支えとなり機能している。

特別支援教育事業では、小学校9人、中学校5人の支援員を配置し、人員の確保ができています。状況の変化に対応した教室、人員の配置を望む。

社会教育係。

数年に及ぶコロナ禍で実施できなかった行事が予定されているが、社会情勢も大きく変化し、人口数など分館格差も生じてきている。町民の要望や現状を踏まえた行事計画が必要であると考えます。

文化財保護について、文化財管理業務委託料40万円が計上されている。本町文化財の貴重な国指定桑原家住宅は老朽化等により著しい損傷が見受けられるが、保護のために国に「保存活用10カ年計画書」を申請予定であるとの説明であった。付近には町指定の丸目蔵人佐墓地や下り山須恵窯跡もあり、観光資源としても効果が期待できるので早期に改修ができるように望む。

(学校給食センター)

学校給食においては、全額補助となり、保護者の負担軽減となった。引き続き地産地消を取り入れた安心、安全でおいしい給食事業を望む。

また、給食センターも築24年が経過し老朽化が進んでいるが、十分な点検、修繕を行い長寿命化に努められたい。

以上で報告を終わります。

○議長(荒川 孝一君) 各常任委員長の報告が終わりましたので、ただ今から、議案第2号から議案第7号に対する一括質疑を行います。

なお、各常任委員会において、調査及び審査が行われておりますので、所管事項以外のみ限定して、簡明に質疑をお願いします。

質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員(9番 池田 秀晴君) 9番。

111ページ、お願いします。

社会福祉費の件で、19節の補装具給付費300万円。これ、令和5年度も同じ300万円計上されておりましたけれども、これについて利用者は何名いらっしゃるのか教えていただきたい。それと、この利用するにあたり、館報かなんかで指示されているのか、ちょっとお尋ねしたいです。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

障がい介護給付費等福祉サービス費につきましては、2億5,400万円ということになっておりまして、利用者は約99名となっております。補装具の利用者につきましては、詳細に把握しておりません。なお、広報につきましては広報誌に補装具の給付事業について、広報は現在のところしていないと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。

私、一般質問でお願いした経緯があります。やはり町民の方は、我々執行部とまた議員は、この予算書である程度把握できますけれども、町民の方が利用したいと思われても、こういう資料がないと利用先が分からないと思うんですね。そここのところは、ある程度進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 議員御指摘のとおり、広報したいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。

次に、113ページ、139の19節日常生活用具給付金、令和5年も300万円計上してあります。

○議長（荒川 孝一君） 池田議員、ちょっとよろしいですか。全く今と違う質問ですよ。複数の場合は、また1回終わっていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議員（9番 池田 秀晴君） はい。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 予算書の167ページ、説明の823ですけれども、人吉海軍航空隊基地跡地の活用事業で新商品開発業務委託料1,000万円が計上されております。それと823節ですけれども、やはり、空がつなぐまち・ひとづくり交流事業業務委託料336万円がしておりますけれども、この事業内容について。また、空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会の負担金が150万円になっております。これは、令和5年の予算では50万円になっているところですが、この負担金が上がった理由について、3点についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

まず、1番目の商品開発事業1,000万円についてですけれども、こちらが空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会、兵庫県の姫路市、加西市、大分県の宇佐市、鹿児島県の鹿屋市の4市と本町、5市町で協議会をつくっております。その事業といたしまして、この事業が令和5年度から令和7年度までの3ヶ年計画となっております。その中で、「ヒト・コト・モノ」を主軸とした事業を展開しているところです。

令和6年度の「モノ」の事業に関しまして、本町の地域資源と関連自治体の地域資源を掛け合わせることで、新たな特産品を開発してブランド力を高めることで、地域経済の底上げを図っていくという事業になります。この事業で開発した特産品は、資料館をはじめ、道の駅、錦農産物直売所等での販売も計画しているところです。

2番目の空がつなぐまち・ひとづくり交流事業業務委託料336万円ですけれども、こちらのほうが、まず1番目にインバウンドの促進事業。これは、インバウンド向けのパンフレット制作、お土産開発等の事業に66万円と、

7年度が戦後80周年になります。戦後80周年の企画展事業といたしまして70万円。最後に、錦町の特産品開発事業、特産品の開発ですね、販売プロモーション。こちらは、本町単独の特産品の開発ということです。これが200万円。合計の336万円となっております。

最後の、負担金が150万に100万円増加したということですが、こちら、空をつなぐまち・ひとづくり推進協議会におきまして、戦後80周年に向けた準備事業ですね、そちらを進めていくということでの負担金の増となっているところです。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。大体のあれは分かったんですけど、この財源ですけれども、これは一般財源がざっとですけど2,100万円。繰越金、その他が2,400万円。国が1,100万円ということですが、これはどこからの財源ですか。

それと2点目ですけれども、先ほどの4市1町村の連携と言われましたけれども、この錦町が1,000万円組んでありますけれども、これはほかの市の委託料というのはやはり1,000万円ですかね。もし、1,000万円だったら5,000万円の事業になると思うんですけど、そのところの説明をお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

まず、1点目の財源でございますけれども、先ほどの御質問いただいた全てデジタル田園都市国家構想推進交付金の地方創生タイプで、取りまとめを兵庫県の加西市が一括で兵庫県に対して申請しているものとなります。補助率は2分の1です。

2点目の新商品開発事業の1,000万円ということですが、こちらが錦町のみ1,000万円の委託料を計上しているところです。錦町が窓口となって、まずは委託事業者に委託をして、その後、委託事業者がプロポーザルだとか、そのようなことを通じて商品開発をしていくという事業になりますので、総事業費が1,000万円ということでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。今の説明では、錦だけが1,000万円出すということですか。4市1町で商品開発を行うということで連携してということですが、錦町だけが出すということですかね。これは、色々な開発事業なんですけれども、今、道の駅とかそういうところに売るといって、ふるさと納税をされるときにはレッドホース、委託業者が商品開発などを行うということですので、これはふるさと納税とは関係ないんですかね。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

もう少し詳細に説明させていただければと思いますけれども、まずこの空をつなぐまち・ひとづくり協議会の事業の中で、「ヒト・コト・モノ」と先ほど申し上げましたが、まず「ヒト」の交流事業の中で総合計345万円、「コト」の事業のほうで4,042万円、「モノ」のほうで総事業費が2,000万円、これが4市1町でそれぞれ計上してあります。

本町が取り組む事業としましてが、先ほどの商品開発事業の1,000万円分ですとか、先ほど御質問された

336万円の事業だとか、そのようなものの集合体となっております。

ふるさと納税事業とはおっしゃいましたけれども、この事業に関しましては4市1町それぞれの地域資源ですね、生かせるものを生かして売れるものを作っていくというような事業になっているところで、その商品開発がうまくいって、それが返礼品として適するものでございましたら、ふるさと納税の返礼品として計上していくということも考えているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 241ページについてお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） もう一度。すみません、座ってからもう一度、質問していただけますか。

○議員（10番 金山 民幸君） 失礼しました。10番。ページの241ページについてお尋ねいたしますが、給与費明細書です。

歳出予算に給与費を計上しておりますが、その総括明細がこの明細書だと思いますので、ここでお尋ねしますが、その中の241ページの明細書、職員手当等の中で当初予算費時間外勤務手当でございます。本年度は2,054万1,000円、前年度が3,360万9,000円で、前年度にして本年度は約1,300万円減額となっております。これは、前年度におきましては職員の努力による減額もあろうかと思いますが、この中で、ほかの主な減額になった要因を総務課長にお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

要因としましては、そのほかに令和5年度、今年度ですけれども、統一地方選挙がございまして選挙が多かったというところでの時間外と、あとは当初予算のほうにも予算規模が今年の6月の肉づけの予算と比べましても、3億程度減っております。それは、やっぱり災害対応が大分落ち着きを見せているかなというところでの、時間外もそれに比例して下がってきているのかなと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。147ページ、果樹高品質化施設導入事業の810万円について、中身のほうをお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

まず、内容ですけれども、ロボット草刈機が1台、平棚が4台、乗用モアが4台、糖度計3機、スピードスプレーヤーが2台、電動バサミが4台、防蛾灯が3機、ハウスのほうが1件となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。先ほどの113ページ、地域生活支援事業の中の19節、139の。日常生活用具給付費、令和5年も300万円計上してありました。これも、先ほどと同じように、町民の方はこれについての利用をされているのでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

こちらの給付費につきましては、人工直腸、人工膀胱、消化器系の障がいの方の消耗品の支給となっております。人数としては、20名弱ほどいらっしゃいます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。予算書の171ページですけれども、この説明のところの118ですけど、ふるさと納税事業の中でふるさと納税代行業務委託料、これ今、8,000万円ですけれども、令和5年は2億2,000万円。ポータルサイト成果連動使用料が、令和5年は4,800万円だったんですけど、1,100万円になっておりますが、この減の理由としては、サントリーのお茶が使用されなくなったためと聞いておりますけれども、錦町では大体何人の方が返礼品としてふるさと納税に出されておられるのか。また、返礼品の種類としてはどのようなものがあるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

1点目の錦町内の方がどれだけ返礼品を出されているかに関しましてですけれども、申し訳ございません、詳細な資料を持ち合わせておりませんので、例えば果樹の農家さんであったりが返礼品として出されているところは承知しているところです。

すみません、2点目の返礼品の多い順番ですけれども、上から、本年度に関しましては途中までペットボトルのお茶が1位を占めておりました。今なお1位を占めております。2位が肉類、3位が果樹であったかと認識しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。やはり、サントリーのお茶だけで2億というのが大変だなと思ったものから、大体少しでも、1件が減るだけで2億違うだったら大変ですので、できれば2番目、3番目、多くの町内の方に来ていただければいいかなと思ったところなんですけれども、この令和5年の10月から経費が5割ということで総務省が決まったんですけれども、返礼品は3割ということで、そのままだと思うんですけれども、その経費にかかわるのは、もし3割の返礼品がやった場合に2割で抑えなければならぬかと思うんですけれども、聞くところによりますと、返礼品は据置きで、寄附金を上げていらっしゃるということをお聞きしたんですけれども、今どういうふうにされているのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

以前、一般質問時だったと思うんですけれども、本町も10月の改定から、返礼品は20%に一律下げたところがございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 返礼品を下げるということは、やはり出す方の収入が減りますよね。だから、なるだけ返礼品は下げなくて、事務費の節約というのをしていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 教育委員会のほうにお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 小学校、中学校、また体育施設の中で、植木剪定業務委託料と樹木伐採・除草等業務委託料、これ全て合わせますと約650万円ほどの予算が上がっております。一事業所で考えますと、そう高くはないと思いますけれども、教育委員会だけ、これだけの伐採、剪定の金額が上がっておりますけれども、この算定方法、これがどういうふうになっているかを教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

お手元資料の201ページ、まず、小学校費ですけれども、植木剪定業務委託料で120万円ほど。それから、植木伐採・除草等で210万円ほど。これは、小学校3校分の業務費の委託料となっております。

基本的には、いずれも見積りをいただいての計上となっております。特に樹木伐採・除草等につきましては、学校敷地内にかなり大きくなった樹木等があるというのがあって、シルバーさんとかでは、もう対応できないということから、業者さんをお願いすると、やはりクレーンを使つての伐採とかをせざるを得ないというところで、高額になってしまうというのがございます。植木剪定等については、各学校大体30万円から40万円程度の予算ということになります。

中学校につきましても同様に、209ページになりますけれども、植木剪定業務として約37万円。それから、樹木伐採で59万円ほどですけど、同じく錦中学校の南西側にありますクスノキと桜、やはり大きいということで、多少機械を使つての作業ということでの経費が高くなるということがございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 金額が金額ですので、今後、計画的なことで、確かに大きい木につきましては生徒たちの安全を考えるために必要かと思っておりますけれども、今後ともそういった面でも協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。ページの248ページでございますが、町の起債に関する調書があります。

本年度も、歳入には町債を組んであります。歳出には、その町債の償還金として公債費を計上してあります。

そこで、その調書の中のことについてお尋ねしますが、これまで公共事業費の財源として公共事業債や学校や公営住宅整備事業債の事業の財源として、ここ表でいけば19の記載があるわけです。それで5年度、表の縦の中ほどの一番下、合計のところを見ていただければいいんですけども、5年度末で残高の元金が約56億1,000万円になっております。そして、6年度の起債見込みが2億8,800万円。そして、いわゆる借ってきた償還金が、歳出で約4億9,500万円、歳出合計で言いますと、計上されております。そうしまして、6年度末では54億円の起債残高が残るというような計上されております。

私がここでお尋ねしますのは、その総額54億円の内、よく補正予算とか当初予算で総務課長が、この記載には交付税措置が何パーセントの措置がありますという説明をされてきておりますので、54億円の中で、これを将来償還していくわけですが、国の制度として、この償還のうちの、この起債全部該当するかどうかは知りませんが、国が交付税で見てくれる制度があるわけですね。

私がお尋ねしたいのは、54億円の元金がありますが、その起債ごとに交付税措置される割合は違いますので、大

体割合で、50か45か分かりませんが、大体割合で何割で、金額としてどのくらいは後年度の償還に対して、国の制度により、どのくらい国のほうが面倒を見てくれるということになるのか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

現在、議員がおっしゃいますように、ここに19の区分で計上させていただいております。合計額が、6年度末で54億円ほどとなっております。こちらの起債に対しましての普通交付税の算入率なんですけれども、全くないものから、あとは100%まで、非常に幅広い形で算入率が計上されております。それを大体概算で合わせますと、6割程度が普通交付税算入で、国から算入していただけるような内容になっております。

金額としましては、32億8,000万円が算入いただけるということで、理論上の数値ではございますけれども、一般財源の持ち出しとしましては21億2,300万円が町の負担分ということで、概算ですけれども計算しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。分かりました。

私も前にも質問したことがあります。これが過疎町村であれば、まだ増えるのかなと思っているわけで、実質の54億円、残高が今あるけれども、真水の町の財源としては、あと20数億円が町の財源ですよということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） ここで10分ほど休憩します。休憩後は午後2時40分から開議します。

午後2時33分休憩

-----  
午後2時40分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

ほかに質疑はありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。115ページをお願いします。

節の984行旅死亡人等取扱費25万5,000円。令和5年度は、国会予算のために恐らく計上していなかったと思いますけども、これは県外とか、町外とか、外国人の方が旅行に来られて本町で亡くなった時の恐らく取扱費だろうと思いますけども、今までの本町で、そういう経緯があったでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

令和5年に相続人の方がいらっしゃらない方がお一人暮らしでお一人、お亡くなりになっております。その関係で、6年からは予算計上しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。169ページの。

○議長（荒川 孝一君） すいません、何ページ、もう一度。

○議員（8番 岡田 武志君） 169ページです。商工費の中で873の人吉海軍航空隊基地の資料館の事業の中で、14番のレンタサイクル収納庫設置工事ってこれ303万6,000円とありますが、これは何台程度のレンタサイ



クルの収納庫なんです。一ヶ所なんですかね。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

何台ぐらいの収納がという御質問かと思えますけども、今、既存の自転車が4台、新規で2台、合わせて6台を収納する予定でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今、何でも物価高騰の中ですので高いと思いますけども、自転車の6台収納庫が300万円もするのかと単純に思ったもんですから質問しました。それなりの仕様であるということによろしいんでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、以前、コンテナハウスを整備いたしましたけれども、そのようなタイプの収納庫を予定しているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。117ページ、お願いします。

19節の扶助費の中で、老人保護費。令和5年は1,285万3,000円計上してありましたけども、本年度が1,066万7,000円、約220万円ほど減額になっていますけども、これについて老人保護費の内容的なものちょっと教えていただきたいと思いますが、どういうものかということ。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） 内容と申しますと、要は、養護老人ホームに入られている方の負担金は、一応頂きますが、その方から。それ以外の分を措置費として町のほうから養護老人ホームに支払うという形になります。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。養護老人ホーム以外で施設に入っていられる方に対しても、やっぱりそういう計上になっているんですか。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） これはあくまでも養護老人ホームに入所されている方の分のみとなります。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。185ページの町営新指杉住宅解体工事、町営原田川住宅解体工事の586万1,000円と615万2,000円ですかね。これは約何棟程度の解体とその解体、当然、もう住んどられんと思うんですけども、その跡地の利用計画とかあるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

まず、戸数につきましては、新指杉住宅につきましては、4戸の1棟分、原田川住宅については、3戸の解体を考えております。

解体した後の跡地についてですけども、新指杉住宅は、まだほかに住宅がありますので、当分はそのままという

ことになっております。

ただ、原田川住宅については、分筆登記が必要になってきますので、必要な方につきましては、その費用がかかってくるということになります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。次に131ページをお願いします。

上段の17節紙折り機械購入費。5年度は、母子保健事業費の中で、視力検査機器を154万円計上されてありますが、この紙折り機器購入ちゅういうのはどういう、自動的にこう折っていく機械、購入ですか。

○議長（荒川 孝一君） 森山健康増進課長。

○健康増進課長（森山 毅宏君） お答えいたします。

この紙折り機購入につきましては、各種予防接種等の通知を出す際に、A3からA4の用紙を半折りにしたりとか、四つ折りにしたりとかにするものでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。101ページの中ほどに、再生可能エネルギー活用推進協議会という言葉が出てきますが、この協議会の中で協議されている内容とまたどういった答申が出ているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

こちらが現在、竣工いたしましたバイオマス発電所が竣工建設される前に、このような協議会を開いて地権者の方とかをお呼びして会議を開いていたところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） これは1回、一般質問をした覚えはありますけれども、このバイオマス発電所の竣工は稼働しましたけども、やはり、せつかく地域に根差した誘致企業であるので、地域の皆さんからいろんな来てよかったと、そういう思われるような施設にしてくださいということであるので、何らかの協議をお願いしたいということで、多分、立ち上げた協議会だったと思うんですね。

新しく稼働しましたので、今からまた色々な活用方法というか、地域にいろんな貢献できるような内容等が出てくるのではないかと思いますので、また引き続き、いろんな協議をよろしくお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。213ページの英検補助金ですが、最近の級別の取得率人数、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

申し訳ございません、手元にちょっと資料を持ってきておりませんで、実数まではお答えできませんが、令和5年度で217人が受験をしております。約半数ほどが合格したということをお伺いしたかと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） これはもう小中学校合わせて217名ぐらいが受けているということですかね。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

ほとんどが中学生ですが、小学生が10名弱だったかと思います。

○議長（荒川 孝一君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。133ページをお願いします。

保健衛生費の中の206節の18人吉球磨広域行政組合負担金。令和5年度が641万6,000円計上されて、今度は280万円ぐらい下がっているんですけど、これについてちょっと説明をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

昨年度、5年度は、火葬炉の修繕が2ヶ所ございまして、修繕が終了しましたので、6年度は356万2,000円となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。これは火葬代も含んでいるんですか。埋葬すると。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えします。

これにつきましては、火葬場の経費となっておりますので、燃料費等も含んでおります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。企画課長に確認してお尋ねしますが、ページの173です。

この商工費の負担金補助ですね。ようございますか。この中で、企業立地促進補助金2,080万円予算計上してあります。これは企業立地促進補助金交付要綱に基づく予算措置だと思いますが、この内訳を説明をお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

こちらの内訳としましては、まず2,000万円が施設整備の補助金分で、残りの80万円、こちらが雇用促進補助金1人当たり20万円ですので、4人分の錦町民の方を雇用されているということでの80万円となります。合計の2,080万円です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。147ページ、お願いします。

農林振興課長にお尋ねします。

858の農業担い手支援給付事業。年間に1人75万円ですけども、国の場合は150万円で、ちょっと規制が厳しいと思うんですね。本町の場合は75万円で、規制は厳しくないと思いますけども、ある家庭のお年寄りの方が甘えすぎるとのも一つのいかんちゃんかなあという話を聞きました。書類の出し方っていうのはどういった具合に出

されるんですか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

受給されている方につきましては、年に1回、就農状況の報告書を提出していただくことになっております。

その報告書の内容としましては、毎日の作業内容と作業時間ということに記載していただいて出していただいておりますけれども、中に疑義が生じた場合には、現地確認とかを行っている状況です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。やはり皆さんの税金ですので、ある程度は、やっぱり見過ごさないでやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 159ページをお願いします。

この林業費の中の11節森林保険料。令和5年度は124万1,000円。今回が482万円、約360万円ほど増額になっていますけれども、これについての説明をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

森林保険というのは5年分をかけることになっているんですけれども、毎年かける場所が違うと言いますか、面積の変化によって、掛金も変わってきている状況です。

以上です。（発言する者あり）

○議長（荒川 孝一君） 違う件ですね。はい、了解しました。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 次に、教育振興課長にお尋ねします。

219ページ、成人式の記念品なんですけれども、今年、成人者がおられて写真撮影された後に、運動場のブルーシートの上に、8個ほど記念品が残っておりました。私、そこで中身をちょっと調べたら、パンフレットみたいなのがいっぱい出てきまして、これじゃあ持って帰らんちゃいなあという感じを受けました。ですから、教育長も町長もいらっしゃいますので、来年度から記念品のやり方、何かこう印鑑とか、そういうものでも結構だと思うんですけども、そこのところちょっと考えを直していただくことはできないかと思います。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問、お答えいたします。

成人式の記念品につきましては、写真撮影した後、成人者に対して郵送で、写真を送っておりますけど、写真自体が記念品という形で取扱いをさせていただいております。

そういった関係で、式典の際に、席に配付しておりますのが錦町の観光パンフレットだったりとか、企業からの求人案内文とか、あと様々なお祝い関係の書類等を一式入れたものを渡しているわけなんですけれども、なかなか成人者につきましては、気持ちが心あらずというような状態で、忘れて帰られるという方もやっぱりいらっしゃるというのが現実かと思えます。

御指摘のありました印鑑等というのも。検討したわけではありますけど、実際のところ、中学、高校の時の卒業記念がちょうど印鑑を多分、渡されていると思います。ということで、適当なものがあればまた協議、検討したいとい

うふうに思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。是非よい方向の検討をお願いいたします。

せっかく20歳ということで、自分たちの、我々が20歳の時が一番よかった成人式ということであったんですけど、今は18歳が成人ということで、集いという形に切り替わりましたんで、そのところを検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第2号から議案第7号までの一括討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第2号令和6年度錦町一般会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第3号令和6年度錦町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第4号令和6年度錦町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第5号令和6年度錦町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第6号令和6年度錦町水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第7号令和6年度錦町下水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 議員派遣の件

○議長（荒川 孝一君） 日程第8、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認め、議員派遣の件については、名簿のとおり派遣することに決定しました。

---

#### 日程第9. 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（荒川 孝一君） 日程第9、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各委員長からお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

お諮りします。本定例会の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理に要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

---

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和6年第1回錦町議会定例会を閉会します。

午後3時02分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員







